

東許第20010号

令和2年12月23日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 北川 健一

原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質の加工の事業  
に係る保安規定変更認可申請書の一部補正について

令和2年9月18日付け東許第20009号をもって申請いたしました弊社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更の一部補正

1. 補正の内容

令和 2 年 9 月 18 日付け東許第 20009 号をもって申請した核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書を別添 1 のとおり一部補正する。また、補正後の「新旧対照表」を別添 2 に示す。

2. 補正の理由

- (1) 品質管理基準規則の解釈の例示を取り込むために記載を変更する。
- (2) 施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化のために記載を変更する。
- (3) 保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化のために記載を変更する。
- (4) 定期評価の削除を取り下げ、これに伴う記載の適正化のために記載を変更する。
- (5) その他記載の適正化のために記載を変更する。

以上

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
別紙  (記載の適正化。)	<p>別 紙</p> <p>核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更</p> <p>1. 変更の内容 別添「新旧対照表」のとおり変更する。</p> <p>2. 変更の理由 以下の理由により、保安上の措置について定めるため原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（令和2年3月17日付け認可）の一部を変更する。</p> <p>(1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の改正（令和2年4月1日施行）に伴う変更</p> <p>① 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）」及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。</p> <p>② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。</p> <p>③ <u>核燃料物質の加工の事業に関する規則</u>第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、別表18の保安に関する記録を変更する。</p> <p>④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。</p> <p>(2) その他 上記の他、適宜、記載の適正化を図る。</p> <p>3. 変更の詳細</p> <p>(1) <u>「核燃料物質の加工の事業に関する規則」</u>の改正（令和2年4月1日施行）に伴う変更</p> <p>① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。</p> <p>(ア) 保安品質マネジメントシステムの目的（第3条の3）            (イ) 定義（第3条の4）            (ウ) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（第3条の5）            (エ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項（第4条）            (オ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）            (カ) 保安品質マニュアル（第4条の3）            (キ) 文書の管理（第4条の4）            (ク) 記録の管理（第4条の5）            (ケ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ（第5条）            (コ) 原子力の安全の確保の重視（第5条の2）</p>	<p>別 紙</p> <p>核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更</p> <p>1. 変更の内容 別添「新旧対照表」のとおり変更する。</p> <p>2. 変更の理由 以下の理由により、保安上の措置について定めるため原子燃料工業株式会社東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（令和2年3月17日付け認可）の一部を変更する。</p> <p>(1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」<u>（以下「加工規則」という。）</u>の改正（令和2年4月1日施行）に伴う変更</p> <p>① 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」<u>」</u>（以下「品質管理基準規則」という。）及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。</p> <p>② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。</p> <p>③加工規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、別表18の保安に関する記録を変更する。</p> <p>④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。</p> <p>(2) その他 上記の他、適宜、記載の適正化を図る。</p> <p>3. 変更の詳細</p> <p>(1)加工規則の改正（令和2年4月1日施行）に伴う変更</p> <p>① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。</p> <p>(ア) 保安品質マネジメントシステムの目的（第3条の3）            (イ) 定義（第3条の4）            (ウ) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（第3条の5）            (エ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項（第4条）            (オ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）            (カ) 保安品質マニュアル（第4条の3）            (キ) 文書の管理（第4条の4）            (ク) 記録の管理（第4条の5）            (ケ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ（第5条）            (コ) 原子力の安全の確保の重視（第5条の2）</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
別紙  (変更なし。)	(サ)保安品質方針 (第6条) (シ)保安品質目標 (第7条) (ス)保安品質マネジメントシステムの計画 (第7条の2) (セ)責任及び権限 (第7条の3) (ソ)保安品質マネジメントシステム管理責任者 (第7条の4) (タ)管理者 (第7条の5) (チ)組織の内部の情報の伝達 (第7条の6) (ツ)マネジメントレビュー (第8条) (テ)マネジメントレビューに用いる情報 (第9条) (ト)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (第10条) (ナ)資源の確保 (第10条の2) (ニ)要員の力量の確保及び教育訓練 (第10条の3) (ヌ)個別業務に必要なプロセスの計画 (第11条) (ネ)個別業務等要求事項として明確にすべき事項 (第11条の2) (ノ)個別業務等要求事項の審査 (第11条の3) (ハ)組織の外部の者との情報の伝達等 (第11条の4) (ヒ)設計・開発計画 (第12条) (フ)設計・開発に用いる情報 (第12条の2) (ヘ)設計・開発の結果に係る情報 (第12条の3) (ホ)設計・開発レビュー (第12条の4) (マ)設計・開発の検証 (第12条の5) (ミ)設計・開発の妥当性確認 (第12条の6) (ム)設計・開発の変更の管理 (第12条の7) (メ)調達プロセス (第12条の8) (モ)調達物品等要求事項 (第12条の9) (ヤ)調達物品等の検証 (第12条の10) (ユ)個別業務の管理 (第12条の11) (ヨ)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (第12条の12) (ラ)識別管理 (第12条の13) (リ)トレーサビリティの確保 (第12条の14) (ル)組織の外部の者の物品 (第12条の15) (レ)調達物品の管理 (第12条の16) (ロ)監視測定のための設備の管理 (第12条の17) (ワ)監視測定、分析、評価及び改善 (第12条の18) (ヲ)組織の外部の者の意見 (第12条の19) (ン)保安内部監査 (第13条) (あ)プロセスの監視測定 (第13条の2) (い)機器等の検査等 (第13条の3) (う)不適合の管理 (第14条) (え)データの分析及び評価 (第14条の2)	(サ)保安品質方針 (第6条) (シ)保安品質目標 (第7条) (ス)保安品質マネジメントシステムの計画 (第7条の2) (セ)責任及び権限 (第7条の3) (ソ)保安品質マネジメントシステム管理責任者 (第7条の4) (タ)管理者 (第7条の5) (チ)組織の内部の情報の伝達 (第7条の6) (ツ)マネジメントレビュー (第8条) (テ)マネジメントレビューに用いる情報 (第9条) (ト)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (第10条) (ナ)資源の確保 (第10条の2) (ニ)要員の力量の確保及び教育訓練 (第10条の3) (ヌ)個別業務に必要なプロセスの計画 (第11条) (ネ)個別業務等要求事項として明確にすべき事項 (第11条の2) (ノ)個別業務等要求事項の審査 (第11条の3) (ハ)組織の外部の者との情報の伝達等 (第11条の4) (ヒ)設計・開発計画 (第12条) (フ)設計・開発に用いる情報 (第12条の2) (ヘ)設計・開発の結果に係る情報 (第12条の3) (ホ)設計・開発レビュー (第12条の4) (マ)設計・開発の検証 (第12条の5) (ミ)設計・開発の妥当性確認 (第12条の6) (ム)設計・開発の変更の管理 (第12条の7) (メ)調達プロセス (第12条の8) (モ)調達物品等要求事項 (第12条の9) (ヤ)調達物品等の検証 (第12条の10) (ユ)個別業務の管理 (第12条の11) (ヨ)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (第12条の12) (ラ)識別管理 (第12条の13) (リ)トレーサビリティの確保 (第12条の14) (ル)組織の外部の者の物品 (第12条の15) (レ)調達物品の管理 (第12条の16) (ロ)監視測定のための設備の管理 (第12条の17) (ワ)監視測定、分析、評価及び改善 (第12条の18) (ヲ)組織の外部の者の意見 (第12条の19) (ン)保安内部監査 (第13条) (あ)プロセスの監視測定 (第13条の2) (い)機器等の検査等 (第13条の3) (う)不適合の管理 (第14条) (え)データの分析及び評価 (第14条の2)

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（施設管理の記載の適正化及び定期評価の削除の取下げ。）</p>	<p>(お)継続的な改善（第14条の3）  (か)是正処置等（第15条）  (き)未然防止処置（第15条の2）</p> <p>② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。  (ア) 安全文化の醸成（第3条の2）  (イ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）  (ウ) 巡視・点検（第29条）  (エ) 操作上の一般事項（第30条）  (オ) 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の2）  (カ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）  (キ) 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保（第32条）  (ク) 火災及び爆発発生時の体制の整備（第36条の2）  (ケ) 内部溢水発生時の体制の整備（第36条の3）  (コ) 火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備（第36条の4）  (サ) 竜巻発生時の体制の整備（第36条の5）  (シ) その他の自然現象発生時の体制の整備（第36条の6）  (ス) 保全区域（第45条の2）  (セ) 施設管理に係る計画及び実施（第58条）  (ソ) 使用前事業者検査の実施（第59条の2）  (タ) 定期事業者検査の実施（第59条の3）  (チ) 定期事業者検査の報告（第59条の4）  (ツ) 施設定期自主検査（第60条）  (テ) 施設定期自主検査項目（第61条）  (ト) 施設定期自主結果の報告（第62条）  (ナ) 施設管理方針及び施設管理目標（第62条の2）  (ニ) 保全対象範囲の策定（第62条の3）  (ヌ) 保全重要度の設定（第62条の4）  (ネ) 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視（第62条の5）  (ノ) 保全計画の策定（第62条の6）  (ハ) 保全の実施（第62条の7）  (ヒ) 保全の結果の確認・評価（第62条の8）  (フ) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置（第62条の9）  (ヘ) 保全の有効性評価（第62条の10）  (ホ) 施設管理の有効性評価（第62条の11）  (マ) <u>定期評価に係る計画及び実施（第95条）</u>  (ミ) <u>定期評価に係る評価及び改善（第96条）</u>  (ム) <u>加工施設の定期的な評価（第97条）</u></p>	<p>(お)継続的な改善（第14条の3）  (か)是正処置等（第15条）  (き)未然防止処置（第15条の2）</p> <p>② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。  (ア) 安全文化の醸成（第3条の2）  (イ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）  (ウ) 巡視・点検（第29条）  (エ) 操作上の一般事項（第30条）  (オ) 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の2）  (カ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）  (キ) 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保（第32条）  (ク) 火災及び爆発発生時の体制の整備（第36条の2）  (ケ) 内部溢水発生時の体制の整備（第36条の3）  (コ) 火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備（第36条の4）  (サ) 竜巻発生時の体制の整備（第36条の5）  (シ) その他の自然現象発生時の体制の整備（第36条の6）  (ス) 保全区域（第45条の2）  (セ) 施設管理に係る計画及び実施（第58条）  (ソ) 使用前事業者検査の実施（第59条の2）  (タ) 定期事業者検査の実施（第59条の3）  (チ) 定期事業者検査の報告（第59条の4）  (ツ) 施設定期自主検査（第60条）  (テ) 施設定期自主検査項目（第61条）  (ト) 施設定期自主結果の報告（第62条）  (ナ) 施設管理方針及び施設管理目標（第62条の2）  (ニ) 保全対象範囲の策定（第62条の3）  (ヌ) 保全重要度の設定（第62条の4）  (ネ) 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視（第62条の5）  (ノ) 保全計画の策定（第62条の6）  (ハ) 保全の実施（第62条の7）  (ヒ) 保全の結果の確認・評価（第62条の8）  (フ) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置（第62条の9）  (ヘ) 保全の有効性評価（第62条の10）  (ホ) 施設管理の有効性評価（第62条の11）  (マ) <u>経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針（第62条の12）</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。） （保全区域の明確化。）</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p> <p>（施設管理の記載の適正化。）</p>	<p>③ 記録事項の名称等を変更する。 （ア） 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。 （ア） 情報の共有及び公開（第15条の3） （イ） 職務（第17条） （ウ） 核燃料取扱主任者の職務（第19条） （エ） 核燃料安全委員会（第21条） （オ） 力量、教育・訓練及び認識（第23条） （カ） 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練（第24条） （キ） 加工施設の操作に係る計画及び実施（第25条） （ク） 漏えい管理（第34条） （ケ） 放射線管理に係る計画及び実施（第38条） （コ） 放射線測定器類の管理（第53条） （サ） 施設管理に係る計画及び実施（第58条） （シ） 施設管理に係る評価及び改善（第59条） （ス） 計器及び放射線測定器の校正（第59条の5） （セ） 非常時用器材の整備（第85条）</p> <p>（ソ） 記録（第97条※）</p> <p>（タ） 保全区域及び周辺監視区域図（別図3） （チ） 保安活動関連文書階層図（別図5） （ツ） 核燃料物質等を取り扱う加工施設（別表2（第27条、第62条の6第7項関係）） （テ） 線量当量等の測定方法（別表10（第52条関係）） （ト） 放射線測定器類（別表11（第53条関係）） （ナ） 施設定期自主検査（別表13（第61条関係）） （ニ） <u>定期事業者検査、点検及び巡視（別表13の2（第59条の3、第62条の6第5項、第7項関係））</u> （ヌ） 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）） （ネ） <u>規則、基準リスト</u>（別表19（第4条の2、第10条の2、第11条関係）） （ノ） 設計想定事象対応に係る実施方針（添付1（第30条の2関係）） （ハ） 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針（添付2（第30条の3関係））</p> <p>※第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げに関する変更であり、繰り上げ後の条項番号を記載。</p> <p>(2) その他の記載の適正化を行う。 ① 目的（第1条） ② 保安活動を行う者の組織（第16条）</p>	<p>③ 記録事項の名称等を変更する。 （ア） 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。 （ア） 情報の共有及び公開（第15条の3） （イ） 職務（第17条） （ウ） 核燃料取扱主任者の職務（第19条） （エ） 核燃料安全委員会（第21条） （オ） 力量、教育・訓練及び認識（第23条） （カ） 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練（第24条） （キ） 加工施設の操作に係る計画及び実施（第25条） （ク） 漏えい管理（第34条） （ケ） 放射線管理に係る計画及び実施（第38条） （コ） 放射線測定器類の管理（第53条） （サ） 施設管理に係る計画及び実施（第58条） （シ） 施設管理に係る評価及び改善（第59条） （ス） 計器及び放射線測定器の校正（第59条の5） （セ） 非常時用器材の整備（第85条） （ソ） <u>加工施設の定期的な評価（第96条※）</u> （タ） 記録（第97条※） （チ） <u>保全区域及び管理区域図（別図2）</u> （ツ） 保全区域及び周辺監視区域図（別図3） （テ） 保安活動関連文書階層図（別図5） （ト） 核燃料物質等を取り扱う加工施設（別表2（第27条、第62条の6第7項関係）） （ナ） 線量当量等の測定方法（別表10（第52条関係）） （ニ） 放射線測定器類（別表11（第53条関係）） （ヌ） 施設定期自主検査（別表13（第61条関係））</p> <p>（ネ） 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）） （ノ） <u>保安規定条項と規則、基準の関係</u>（別表19（第4条の2、第10条の2、第11条、<u>第19条、第21条</u>関係）） （ハ） 設計想定事象対応に係る実施方針（添付1（第30条の2関係）） （ヒ） 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針（添付2（第30条の3関係）） （フ） <u>長期施設管理方針（添付3（第62条の12関係））</u> ※第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げに関する変更であり、繰り上げ後の条項番号を記載。</p> <p>(2) その他の記載の適正化を行う。 ① 目的（第1条） ② 保安活動を行う者の組織（第16条）</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（記載の適正化：第37条の2及び第37条の3を第30条の2に統合したことによる記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。）</p>	<p>③ 職務（第17条）</p> <p>④ 核燃料取扱主任者の選任（第18条）</p> <p>⑤ 核燃料取扱主任者の職務（第19条）</p> <p>⑥ 核燃料安全委員会（第21条）</p> <p>⑦ 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の2）</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）</p> <p>⑨ 異常時の措置（第36条）</p> <p>⑩ 異常時における設備の手動による作動（第37条）</p> <p><u>⑪ 通報連絡（第37条の2）</u></p> <p><u>⑫ 消火又は延焼の防止等（第37条の3）</u></p> <p>⑬ 管理区域（第40条）</p> <p>⑭ 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2）</p> <p><u>⑮ 管理上の人の区分（第47条）</u></p> <p>⑯ 被ばくの低減措置（第50条）</p> <p>⑰ 線量当量等の測定（第52条）</p> <p>⑱ 周辺監視区域外への運搬（第57条）</p> <p>⑲ 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持（第65条の2）</p> <p>⑳ 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施（第71条）</p> <p>㉑ 放射性液体廃棄物（第74条）</p> <p>㉒ 放射性気体廃棄物（第75条）</p> <p>㉓ 初期消火活動に係る計画及び実施（第76条）</p> <p>㉔ 初期消火活動に係る評価及び改善（第77条）</p> <p>㉕ 初期消火活動のための体制の整備（第78条）</p> <p>㉖ 通報連絡（第79条）</p> <p>㉗ 消火又は延焼の防止等（第80条）</p> <p>㉘ 非常時の措置に係る計画及び実施（第81条）</p> <p>㉙ 非常時の措置に係る評価及び改善（第82条）</p> <p>㉚ 非常時の処置要領（第87条）</p> <p>㉛ 非常時体制の発令（第90条）</p> <p>㉜ 対策活動（第91条）</p> <p>㉝ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備（第92条）</p> <p>㉞ 非常時体制の解除（第92条※）</p> <p>㉟ 原子力災害対策特別措置法に基づく措置（第93条※）</p> <p>㊱ 記録（第97条※）</p> <p>㊲ 報告（第98条※）</p>	<p>③ 職務（第17条）</p> <p>④ 核燃料取扱主任者の選任（第18条）</p> <p>⑤ 核燃料取扱主任者の職務（第19条）</p> <p>⑥ 核燃料安全委員会（第21条）</p> <p>⑦ 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の2）</p> <p>⑧ 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第30条の3）</p> <p>⑨ 異常時の措置（第36条）</p> <p>⑩ 異常時における設備の手動による作動（第37条）</p> <p>⑪ 管理区域（第40条）</p> <p><u>⑫ 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2）</u></p> <p>⑬ 被ばくの低減措置（第50条）</p> <p>⑭ 線量当量等の測定（第52条）</p> <p><u>⑮ 周辺監視区域内の運搬（第56条）</u></p> <p>⑯ 周辺監視区域外への運搬（第57条）</p> <p>⑰ 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持（第65条の2）</p> <p>⑱ 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施（第71条）</p> <p>⑲ 放射性液体廃棄物（第74条）</p> <p>⑳ 放射性気体廃棄物（第75条）</p> <p>㉑ 初期消火活動に係る計画及び実施（第76条）</p> <p>㉒ 初期消火活動に係る評価及び改善（第77条）</p> <p>㉓ 初期消火活動のための体制の整備（第78条）</p> <p>㉔ 通報連絡（第79条）</p> <p>㉕ 消火又は延焼の防止等（第80条）</p> <p>㉖ 非常時の措置に係る計画及び実施（第81条）</p> <p>㉗ 非常時の措置に係る評価及び改善（第82条）</p> <p>㉘ 非常時の処置要領（第87条）</p> <p><u>㉙ 通報（第88条）</u></p> <p><u>㉚ 応急措置（第89条）</u></p> <p>㉛ 非常時体制の発令（第90条）</p> <p>㉜ 対策活動（第91条）</p> <p>㉝ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備（第92条）</p> <p>㉞ 非常時体制の解除（第92条※）</p> <p>㉟ 原子力災害対策特別措置法に基づく措置（第93条※）</p> <p><u>㊱ 定期評価に係る計画及び実施（第94条※）</u></p> <p><u>㊲ 定期評価に係る評価及び改善（第95条※）</u></p> <p><u>㊳ 加工施設の定期的な評価（第96条※）</u></p> <p>㊴ 記録（第97条※）</p> <p>㊵ 報告（第98条※）</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>別紙</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化及び個人線量計の管理の明確化、その他記載の適正化。）</p>	<p>⑳ 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値（別表16（第74条、第75条、第98条関係））</p> <p>㉑ 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>㉒ 附則 ※第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げに関する変更であり、繰り上げ後の条項番号を記載。</p> <p>5. 施行期日</p> <p>(1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から<u>20</u>日以内に施行する。</p> <p>(2) 別表4及び別表15のうち、令和2年3月17日付け原規規発第20031716をもって認可を受けた加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び検査<sup>注</sup>が完了した日の翌日から適用する。</p> <p>注 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される検査</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>㉓ 附則</p> <p>㉔ 保安教育項目（別表1）（第23条関係）</p> <p>㉕ 保安上特に管理を必要とする設備（別表3）（第31条関係）</p> <p>㉖ 線量当量等の測定（別表9（第52条、第74条、第75条関係））</p> <p>㉗ 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値（別表16（第74条、第75条、第98条関係））</p> <p>㉘ 保安に関する記録（別表18（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係））</p> <p>㉙ 資機材一覧（添2の表2）</p> <p>※第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げに関する変更であり、繰り上げ後の条項番号を記載。</p> <p>5. 施行期日</p> <p>(1) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から<u>30</u>日以内に施行する。</p> <p>(2) 別表4及び別表15のうち、令和2年3月17日付け原規規発第20031716をもって認可を受けた加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び検査<sup>注</sup>が完了した日の翌日から適用する。</p> <p>注 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される検査</p> <p style="text-align: right;">以上</p>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 7ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（保安品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p>第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</p> <p>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</p>	<p>（保安品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p>第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。<u>（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）</u></p> <p>2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。<u>（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）</u></p> <p>(1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</p> <p>(2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ<u>（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u></p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響<u>（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</u></p> <p>3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 11 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（文書の管理）</p> <p>第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</li> <li>・ 文書の組織外への流出等の防止</li> <li>・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</li> <li>・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</li> </ul> <p>2. 品質保証部長は及び品質・安全管理室長、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。</li> <li>(2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</li> <li>(3) <u>前2号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u></li> <li>(4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</li> <li>(5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</li> <li>(6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</li> <li>(7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。</li> <li>(8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</li> </ol>	<p>（文書の管理）</p> <p>第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</li> <li>・ 文書の組織外への流出等の防止</li> <li>・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</li> <li>・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</li> </ul> <p>2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、<u>要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。</li> <li>(2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。<u>（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</u></li> <li>(3) <u>(1)及び(2)の審査並びに(2)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）</u></li> <li>(4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</li> <li>(5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</li> <li>(6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</li> <li>(7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。</li> <li>(8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</li> </ol>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 16 ページ</p> <p>(記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。)</p>	<p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事項</li> <li>・ 必要な資源</li> <li>・ 責任者</li> <li>・ 実施事項の完了時期</li> <li>・ 結果の評価方法</li> </ul> <p>2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。</p> <p>3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p>	<p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事項</li> <li>・ 必要な資源</li> <li>・ 責任者</li> <li>・ 実施事項の完了時期</li> <li>・ 結果の評価方法</li> </ul> <p>2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。<u>(「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)</u></p> <p>3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 18 ページ</p> <p>(記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。)</p>	<p>(責任及び権限)</p> <p>第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。</p>	<p>(責任及び権限)</p> <p>第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。<u>(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 20 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（管理者）</p> <p>第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>（管理者）</p> <p>第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。<u>（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）</u></p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。<u>（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</u></p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 21 ページ</p> <p>(記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。)</p>	<p>(組織の内部の情報の伝達)</p> <p>第 7 条の 6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>(組織の内部の情報の伝達)</p> <p>第 7 条の 6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。<u>(「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 8 条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。)</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 23 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安内部監査の結果</li> <li>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</li> <li>(3) プロセスの運用状況</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</li> <li>(5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</li> <li>(7) 関係法令の遵守状況</li> <li>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</li> <li>(9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</li> <li>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</li> <li>(11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</li> </ol>	<p>（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安内部監査の結果</li> <li>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</li> <li>(3) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、<u>産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。</u>）</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、<u>要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第13条の3において同じ。）。</u>）</li> <li>(5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</li> <li>(7) 関係法令の遵守状況</li> <li>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</li> <li>(9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</li> <li>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</li> <li>(11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</li> </ol>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 24 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（「<u>実効性の維持に必要な改善</u>」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 25 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 資源の管理</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長に明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 要員</li> <li>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</li> <li>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）</li> <li>(4) その他必要な資源</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第3節 資源の管理</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長に<u>その資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。〔「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 要員</li> <li>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（<u>JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。</u>）</li> <li>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）</li> <li>(4) その他必要な資源</li> </ol>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 27 ページ</p> <p>（定期評価の削除の 取下げ。）</p>	<p style="text-align: center;">第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>（個別業務に必要なプロセスの計画）</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加工施設の操作</li> <li>(2) 放射線管理</li> <li>(3) 加工施設の施設管理</li> <li>(4) 核燃料物質の管理</li> <li>(5) 放射性廃棄物管理</li> <li>(6) 非常時の措置</li> </ol> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</li> <li>(2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</li> <li>(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源</li> <li>(4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</li> <li>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</li> </ol> <p>4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>（個別業務に必要なプロセスの計画）</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 加工施設の操作</li> <li>(2) 放射線管理</li> <li>(3) 加工施設の施設管理</li> <li>(4) 核燃料物質の管理</li> <li>(5) 放射性廃棄物管理</li> <li>(6) 非常時の措置</li> <li><u>(7) 定期評価</u></li> </ol> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</li> <li>(2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</li> <li>(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源</li> <li>(4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</li> <li>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</li> </ol> <p>4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 28 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</p> <p>第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」及び関連標準において、明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p>	<p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</p> <p>第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」及び関連標準において、明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) <u>(1)及び(2)</u>に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 30 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p>(組織の外部の者との情報の伝達等)</p> <p>第11条の4 所長は、第11条第1項文書の管理に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</li> <li>・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</li> <li>・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</li> <li>・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</li> </ul>	<p>(組織の外部の者との情報の伝達等)</p> <p>第11条の4 所長は、第11条第1項<u>の</u>文書の管理に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を<u>担当部長に明確に定めさせ</u>、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</li> <li>・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</li> <li>・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</li> <li>・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</li> </ul>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 33 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（設計・開発の結果に係る情報）</p> <p>第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>(2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。）。</p> <p>(3) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>(4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>（設計・開発の結果に係る情報）</p> <p>第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。<u>（「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。）</u></p> <p>2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>(2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。）。</p> <p>(3) 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>(4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 38 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（調達プロセス）</p> <p>第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する「調達管理基準」を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</li> <li>・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</li> </ul> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>（調達プロセス）</p> <p>第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する「調達管理基準」を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。（「<u>管理の方法</u>」とは、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</li> <li>・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</li> </ul> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 39 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>(4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</li> <li>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>(7) その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ol> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、<u>担当部長及び担当グループ長が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</li> <li>(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</li> <li>(4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</li> <li>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</li> <li>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</li> <li>(7) その他調達物品等に必要な要求事項</li> </ol> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。<u>（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）</u></p> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 43 ページ</p> <p>(記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。)</p>	<p>(識別管理)</p> <p>第 1 2 条 の 1 3 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p>(識別管理)</p> <p>第 1 2 条 の 1 3 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。<u>(「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。)</u></p>



該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 45 ページ</p> <p>(記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。)</p>	<p>(組織の外部の者の物品) 第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>(組織の外部の者の物品) 第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。<u>(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 52 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化：品質管理基準規則の解釈の記載の取り込み。）</p>	<p>（機器等の検査等）</p> <p>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、<u>これを管理する。</u></p> <p>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、<u>これを管理する。</u></p> <p>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（<u>補修、取替え、改造等</u>）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。</p> <p>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>（機器等の検査等）</p> <p>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。<u>これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。</u></p> <p>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、<u>別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、<u>別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。<u>（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</u></p> <p>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 54 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理規則解釈の例示の取り込み。）</p>	<p>（データの分析及び評価）</p> <p>第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</p> <p>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(2) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>（データの分析及び評価）</p> <p>第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</p> <p>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(2) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（<u>不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。</u>）となるものを含む。）</p> <p>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 55 ページ</p> <p>(記載の適正化：品質管理規則解釈の例示の取り込み。)</p>	<p>(継続的な改善)</p> <p>第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>(継続的な改善)</p> <p>第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの<u>実効性を向上させるための</u>継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 56 ページ</p> <p>（記載の適正化：品質管理規則解釈の例示の取り込み。）</p>	<p>（是正処置等）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>一 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、「評価・改善基準」に定める。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。</p> <p>4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</p>	<p>（是正処置等）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>一 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、「評価・改善基準」に定める。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。<u>（「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。）</u></p> <p>4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 60 ページ</p> <p>（施設管理の記載の適正化。）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標及び第62条の2の<u>施設管理目標の設定</u>を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時における設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性気体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、管理区域及び保全区域の出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消火係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に関する業務を行う。</p> <p>(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の<u>設定</u>及び第62条の2に<u>基づき所長が定める施設管理目標に関する業務</u>を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時における設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性気体廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、管理区域及び保全区域の出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消火係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に関する業務を行う。<u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。<u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 61 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>(9) 検査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、管理区域及び保全区域への出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。</p>	<p>(9) 検査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業に係る設備の設計及び工事に係る業務を行い、またこれらの作業に係る設備の巡視及び点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、<u>放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業</u>に係る設備の設計及び工事に係る業務を行い、<u>またこれらの作業に係る設備の巡視及び点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務</u>を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。<u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、管理区域及び保全区域への出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。<u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 62 ページ</p> <p>(記載の適正化：定期評価に係る条項の削除の取下げに伴い、関連する業務の削除を取り下げる。)</p>	<p>(17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、<u>定期評価</u>、記録及び報告に関する業務を行う。</p>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 64 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</li> <li>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</li> <li>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</li> <li>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</li> <li>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</li> <li>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</li> <li>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</li> <li>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</li> <li>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</li> <li>二 <u>補修及び改造の計画並びに保全計画</u></li> <li>三 <u>定期事業者検査の実施計画</u></li> <li>四 <u>(工事) 作業計画</u></li> <li>五 <u>製造計画</u></li> </ol> </li> <li>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各標準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</li> <li>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</li> </ol>	<p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</li> <li>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</li> <li>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</li> <li>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</li> <li>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</li> <li>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</li> <li>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</li> <li>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</li> <li>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</li> <li>二 保全計画 <ol style="list-style-type: none"> <li>・点検計画</li> <li>・定期事業者検査の実施計画</li> <li>・設計及び工事の計画</li> <li>・特別な保全計画</li> </ol> </li> <li>三 工事計画</li> <li>四 <u>年間生産計画及び加工計画</u></li> </ol> </li> <li>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各標準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</li> <li>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</li> </ol>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 66 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた「核燃料安全委員会基準」を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 定期事業者検査に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の改定更及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める「保安内部監査基準」を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>(8) 粉末缶当たりの収納ウラン重量変更など核的制限値に関する事項の変更</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた「核燃料安全委員会基準」を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 定期事業者検査に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の<u>変更</u>及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める「保安内部監査基準」を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>(8) 粉末缶当たりの収納ウラン重量変更など核的制限値に関する事項の変更</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 68 ページ</p> <p>（施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化：検査の力量の明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇用員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グループ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量を判定する。</p> <p>(2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、<u>検査員</u>を認定する。</p> <p>(3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>4. 各部長は、緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(2)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の基準を改訂し、次年度の保安教育及び前項の教育・訓練に反映する。</p>	<p>（力量、教育・訓練及び認識）</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇用員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グループ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量を判定する。</p> <p>(2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、<u>検査に必要な力量を有することを</u>認定する。</p> <p>(3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>4. 各部長は、緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の基準を改訂し、次年度の保安教育及び前項の教育・訓練に反映する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 69 ページ</p> <p>（記載の適正化：訓練に係り所管する部長の明確化。）</p>	<p>（設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練）</p> <p>第24条 <u>担当部長</u>は、<u>第30条の2</u>、第81条に定める「事故対策基準」、第25条に定める「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」及び第81条に定める「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. <u>担当部長</u>は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. <u>担当部長</u>は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改定の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>（設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練）</p> <p>第24条 <u>環境安全部長</u>は、第81条に定める「事故対策基準」、第25条に定める「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」及び第81条に定める「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. <u>担当部長</u>は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. <u>環境安全部長</u>は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 70 ページ</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の2に統合し削除。）</p> <p>（記載の適正化：異常に警報作動を含む。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として「施設の操作基準（燃料製造部）」、「施設の操作基準（環境安全部）」、「施設の操作基準（設備管理部）」、「施設の操作基準（品質保証部）」及び臨界安全管理に係る計画として「<u>臨界管理基準</u>」を定める。</p> <p>所長は、<u>第37条の3に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、「事故対策基準」を定める。</u></p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の2から第30条の3に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の2から第30条の3及び第36条から第37条の<u>3</u>の業務を実施させる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として「施設の操作基準（燃料製造部）」、「施設の操作基準（環境安全部）」、「施設の操作基準（設備管理部）」、「施設の操作基準（品質保証部）」及び臨界安全管理に係る計画として「<u>臨界管理基準</u>」を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の2から第30条の3に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画（<u>異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。</u>）として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の2から第30条の3に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の2から第30条の3及び第36条から第37条の業務を実施させる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 74 ページ</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の2に統合する適正化。）</p>	<p>第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の2 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の2以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p>	<p>第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の2 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の2以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。<u>この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</u></p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 75 ページ</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故に係る加工施設の保全に関する措置が、許可を踏まえたものであることを注釈する適正化。）</p>	<p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</li> <li>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</li> <li>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</li> <li>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</li> <li>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</li> </ol>	<p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置<sup>※</sup>）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</li> <li>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</li> <li>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</li> <li>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</li> <li>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</li> </ol> <p><u>※： 重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 77 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、<u>第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、</u>前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 81 ページ</p> <p>（記載の適正化：異常に警報作動を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常（<u>異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。</u>）を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 88 ページ</p> <p>(第 37 条 の 2 及 び 第 37 条 の 3 を 第 30 条 の 2 に 統 合 し 削 除。)</p>	<p><u>(通報連絡)</u></p> <p><u>第 3 7 条 の 2 事 業 所 に お い て 火 災 を 発 見 し た 者 は 、 第 2 5 条 第 1 項 の 「 事 故 対 策 基 準 」 に 従 い 、 必 要 な 通 報 連 絡 を 行 う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 89 ページ</p> <p>（第37条の2及び第37条の3を第30条の2に統合し削除。）</p>	<p><u>（消火又は延焼の防止等）</u></p> <p><u>第37条の3 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。第30条の2第1項(1)に定める初期消火活動のため招集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器による消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 94 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（加工規則第7条の2の9の記載に即した適正化。）</p>	<p>（保全区域）</p> <p>第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図3に示す区域とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。</li> <li>3. 環境安全部長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。</li> </ol>	<p>（保全区域）</p> <p>第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2及び別図3に示す区域とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。</li> <li>3. 環境安全部長は、<u>管理の必要性</u>に応じて保全区域への立入制限、<u>鍵の管理、物品の持出制限</u>等の措置を講じる。</li> </ol>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 97 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人の区分)</p> <p>第 4 7 条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者 <u>(原子力規制検査に基づく監督のために管理区域に一時的に立ち入る原子力規制庁職員を含む。)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 被ばく管理</p> <p>(管理上の人の区分)</p> <p>第 4 7 条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 100 ページ</p> <p>(保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 5 2 条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 9 及び別表 10 に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 5 2 条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 9 及び別表 10 に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p><u>4. 環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。</u></p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 101 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 5 3 条 環境安全部長は、第 6 2 条の 6 に定める保全計画における点検計画の一つとして、別表 11 に定める放射線測定器類及び添付 2 の表 2 に定める放射線測定器類を年 1 回以上点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 5 3 条 環境安全部長は、<u>第 5 9 条の 5 に基づき</u>、第 6 2 条の 6 に定める保全計画のもと、別表 11 に定める放射線測定器類及び添付 2 の表 2 に定める放射線測定器類を年 1 回以上点検・<u>校正</u>し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 103 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じる。</p>	<p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2. <u>各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</u></p>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 105 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(施設管理に係る計画及び実施)</p> <p>第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する「補修及び改造基準」を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。また、各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務を実施させる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 施設管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>(施設管理に係る計画及び実施)</p> <p>第58条 設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する「補修及び改造基準」を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。また、各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）を実施させる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 106 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項に対する結果を確認し、<u>その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</u></p>	<p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）<u>に関して、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 107 ページ</p> <p>（検査の独立性の明確化。）</p>	<p style="text-align: center;">第1節の2 使用前事業者検査</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下、「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査に係る要員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>一 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、当該検査を統括する検査実施責任者を<u>自ら務める又はあらかじめ指名する</u>。</p> <p>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</p> <p>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>6. 所長は、検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節の2 使用前事業者検査</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下、「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、<u>検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する</u>。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>一 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、<u>検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する</u>。</p> <p>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</p> <p>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>6. 所長は、<u>使用前事業者検査</u>について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 108 ページ</p> <p>（検査の独立性の明確化。）</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	<p style="text-align: center;">第1節の3 定期事業者検査</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事（<u>補修、取替え、改造等</u>）又は点検に関与していない要員を配置する。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。検査を行う対象、検査内容等は別表13の2のとおりとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う検査を免除する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査に係る要員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、当該検査を統括する検査実施責任者を<u>自ら務める又はあらかじめ指名する</u>。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節の3 定期事業者検査</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>2. 担当グループ長は検査責任者として、<u>検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）</u>又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を<u>検査員として配置する</u>。</p> <p>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。<u>定期事業者検査</u>を行う対象、検査内容等は、<u>第62条の6に定める保全計画に基づくものとする</u>。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う<u>定期事業者検査</u>を免除する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書を定め、実施する。</p> <p>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</p> <p>(4) <u>検査員</u>の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</p> <p>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、<u>検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する</u>。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</p> <p>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 114 ページ</p> <p>（施設管理に関する記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">第2節の2 施設管理の実施に関する計画</p> <p>（施設管理方針及び施設管理目標）</p> <p>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を、<u>各部長に定めさせる</u>。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2節の2 施設管理の実施に関する計画</p> <p>（施設管理方針及び施設管理目標）</p> <p>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。<u>さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u></p> <p>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 117 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視）</p> <p>第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、<u>保全活動管理指標として、当該施設の安全機能の喪失につながる故障回数（回数／期間）</u>を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</li> <li>3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</li> <li>4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</li> </ol>	<p>（保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視）</p> <p>第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</li> <li>3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</li> <li>4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</li> </ol>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 118 ページ  (記載の適正化。)</p> <p>(施設管理の記載の適正化：経年劣化の技術評価及び長期施設管理方針について、第62条の12を新設。)</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>(2) 設計及び工事の計画</p> <p>(3) 特別な保全計画</p> <p>2. 各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <p>(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>(2) 使用環境及び設置環境</p> <p>(3) 劣化、故障モード</p> <p>(4) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>(5) 科学的知見</p> <p>3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>4. 設備管理部長は、「<u>加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について</u>」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「<u>加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)</u>」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))を参考とし、10年を超えない期間毎に加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。長期施設管理方針は、第62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施する。 なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変理事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変理事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>(2) <u>定期事業者検査の実施計画</u></p> <p>(3) 設計及び工事の計画</p> <p>(4) <u>巡視の計画</u></p> <p>(5) 特別な保全計画</p> <p>2. 各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <p>(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>(2) 使用環境及び設置環境</p> <p>(3) 劣化、故障モード</p> <p>(4) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>(5) 科学的知見</p> <p>3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 119 ページ</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p> <p>（第59条の3を引用。）</p>	<p>5. 各部長は、<u>別表13の2に示す点検を含めて</u>、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</p> <p>(1) <u>構築物、設備及び機器</u>の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 時間基準保全</li> <li>b. 状態基準保全</li> </ul> </li> <li>二 事後保全</li> </ul> <p>(2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 時間基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 具体的な点検方法</li> <li>b. <u>構築物、設備及び機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c. 実施頻度</li> <li>d. 実施時期</li> </ul> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> </li> <li>二 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. <u>構築物、設備及び機器</u>の状態を監視するために必要なデータ項目</li> <li>b. 点検の具体的方法</li> <li>c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>d. 実施頻度</li> <li>e. 実施時期</li> <li>f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</li> </ul> </li> <li>三 事後保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) <u>点検を実施する構築物、設備及び機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一</u> 事業者検査の具体的方法</li> <li><u>二</u> 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</li> <li><u>三</u> 事業者検査の実施時期</li> </ul>	<p><u>4.</u> 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</p> <p>(1) <u>建物・構築物及び設備・機器</u>の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 予防保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 時間基準保全</li> <li>b. 状態基準保全</li> </ul> </li> <li>二 事後保全</li> </ul> <p>(2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 時間基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 具体的な点検方法</li> <li>b. <u>建物・構築物及び設備・機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c. 実施頻度</li> <li>d. 実施時期</li> </ul> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> </li> <li>二 状態基準保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. <u>建物・構築物及び設備・機器</u>の状態を監視するために必要なデータ項目</li> <li>b. 点検の具体的方法</li> <li>c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>d. 実施頻度</li> <li>e. 実施時期</li> <li>f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</li> </ul> </li> <li>三 事後保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</li> </ul> </li> </ul> <p><u>5.</u> 各部長は、<u>保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にある<u>期間（一定の期間）</u>を、<u>第59条の3に基づき実施する定期事業者検査</u>により確認・評価する時期までに、<u>定期事業者検査の実施計画</u>として次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一</u> 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>期間（一定の期間）</u>を確認・評価するために必要な<u>定期事業者検査</u>の項目</li> <li><u>二</u> <u>定期事業者検査</u>の具体的方法</li> <li><u>三</u> 評価方法及び管理基準</li> <li><u>四</u> <u>定期事業者検査</u>の実施時期</li> </ul>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 120 ページ</p> <p>（記載の適正化：丸括弧番号の並べ替え。：(2)→(4)、(3)→(2)、(4)→(5)、(5)→(3)）</p> <p>（第59条の2を引用。）</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p> <p>（巡視には多角的な視点を含むことを明確化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当部長は、工事を実施する<u>構築物、設備及び機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 事業者検査の具体的方法</p> <p style="margin-left: 2em;">二 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p style="margin-left: 2em;">三 事業者検査の実施時期</p> <p>(3) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する<u>（工事）作業計画</u>を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</p> <p>(4) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</p> <p>(5) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する<u>（工事）作業計画</u>に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>7. 各部長は、<u>別表13の2に示す巡視を含めて</u>、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。</p> <p>8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</p> <p>(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する<u>構築物及び機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 点検の具体的方法</p> <p style="margin-left: 2em;">二 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>一定の期間</u>を確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p style="margin-left: 2em;">三 点検の実施時期</p>	<p>6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する<u>工事計画</u>を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</p> <p>(3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する<u>工事計画</u>に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</p> <p>(4) 担当部長は、工事を実施する<u>建物・構築物及び設備・機器</u>が、所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を、<u>第59条の2に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験</u>（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を確認・評価するために必要な<u>使用前事業者検査及び試験等</u>の項目</p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>使用前事業者検査及び試験等</u>の具体的方法</p> <p style="margin-left: 2em;">三 評価方法及び管理基準</p> <p style="margin-left: 2em;">四 <u>使用前事業者検査及び試験等</u>の実施時期</p> <p>(5) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</p> <p>7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。<u>巡視は、第30条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。</u></p> <p>8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</p> <p>(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する<u>建物・構築物及び設備・機器</u>が所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 所定の機能を発揮し得る状態にある<u>こと</u>を確認・評価するために必要な点検の項目</p> <p style="margin-left: 2em;">二 点検の具体的方法</p> <p style="margin-left: 2em;">三 評価方法及び管理基準</p> <p style="margin-left: 2em;">四 点検の実施時期</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 121 ページ</p> <p>(記載の適正化。)</p>	<p>(保全の実施)</p> <p>第 6 2 条 の 7 各 部 長 は、第 6 2 条 の 6 で 定 め た 保 全 計 画 に 従 っ て 保 全 を 実 施 す る。</p> <p>2. 各 部 長 は、保 全 の 実 施 に 当 た っ て、必 要 な 設 計 ・ 開 発 に つ い て は 第 1 2 条 に よ る 設 計 ・ 開 発 管 理 を 実 施 し、補 修 及 び 改 造 に 関 わ る 工 事 に お い て は、そ れ ぞ れ 第 6 3 条 及 び 第 6 4 条 に 基 づ い て 作 成 す る <u>(工事) 作業計画</u> に よ る 工 事 管 理 を 実 施 す る。</p> <p>3. 各 部 長 は、保 全 の 結 果 に つ い て 記 録 し、保 管 す る。</p>	<p>(保全の実施)</p> <p>第 6 2 条 の 7 各 部 長 は、第 6 2 条 の 6 で 定 め た 保 全 計 画 に 従 っ て 保 全 を 実 施 す る。</p> <p>2. 各 部 長 は、保 全 の 実 施 に 当 た っ て、必 要 な 設 計 ・ 開 発 に つ い て は 第 1 2 条 に よ る 設 計 ・ 開 発 管 理 を 実 施 し、補 修 及 び 改 造 に 関 わ る 工 事 に お い て は、そ れ ぞ れ 第 6 3 条 及 び 第 6 4 条 に 基 づ い て 作 成 す る <u>工事計画</u> に よ る 工 事 管 理 を 実 施 す る。</p> <p>3. 各 部 長 は、保 全 の 結 果 に つ い て 記 録 し、保 管 す る。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 122 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（有効性評価には使用前事業者検査等も含むため、各部長が結果を確認することを明確化する。）</p>	<p>（保全の結果の確認・評価）</p> <p>第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した<u>構築物及び機器</u>の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。</p> <p>3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p>	<p>（保全の結果の確認・評価）</p> <p>第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した<u>建物・構築物及び設備・機器</u>の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。 <u>各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。</u></p> <p>3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 123 ページ  (記載の適正化。)</p>	<p>(不適合管理、是正処置及び未然防止処置) 第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 保全を実施した<u>構築物、設備及び機器</u>が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。</p> <p>4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p>(不適合管理、是正処置及び未然防止処置) 第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 保全を実施した<u>建物・構築物及び設備・機器</u>が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。</p> <p>4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 124 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（保全の有効性評価）</p> <p>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報（第62条の5の保全活動管理指標を含む。）を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</p> <p>2. 設備管理部長は、<u>保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、設備及び機器</u>の保全方式を変更する場合は、第62条の6第<u>5</u>項に基づき保全方式を選定する。</p> <p>3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>（保全の有効性評価）</p> <p>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報（第62条の5の保全活動管理指標を含む。）を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</p> <p>2. <u>各部長は、前条の報告を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器</u>の保全方式を変更する場合は、第62条の6第<u>4</u>項に基づき保全方式を選定する。</p> <p>3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 126 ページ</p> <p>（施設管理の記載の適正化：経年劣化の技術評価及び長期施設管理方針について、第62条の12を新設。）</p>	<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）</u></p> <p><u>第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u></p> <p><u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p><u>2. 第1項の評価は、10年を超えない期間ごとに、再評価を行う。</u></p> <p><u>3. 長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 128 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受けるまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) 担当グループ長は、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査を実施する。</p> <p>(2) <u>担当部長</u>は、第62条の6に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p> <p>2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、<u>前条</u>各号に定める事項により、その機能を維持する。</p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受けるまでの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) 担当グループ長は、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査を実施する。</p> <p>(2) <u>各部長</u>は、第62条の6に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p> <p>(3) <u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視を行わせる。</u></p> <p>2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、<u>前項</u>各号に定める事項により、その機能を維持する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 130 ページ</p> <p>（記載の適正化。） （保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p>	<p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準（燃料製造部）」を定める。</p> <p>また、環境安全部長は、第74条から第75条の2に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する「放射線管理基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p>	<p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準（燃料製造部）」を定める。</p> <p>また、環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング</u>及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する「放射線管理基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p>



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 132 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p>	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第74条 環境安全部長は、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8.</u> 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p><u>9.</u> 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p><u>10.</u> 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><u>11.</u> 燃料製造部長は、廃棄物倉庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第74条 環境安全部長は、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p><u>8.</u> 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p><u>9.</u> 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p><u>10.</u> 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p><u>11.</u> 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p><u>12.</u> 燃料製造部長は、廃棄物倉庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 133 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p>	<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p>	<p>（放射性気体廃棄物）</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. <u>環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 143 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p>（非常時用<u>器材</u>の整備）</p> <p>第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により保管状況の把握に努める。</p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。</p> <p>3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。</p>	<p>（非常時用<u>資機材</u>の整備）</p> <p>第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材（以下「非常時用資機材」という。）をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により<u>非常時用資機材</u>の保管状況の把握に努める。</p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。</p> <p>3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 146 ページ (記載の適正化。)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第 8 8 条 各部長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第 81 条第 1 項の「事故対策基準」に従い、直ちに所長、核燃料取扱主任者、<u>担当部長</u>、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 初期活動</p> <p>(通 報)</p> <p>第 8 8 条 <u>担当部長</u>は、<u>第 3 6 条に係る加工施設の異常状態</u>に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第 81 条第 1 項の「事故対策基準」に従い、直ちに所長、核燃料取扱主任者、<u>関係部長</u>、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 147 ページ  (記載の適正化。)</p>	<p>(応急措置) 第89条 前条の通報を受けた<u>担当</u>部長は、直ちに異常状態の把握に努め、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>(応急措置) 第89条 前条の通報を受けた<u>関係</u>部長は、直ちに<u>前条に係る事態</u>の把握に努め、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 154 ページ</p> <p>（記載の適正化：第96条第3項及び第4項は第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承して移管して適正化する。またこれに伴い第94条及び第95条の削除は取り下げる。）</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第11章 定期評価</u></p> <p><u>（定期評価に係る計画及び実施）</u></p> <p><u>第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた「定期評価基準」を定める。</u></p> <p><u>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。</u></p>

該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 155 ページ</p> <p>(記載の適正化：第 96 条第 3 項及び第 4 項は第 62 条の 12(経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) に継承して移管して適正化する。またこれに伴い第 94 条及び第 95 条の削除は取り下げる。)</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(定期評価に係る評価及び改善)</u></p> <p><u>第 9 5 条 担当部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 9 6 条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</u></p> <p><u>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第 1 項で定めた基準を改訂する。</u></p>

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 156 ページ</p> <p>（記載の適正化：第96条第3項及び第4項は第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承して移管して適正化する。）</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（加工施設の定期的な評価）</u></p> <p><u>第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 品質保証活動</u></li> <li><u>(2) 運転管理</u></li> <li><u>(3) 施設管理</u></li> <li><u>(4) 核燃料物質管理</u></li> <li><u>(5) 放射線管理及び環境モニタリング</u></li> <li><u>(6) 放射性廃棄物管理</u></li> <li><u>(7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</u></li> <li><u>(8) 事故、故障等の経験反映状況</u></li> </ul> <p><u>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 安全研究成果の反映状況</u></li> <li><u>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</u></li> <li><u>(3) 技術開発成果の反映状況</u></li> </ul>

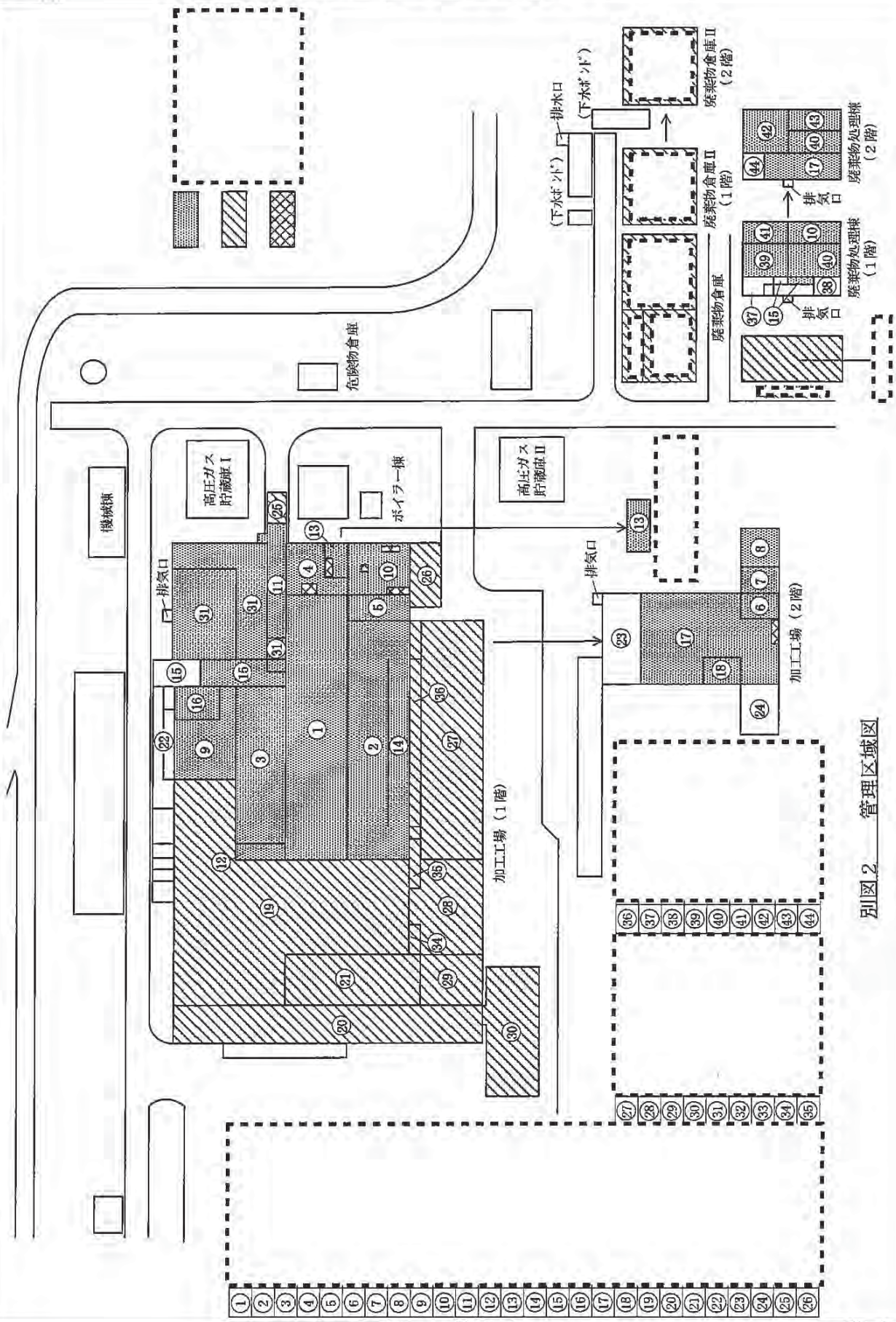


該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後
<p>新旧対照表 159 ページ  (記載の適正化。)</p>	<p>附則（令和 年 月 日）  (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から<u>20</u>日以内に施行する。 2. 別表4及び別表15のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び検査<sup>注</sup>が完了した日の翌日から適用する。  注 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される検査</p>	<p>附則（令和 年 月 日）  (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から<u>30</u>日以内に施行する。 2. 別表4及び別表15のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び検査<sup>注</sup>が完了した日の翌日から適用する。  注 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される検査</p>

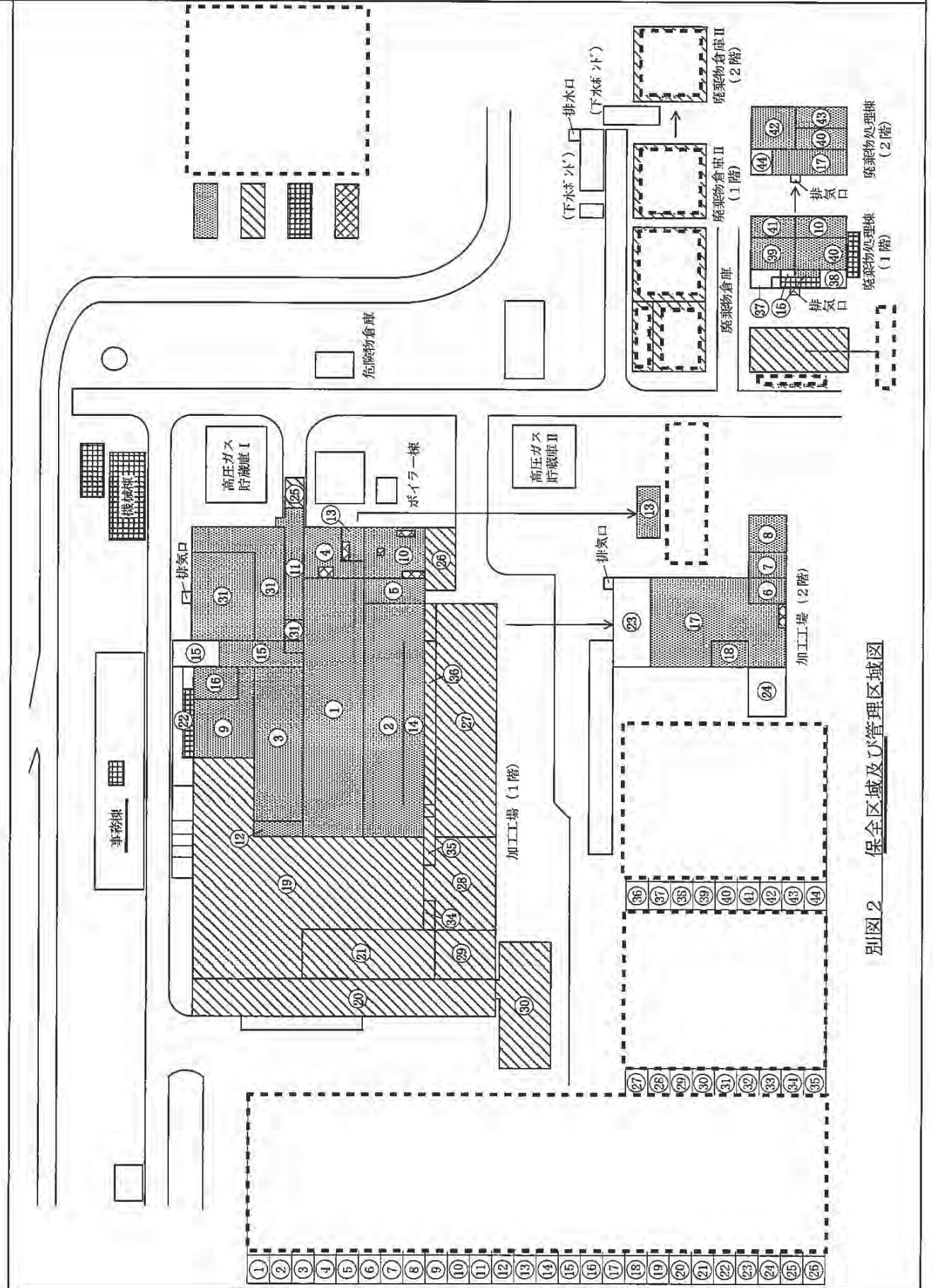
該当箇所

新旧対照表  
161 ページ  
(記載の適正化：保  
全区域の明確化。)

補正前 (令和2年9月18日付け申請)

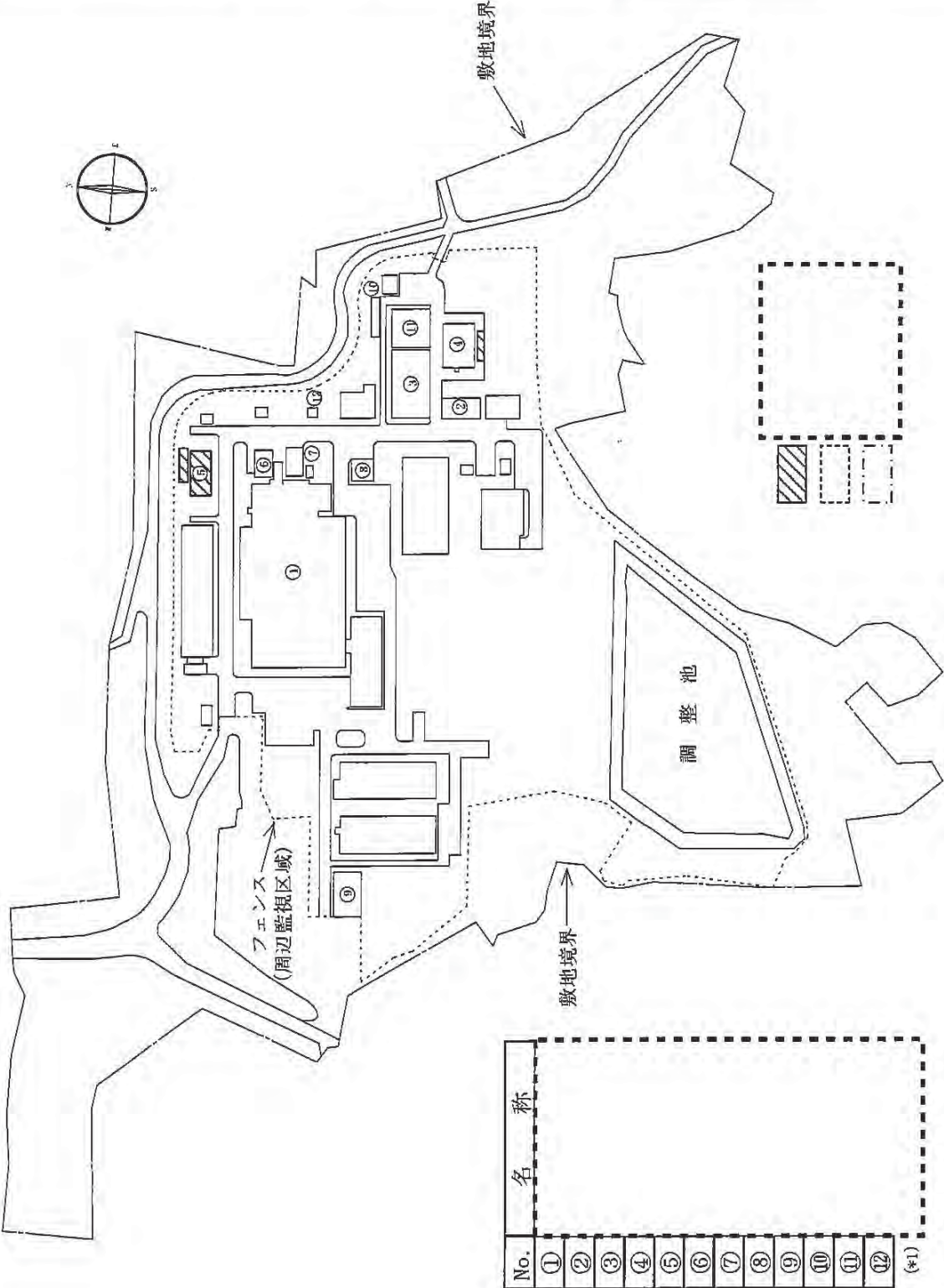
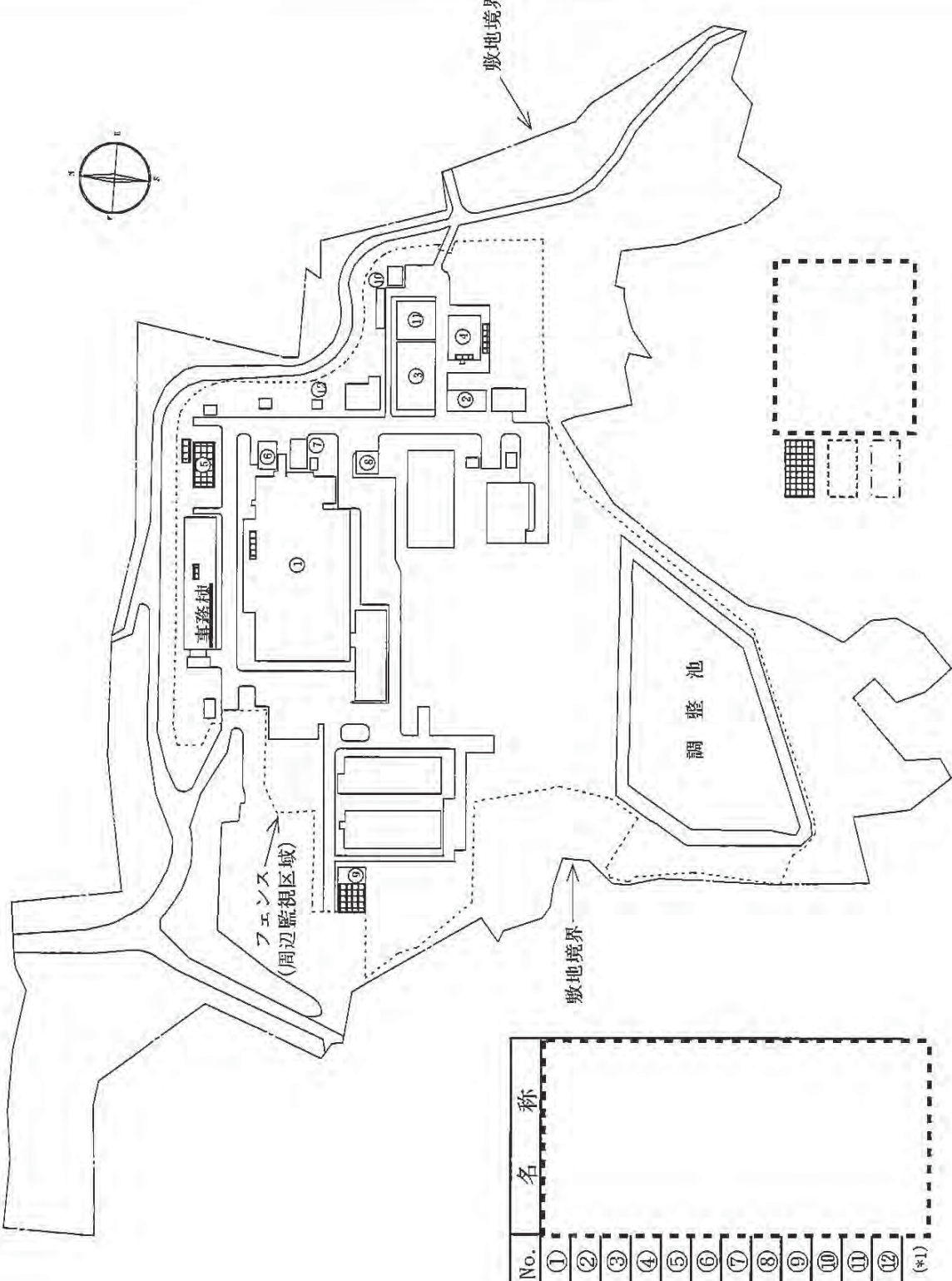


補正後



別図2 保全区域及び管理区域図

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)	補正後																																																				
<p>新旧対照表 162 ページ</p> <p>(記載の適正化：保全区域の明確化。)</p>	 <p>敷地境界</p> <p>調整池</p> <p>フェンス (周辺監視区域)</p> <p>敷地境界</p> <table border="1" data-bbox="1083 1438 1558 1711"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td></tr> <tr><td>⑦</td><td></td></tr> <tr><td>⑧</td><td></td></tr> <tr><td>⑨</td><td></td></tr> <tr><td>⑩</td><td></td></tr> <tr><td>⑪</td><td></td></tr> <tr><td>⑫</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(*)</p>	No.	名称	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		 <p>敷地境界</p> <p>調整池</p> <p>フェンス (周辺監視区域)</p> <p>事務棟</p> <p>敷地境界</p> <table border="1" data-bbox="2240 1438 2715 1711"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td></tr> <tr><td>⑦</td><td></td></tr> <tr><td>⑧</td><td></td></tr> <tr><td>⑨</td><td></td></tr> <tr><td>⑩</td><td></td></tr> <tr><td>⑪</td><td></td></tr> <tr><td>⑫</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(*)</p>	No.	名称	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫	
No.	名称																																																					
①																																																						
②																																																						
③																																																						
④																																																						
⑤																																																						
⑥																																																						
⑦																																																						
⑧																																																						
⑨																																																						
⑩																																																						
⑪																																																						
⑫																																																						
No.	名称																																																					
①																																																						
②																																																						
③																																																						
④																																																						
⑤																																																						
⑥																																																						
⑦																																																						
⑧																																																						
⑨																																																						
⑩																																																						
⑪																																																						
⑫																																																						

別図3 保全区域及び周辺監視区域図

別図3 保全区域及び周辺監視区域図

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)					補正後							
新旧対照表 165 ページ  (記載の適正化。)	別表1 保安教育項目 (第23条関係)					別表1 保安教育項目 (第23条関係)							
	保安教育項目		教育時間					保安教育項目		教育時間			
放射線業務従事者			その他の 従業員等	放射線業務従事者						その他の 従業員等			
		加工施設の操作員		その他の者		加工施設の操作員	その他の者						
関係法令及び保安規定に関すること (注)	原子炉等規制法、 <u>RI法</u> 及び関連法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上	関係法令及び保安規定に関すること (注)	原子炉等規制法及び関連法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上				
	加工施設保安規定及び下部規定、許認可申請書					加工施設保安規定及び下部規定、許認可申請書							
臨界に関する こと	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	臨界に関する こと	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上				
	臨界防止			対象外		臨界防止		対象外					
施設の構造、性能及び操作に関する こと	加工施設及び設備の構造及び性能	2.5時間以上	0.5時間以上	対象外	施設の構造、性能及び操作に関する こと	加工施設及び設備の構造及び性能	2.5時間以上	0.5時間以上	対象外				
	加工施設の操作及び管理					加工施設の操作及び管理							
放射線管理に関する こと	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	放射線管理に関する こと	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上				
	被ばく防止・低減					被ばく防止・低減							
核燃料物質等の取扱いに関する こと	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法	1時間以上	0.5時間以上	対象外	核燃料物質等の取扱いに関する こと	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法	1時間以上	0.5時間以上	対象外				
非常の場合に採るべき措置に関する こと	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	非常の場合に採るべき措置に関する こと	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上				
	緊急時に係るその他の事項					緊急時に係るその他の事項							
品質保証に関する こと	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上	品質保証に関する こと	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上				
(注) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。					(注) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。								

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)	補正後																												
新旧対照表 170 ページ	別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係)  (3). 被覆施設 該当無し (4). 組立施設 該当無し (5). 核燃料物質の貯蔵施設 <table border="1" data-bbox="510 493 1608 976"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵棚No.1、No.2</td> </tr> <tr> <td>原料貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵容器ステーション ( [ ] ) 原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置S I No.2(1)、(2)、(3)、(4) ( [ ] ) 原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ホイストS I No.1 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備)</td> </tr> <tr> <td>運搬設備</td> <td>クレーン</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2	原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション ( [ ] ) 原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置S I No.2(1)、(2)、(3)、(4) ( [ ] ) 原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ホイストS I No.1 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備)	運搬設備	クレーン	別表3 保安上特に管理を必要とする設備 (第31条関係)  3). 被覆施設 該当無し (4). 組立施設 該当無し (5). 核燃料物質の貯蔵施設 <table border="1" data-bbox="1709 493 2807 976"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵棚No.1、No.2</td> </tr> <tr> <td>原料貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵容器ステーション ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置S I No.2(1)、(2)、(3)、(4) ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ホイストS I No.1 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備)</td> </tr> <tr> <td>運搬設備</td> <td>クレーン</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2	原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置S I No.2(1)、(2)、(3)、(4) ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ホイストS I No.1 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備)	運搬設備	クレーン												
設備名称	機器名称																													
ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2																													
原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション ( [ ] ) 原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置S I No.2(1)、(2)、(3)、(4) ( [ ] ) 原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ホイストS I No.1 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備)																													
運搬設備	クレーン																													
設備名称	機器名称																													
ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2																													
原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置S I No.2(1)、(2)、(3)、(4) ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備) ホイストS I No.1 ( [ ] 原料貯蔵棚の付属設備)																													
運搬設備	クレーン																													
(記載の適正化。)	2. 熱的制限値を有する加工設備 (1). 第1成型施設 <table border="1" data-bbox="510 1081 1608 1281"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟処理設備</td> <td>焼結炉No.1～3 焼結炉No.1、2</td> </tr> <tr> <td>編成及び乾燥設備</td> <td>スタック乾燥装置No.1、2</td> </tr> </tbody> </table> (2). 第2成型施設 <table border="1" data-bbox="510 1354 1608 1606"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟処理設備</td> <td>焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5</td> </tr> </tbody> </table> (3). 放射性廃棄物の廃棄施設 <table border="1" data-bbox="510 1669 1608 1795"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備</td> <td>焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	熟処理設備	焼結炉No.1～3 焼結炉No.1、2	編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2	設備名称	機器名称	熟処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5	設備名称	機器名称	焼却設備	焼却炉	2. 熱的制限値を有する加工設備 (1). 第1成型施設 <table border="1" data-bbox="1709 1081 2807 1281"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟処理設備</td> <td>焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2</td> </tr> <tr> <td>編成及び乾燥設備</td> <td>スタック乾燥装置No.1、2</td> </tr> </tbody> </table> (2). 第2成型施設 <table border="1" data-bbox="1709 1354 2807 1606"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熟処理設備</td> <td>焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5</td> </tr> </tbody> </table> (3). 放射性廃棄物の廃棄施設 <table border="1" data-bbox="1709 1669 2807 1795"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備</td> <td>焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	熟処理設備	焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2	編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2	設備名称	機器名称	熟処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5	設備名称	機器名称	焼却設備	焼却炉
設備名称	機器名称																													
熟処理設備	焼結炉No.1～3 焼結炉No.1、2																													
編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2																													
設備名称	機器名称																													
熟処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5																													
設備名称	機器名称																													
焼却設備	焼却炉																													
設備名称	機器名称																													
熟処理設備	焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2																													
編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2																													
設備名称	機器名称																													
熟処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5																													
設備名称	機器名称																													
焼却設備	焼却炉																													

[ ]内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後																										
<p>新旧対照表 174 ページ</p> <p>（保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。）</p>	<p>別表9 線量当量等の測定（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="608 279 1457 590"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回／週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度</td> <td>1回／3月</td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回／週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度	1回／3月	<p>別表9 線量当量等の測定（第52条、<u>第74条、第75条</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="1875 279 2724 627"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td rowspan="3">1回／週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度<u>（注1）</u> ・<u>空気中の放射性物質の濃度</u></td> <td>1回／3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） <u>周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、 土壌のウラン濃度の測定を行う。</u></p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回／週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 <u>（注1）</u> ・ <u>空気中の放射性物質の濃度</u>	1回／3月
測定場所	測定項目	測定頻度																										
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回／週																										
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																											
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																											
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度	1回／3月																										
測定場所	測定項目	測定頻度																										
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回／週																										
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																											
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																											
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度 <u>（注1）</u> ・ <u>空気中の放射性物質の濃度</u>	1回／3月																										

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)			補正後			
<p>新旧対照表 175 ページ</p> <p>(保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理の明確化。)</p> <p>(保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化：環境放射線モニタリングの管理及び個人線量計の管理の明確化。)</p>	別表10 線量当量等の測定方法 (第52条関係)			別表10 線量当量等の測定方法 (第52条関係)			
	測定項目		測定方法	測定項目		測定方法	
個人被ばく		放射線業務従事者の外部被ばく	蛍光ガラス線量計、電子線量計又はTLDによる測定	個人被ばく		放射線業務従事者の外部被ばく 蛍光ガラス線量計、電子線量計又はTLDによる測定	
		第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばく	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定			第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばく 空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定	
表面の放射性物質の密度	第1種管理区域		ろ紙によるふき取り及び放射能測定器等による測定	表面の放射性物質の密度	第1種管理区域 ろ紙によるふき取り及び放射能測定器等による測定		
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域		エアスニファ等による集塵及び放射能測定器等による測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニファ等による集塵及び放射能測定器等による測定		
	排気口		換気用モニタによる測定		ダストモニタ (換気用モニタ) による測定		
水中の放射性物質の濃度	排水口		排水の採取試料について蒸発乾固及び放射能測定器等による測定	水中の放射性物質の濃度	排水口 排水の採取試料について蒸発乾固及び放射能測定器等による測定		
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域		蛍光ガラス線量計、TLD又はモニタリングポスト等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 蛍光ガラス線量計、TLD又はモニタリングポスト等による測定		
別表11 放射線測定器類 (第53条関係)			別表11 放射線測定器類 (第53条関係)				
測定器名		数量	点検責任者	測定器名		数量	点検・校正責任者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・線量率サーベイメータ</li> <li>・汚染サーベイメータ</li> <li>・ダストサンプラ</li> <li>・ハンドフットクロスモニタ</li> <li>・放射能測定装置</li> <li>・熱蛍光線量計測定装置</li> <li>・エアスニファ</li> <li>・排気用モニタ</li> </ul>		8台 11台 6台 4台 3台 2台 1式 3台	環境安全部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線量率サーベイメータ</li> <li>・汚染サーベイメータ</li> <li>・ダストサンプラ</li> <li>・ハンドフットクロスモニタ</li> <li>・放射能測定装置</li> <li>・熱蛍光線量計測定装置</li> <li>・エアスニファ</li> <li>・<u>ダストモニタ (排気用モニタ)</u></li> <li>・<u>ダストモニタ (換気用モニタ)</u></li> <li>・エリアモニタ</li> <li>・<u>個人線量計 (電子線量計)</u></li> </ul>		8台 11台 6台 4台 3台 2台 1式 3台 3台 13台 1式	環境安全部長
・エリアモニタ		13台		・エリアモニタ		13台	
		13台		・ <u>個人線量計 (電子線量計)</u>		1式	

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（第59条の3、第62条の6第5項、第7項関係）						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第4条 (核燃料物質の臨界防止)	第1項(単一ユニット)	形状寸法を制限する設備	点検	形状寸法の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長
			粉末缶エレベータ No.1、No.2、粉末缶昇降装置、粉末缶昇降装置 RII、粉末缶投入装置 No.1、No.2、No.3、粉末調整ボックス No.1、No.2、No.3、RII、粉砕機 RII、混合機 No.1、No.2、No.4、RII No.1	定期事業者検査	粉末缶エレベータ又は粉末缶昇降装置から粉末缶投入装置又は粉末調整ボックスへのウラン投入量と混合機からのウラン取出量から、工程内のウラン量が制限値を超えないように、粉末缶エレベータ又は粉末缶昇降装置の動作が制限されていることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
			混合機 RII No.1、RII No.2、篩別機 RII、移動ホッパー RII	定期事業者検査	混合機 RII No.1 から篩別機 RII へのウラン投入量と混合機 RII No.2 からのウラン取出量から、工程内のウラン量が制限値を超えないように、混合機 RII No.1 の動作が制限されていることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
			スクラップ昇降装置 No.1、RII、スクラップ投入ボックス No.1、RII、スクラップウラン粉末混合機 No.1、RII、スクラップ取出ボックス No.1、RII	定期事業者検査	スクラップ昇降装置へのウラン投入量とスクラップ取出ボックスからのウラン取出量から、工程内のウラン量が制限値を超えないように、スクラップ昇降装置の動作が制限されていることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
			混合機 No.1、No.2、No.4、RII No.1 ホッパー（プレス No.1、No.2、No.3）、ホッパー RII プレス No.1、No.2、No.3、RII	定期事業者検査	ホッパー内のウランがプレスへ移動しなければ、混合機からホッパーへウランが移動しないように、混合機の動作が制限されていることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
			移載装置、移載装置 No.2、移載装置 RII 積載装置(2)、No.2(2)、(3)、RI、RII	定期事業者検査	移載装置又は積載装置でウランを自動で積載した厚さが制限値を超えないように、移載装置又は積載装置の動作が制限されていることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		粉末作業ボックス No.1、No.2、No.3、RI No.1、RII No.1 粉末取扱ボックス No.8、No.9、RI No.2、RII No.1、RII No.2 入口ボックス（焙焼炉 No.1、No.4）、出口ボックス（焙焼炉 No.1、No.2、No.3、No.4）、洗浄処理設備 No.1、RI、RII、粉末投入装置、リフター No.3、粉末投入ボックス	定期事業者検査	設備へのウラン投入量及び設備からの取出量から、工程内のウラン量が制限値を超えないように、設備の動作が制限されていること。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		
		燃料棒移載装置（挿入溶接機 No.1、No.2、No.3）	定期事業者検査	燃料棒移載装置への燃料棒の投入本数と燃料棒移載装置からの払出し本数から、燃料棒移載装置内の燃料棒本数が制限値を超えないように、設備の動作が制限されていることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		



該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（第59条の3、第62条の6第5項、第7項関係）						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第4条（核燃料物質の臨界防止）	第2項（複数ユニット）	単一ユニットを構成する設備	点検	設備の配置の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度	各部長	
		第3項（臨界警報装置）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝	＝	
	第5条（安全機能を有する施設の地盤）	第1項（地盤）	安全機能を有する施設を設置する建物 <sup>注1</sup>	定期事業者検査	対象の建物が設置された地盤の状況の維持を確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
	第6条（地震による損傷の防止）	第1項（耐震）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		第2項（耐震重要度施設）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝	＝	
		第3項（耐震重要度施設）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝	＝	
	第7条（津波による損傷の防止）	第1項（津波）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝	＝	
	第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）	第1項（自然災害）	安全機能を有する施設を設置する建物 <sup>注1</sup>	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	
		第2項（人為事象）	安全機能を有する施設を設置する建物 <sup>注1</sup>	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	
		第3項（航空機落下）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝	＝	
	第9条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）	第1項（不法侵入、不正アクセス）	加工工場 原料貯蔵庫 廃棄物倉庫 廃棄物処理棟 廃棄物倉庫II	点検	建物・構築物による侵入防止の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	
	第10条（閉じ込めの機能）	第1項第1号（逆流防止）	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況、外観に使用上有害な欠陥（著しいキズ、へこみ）がないこと、放射性液体廃棄物が液体廃棄物を取り扱う設備に逆流しない措置が施されていること（該当する場合。）の維持を確認する。	1回/年	各部長	
		粉末貯蔵容器、ペレット貯蔵容器収納箱	点検	容器の内面及び外面等に有害なへこみ、傷等がないこと、密封性能を損なう傷、摩耗のないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長		

注1 加工工場、原料貯蔵庫、廃棄物倉庫、廃棄物処理棟、機械棟、廃棄物倉庫II

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後		
<p>新旧対照表 なし</p> <p>(記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)		
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者			
	第10条 (閉じ込めの機能)	第1項第2号 (UF6)	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	=	=	=	=		
		第1項第3号 (Pu等)		=	=	=	=		
		第1項第4号 (Pu等)		=	=	=	=		
		第1項第5号 (開口部風速)	昇降装置フード、粉末缶投入装置 No.1、No.2、No.3、粉末調整ボックス No.1、No.2、No.3、RⅡ、粉末採取ボックス RⅡ、粉末投入装置、粉末保管棚、投入ボックス RⅠ、篩別機 RⅠ、粉末投入ボックス、篩別機 No.3、粉末充填装置、粉末取出ボックス、粉末作業ボックス No.1、No.2、No.3、RⅠ No.1、RⅡ No.1、粉末取扱ボックス No.8、No.9、RⅠ No.2、RⅡ No.1、RⅡ No.2、スクラップ投入ボックス No.1、RⅡ、スクラップ取出ボックス No.1、RⅡ、プレス No.1、No.2、No.3、RⅠ、RⅡ、研磨洗浄装置 No.1、No.2、No.3、RⅠ、RⅡ、入口ボックス(焙焼炉 No.1、No.2、No.3、No.4)、焙焼炉 No.1、No.2、No.3、No.4、排出部コンベア、出口ボックス(焙焼炉 No.1、No.2、No.3、No.4)、洗浄処理設備 No.1、RⅠ、RⅡ、切断式解体装置、廃棄物取扱ボックス、焼却灰充填装置、セラミックフィルタ灰充填装置、フィルタ解体装置、ドラフトチャンバー No.1、No.2、No.3、蒸発乾固装置、蒸発乾固装置 No.2	定期事業者検査	囲い式フードの内部を局所排気システムにより工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		
		第1項第6号 (部屋負圧)	加工工場及び廃棄物処理棟の第1種管理区域の各室	巡視	第1種管理区域の各室の外気に対する差圧が19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧であることの維持を確認する。	1回/月	設備管理部長		
				点検	第1種管理区域の各室を有する建物・構築物の外壁面等に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと、各室の内壁面等に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないことの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		
		第1項第7号イ (床面壁面)	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長		
		第1項第7号ロ (堰)	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長		
		第1項第7号ハ (排水路)	放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長		
		第11条 (火災等による損傷の防止)	第1項(消火及び警報設備)	自動火災報知設備	点検	警戒区域図等のおりに感知器等が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	
					点検	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長	
				定期事業者検査	火災自動試験を行うことにより、自動火災報知設備の健全性を確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後
<p>新旧対照表 なし</p> <p>(記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	
	第11条 (火災等による損傷の防止)	第2項(消火及び警報設備)	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	二	二	二	二
		第3項(不燃性又は難燃性)	安全機能を有する施設	点検	材質、設置状況の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度	各部長
		第4項(水素設備接地)	水素を使用する設備	点検	接地状況の維持を確認する。	1回/年	各部長
		第5項(可燃性ガス滞留防止)	焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	点検	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
				定期事業者検査	焼結炉へ供給される可燃性ガス系統のガス供給圧力が低下した場合に、可燃性ガスに換えて自動的に窒素ガスを炉内へ供給することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第6項(熱的制限値)	焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	点検	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
				定期事業者検査	炉内温度が一定温度以上となる場合に、加熱電源を遮断することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
			焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	点検	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
				定期事業者検査	冷却水の循環が停止し、供給圧力が低下した場合に、警報が作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第7項第1号 (空気混入防止)	焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	点検	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			焼結炉 No. 1、No. 2、RI No. 1、RII	定期事業者検査	焼結炉の出入口の外扉を開ける際に、焼結炉の出入口にある窒素置換室の内扉を閉じ、窒素置換室内の可燃性ガスを窒素ガスに置換してから外扉を開くことを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
			焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	定期事業者検査	焼結炉の可燃ガス排出口又は出入口のパイロットバーナーが着火し、炉内水素及び炉外酸素を燃焼できることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	定期事業者検査	パイロットバーナーの失火を検出した場合に、可燃性ガスに換えて自動的に窒素ガスが炉内に供給されることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第11条（火災等による損傷の防止）	第7項第2号（可燃性ガス排出）	焼却炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII 焼却炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
				定期事業者検査	炉内圧が異常に上昇した場合に、過剰な内圧を開放することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		第7項第3号（可燃性ガス供給自動停止）	焼却炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
				定期事業者検査	炉内温度が一定温度以上となる場合に、可燃性ガスの供給を遮断することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
	第12条（加工施設内における溢水による損傷の防止）	第1項（溢水）	堰	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長	
	第13条（安全避難通路等）	第1項第1号（表示）	安全避難通路	点検	安全避難通路の維持を確認する。	1回/年	各部長	
		第1項第2号（照明）	避難用照明	点検	避難用照明の維持を確認する。	1回/年	各部長	
		第1項第3号（照明電源）	現場操作用照明	点検	照明及びその専用の電源の維持を確認する。	1回/年	各部長	
	第14条（安全機能を有する施設）	第1項（環境条件）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の環境条件として、考慮すべき特段の変更がないことを確認する。	1回/年	各部長	
		第2項（検査又は試験）	安全機能を有する施設	点検	検査又は試験、及び、保守又は修理において考慮すべき特段の事項がないことを確認する。	1回/年	各部長	
		第3項（内部飛来物）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長	
		第4項（共用設備）	安全機能を有する施設	点検	共用する場合に考慮すべき特段の事項がないことを確認する。	1回/年	各部長	
	第15条（材料及び構造）	第1項（強度及び耐食性）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝	＝	
		第2項（耐圧漏えい試験）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝	＝	

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後
新旧対照表 なし  (記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	
	第16条 (搬送設備等)	第1項第1号 (搬送能力) 第1項第2号 (停電時保持)	点検	通常搬送能力の維持を確認する。 動力供給が停止した場合に核的制限値を逸脱するおそれのある設備・機器に停電時保持機構を設けて核燃料物質が安全に保持できることを確認する。	1回/年	各部長	
	第17条 (核燃料物質の貯蔵)	第1項 (崩壊熱)	=	=	=	=	
第18条 (警報設備等)	第1項 (警報)	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長		
		定期事業者検査	自動火災報知設備の警報作動検査において、感知器等の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>(記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第18条 (警報設備等)	第1項 (警報)	焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RII No. 1、RII 焼却炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
				定期事業者検査	可燃性ガス検知器の警報作動検査において、検査用ガスを吹付けた後、所定の時間内に警報ランプが表示するとともに、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII 焼却炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
				定期事業者検査	過加熱防止機構の作動検査において、過加熱防止機構を有する設備の過加熱防止機構について、模擬信号等により、作動値の範囲内で、加熱ヒータへの電力供給が遮断され、警報表示灯が点灯又は点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		焼結炉 No. 1、No. 2、No. 3、RI No. 1、RII	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長		
			定期事業者検査	冷却水圧力低下検知機構の作動検査において、冷却水圧力低下検知機構が作動値の範囲内で検知するとともに、制御盤の警報表示灯が点灯又は点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後
<p>新旧対照表 なし</p> <p>(記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	
	第1項(警報)	焼結炉 No.1、No.2、No.3、RI No.1、RII	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
			定期事業者検査	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査において、可燃性ガス圧力の低下により、①自動的に窒素ガスに切り替わることを確認する。②警報ランプが点灯又は点滅するとともに、警報が吹鳴すること。その際、圧力指示計の指示値が警報設定圧力の範囲内であることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		焼結炉 No.1、No.2、No.3、RI No.1、RII	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
			定期事業者検査	失火検知機構の作動検査において、パイロットバーナーの失火を検知し、警報ランプが点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		焼結炉 No.1、No.2、No.3、RI No.1、RII、焼却炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
			定期事業者検査	異常圧逃がし機構の作動検査において、異常圧逃がし機構が、模擬入力値及び指示調節計指示値の許容範囲内で作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		焼却炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
			定期事業者検査	失火検知機構の作動検査において、可燃性ガスの供給が遮断されるとともに、警報ランプが点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
	気体廃棄設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長		
		定期事業者検査	負圧警報装置の警報作動検査において、室内が建物外に対して19.6Pa(2mm水柱)以上の負圧値で警報が吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>(記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第18条 (警報設備等)	第1項 (警報)	加工工場 液体廃棄設備 廃棄物処理棟 液体廃棄設備	点検	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/年	各部長	
				定期事業者検査	液面高検知警報装置が適切に据え付けられていることの維持を確認する。 放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査において、警報設定水位以上の状態を模擬した状態で、各設備・機器の各槽等に対応する警報ランプが作動し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			警報集中表示盤	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長	
				定期事業者検査	非常事態用警報の警報作動検査において、機能が正常であることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			漏水検知器	点検	漏水検知器が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	各部長	
				点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	各部長	
				定期事業者検査	漏水検知器の警報作動検査において、検知器の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			ダストモニタ (排気用モニタ)	点検	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長	
			ダストモニタ (換気用モニタ)	定期事業者検査	ダストモニタ (排気用・換気用モニタ)の警報作動検査において、設定レベル以上の測定値に対し警報が吹鳴し、警報表示が正常に作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			エリアモニタ (γ線エリアモニタ)	点検	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長	
				定期事業者検査	設定レベル以上の測定値に対し警報が吹鳴し、警報表示が正常に作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		第2項 (インターロック)	粉末作業ボックス No.1、No.2、No.3、RI No.1、RII No.1 粉末取扱ボックス No.8、No.9、RI No.2、RII No.1、RII No.2、 入口ボックス (焙焼炉 No.1、No.4)、出口ボックス (焙焼炉 No.1、No.2、No.3、No.4)、 粉末投入装置、リフターNo.3、 粉末投入ボックス、 洗浄処理設備 No.1、RI I、RII スクラップ昇降装置 No.1、RII	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長	
			定期事業者検査	質量管理インターロックにより、設備へのウラン投入量及び設備からの取出量から、工程内のウラン量が制限値を超えないように、設備の動作が制限されていることを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長		



該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>(記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。)</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第18条 (警報設備等)	第2項 (インターロック)	排気側閉じ込め弁	定期事業者検査	送排風機の起動停止インターロックの作動検査において、①起動時には排気系統が給気系統より先に起動し、停止時には、給気系統が排気系統より先に停止することを確認する。②送排風機の停止時には、逆流防止ダンパが閉止することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			排風機 給気ファン	定期事業者検査	停電時の排風機自動起動機構の作動検査において、停電模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
				定期事業者検査	故障時の排風機自動起動機構の作動検査において、故障模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			緊急遮断弁	定期事業者検査	緊急遮断弁の作動検査において、地震時及び可燃性ガス検知時を模擬し、緊急遮断弁が作動することを確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
	第19条 (放射線管理施設)	第1項第1号 (排気口)	ダストモニタ (排気用モニタ)	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年	環境安全部長	
		第1項第2号 (排水口)	放射能測定装置	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年	環境安全部長	
		第1項第3号 (空気中濃度・表面密度)	放射能測定装置	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年	環境安全部長	
	第20条 (廃棄施設)	第1項第1号 (濃度限度以下とする廃棄能力)	高性能エアフィルタ	定期事業者検査	保安規定第74条第3項及び保安規定第75条第3項に基づいて測定した放射性廃棄物を廃棄した際の放射性物質の濃度の記録により、当該濃度が原子力規制委員会の定める値以下であることの維持を確認する。	1回/3月	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
			液体廃棄設備				工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	
		第1項第2号 (区別、逆流防止)	排気ダクト 給気ダクト 液体廃棄設備	定期事業者検査	適切に据付けられており、外観に使用上有害な欠陥 (著しいキズ、へこみ) がないこと、当該設備が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されていることの維持を確認する。なお、当該設備が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されていない場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しない措置が施されていることの維持を確認する。	1回/年	工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長	

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）						補正後	
<p>新旧対照表 なし</p> <p>（記載の適正化：別表13の2の内容は保全計画において明確にすることとし、保安活動の中で詰めていくべきものとして、保安規定の変更申請から取り下げる。）</p>	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						(削除)	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		
	第20条 (廃棄施設)	第1項第3号 (排気口以外への排気の無いこと)	排気ダクト	定期事業者検査	排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第1項第4号 (ろ過装置)	濾過装置 高性能エアフィルタ	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていること、捕集効率が99.97%以上であることの維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
				定期事業者検査	高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。	1回/月		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第1項第5号 (排水口以外への排水の無いこと)	液体廃棄設備	定期事業者検査	排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
	第21条 (核燃料物質等による汚染の防止)	第1項(汚染防止)	加工工場及び廃棄物処理棟の各室	巡視	壁、床の状態の維持を確認する。	1回/月		設備管理部長
	第22条 (遮蔽)	第1項(工場周辺の線量)	加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
		第2項(遮蔽設備、開口部・貫通部)	加工施設のうち直接線・スカイシャイン線の評価に関わる建物・構築物	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
	第23条 (換気設備)	第1項第1号 (換気能力)	排風機	定期事業者検査	気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第1項第2号 (逆流防止)	排気側閉じ込め弁 給気側閉じ込め弁	定期事業者検査	送排風機の起動時には逆流防止ダンパが開き、停止時には逆流防止ダンパが閉じることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第1項第3号 (ろ過装置)	高性能エアフィルタ	定期事業者検査	高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
	第24条 (非常用電源設備)	第1項(発電設備)	ディーゼル式発電機 無停電電源装置	点検	非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。	1回/月		設備管理部長
				定期事業者検査	非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年		工事、点検を担当するグループ長以外のグループ長
		第2項(無停電電源装置)	無停電電源装置	点検	無停電電源装置(バッテリー)の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長
	第25条 (通信連絡設備)	第1項(通信連絡設備)	所内通信連絡設備	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月		設備管理部長 業務管理部長
		第2項(外部への通信連絡)	所外通信連絡設備	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月		設備管理部長

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）				補正後					
新旧対照表 184 ページ  （記載の適正化。）	別表 18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）				別表 18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）					
	1. 加工規則第7条に基づく記録				1. 加工規則第7条に基づく記録					
記録事項		記録すべき場合	保存期間	保管責任者	記録事項		記録すべき場合	保存期間	保管責任者	
1. 加工施設の施設管理に係る記録						1. 加工施設の施設管理に係る記録				
イ 使用前確認の結果		確認の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長	イ 使用前確認の結果		確認の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長	
ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注②）		施設管理の実施の都度	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	注②に示す担当部長	ロ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注②）		施設管理の実施の都度	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	注②に示す担当部長	
ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名		評価の都度	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	設備を管理する担当部長	ハ 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名		評価の都度	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間	設備を管理する担当部長	
2. 放射線管理記録						2. 放射線管理記録				
イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度						イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度				
1日間の平均濃度		毎日1回	10年間	環境安全部長	1日間の平均濃度		毎日1回	10年間	環境安全部長	
3月間の平均濃度		3月ごと1回	10年間	環境安全部長	3月間の平均濃度		3月ごと1回	10年間	環境安全部長	
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度		毎週1回	10年間	環境安全部長	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度		毎週1回	10年間	環境安全部長	
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長等に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量		毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	5年間 注①	環境安全部長	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長等に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量		毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	5年間 注①	環境安全部長	
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量		原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	5年間 注①	環境安全部長	ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量		原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	5年間 注①	環境安全部長	
注① 「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。					注① 「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。					
注② 施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（括弧内は保管責任者を示す。）					注② 施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（括弧内は保管責任者を示す。）					
(1) 設工認申請書（環境安全部長）					(1) 設工認申請書（環境安全部長）					
(2) 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長）					(2) 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長）					
(3) 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長）					(3) 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長）					
(4) 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）					(4) 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）					
(5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）					(5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）					

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）				補正後			
<p>新旧対照表 186 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p> <p>（定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。）</p>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
	5. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して 連続して 連続して	10年間 10年間 10年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	5. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して 連続して 連続して	10年間 10年間 10年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長
	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	3年間 3年間 3年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	3年間 3年間 3年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長
	7. <u>加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u> （他の号に掲げるものを除く。）注⑤	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長 （第10条第2項及び第13条に係る記録）	7. <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u> （他の号に掲げるものを除く。）注⑤	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長 （第10条第2項及び第13条に係る記録）
注⑤ 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録（第10条第2項） (2) 教育・訓練の記録（第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条） (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録（第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7） (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録（第62条の5） (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録（第62条の6第6項） (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価（第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10） (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録（第63条及び第64条） (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録（第12条の8） (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録（第11条、第11条の3及び第12条の12） (10) トレーサビリティの記録（第12条の14） (11) 組織外の所有物に関する記録（第12条の15） (12) 計量標準の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第13条） (15) 不適合の処置の結果の記録（第14条） (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録（第15条及び第15条の2）				8. <u>定期評価の結果</u>  イ(1) <u>加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u>  (2) <u>加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>	評価の都度  評価の都度	加工規則第7条第7項に準じた期間  加工規則第7条第7項に準じた期間	環境安全部長  燃料製造部長	
				注⑤ 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録（第10条第2項） (2) 教育・訓練の記録（第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条） (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録（第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7） (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録（第62条の5） (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録（第62条の6第6項） (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価（第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10） (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録（第63条及び第64条） (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録（第12条の8） (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録（第11条、第11条の3及び第12条の12） (10) トレーサビリティの記録（第12条の14） (11) 組織外の所有物に関する記録（第12条の15） (12) 計量標準の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第12条の17、第13条の3及び第59条の5） (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第13条） (15) 不適合の処置の結果の記録（第14条） (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録（第15条及び第15条の2）				

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）				補正後			
新旧対照表 190 ページ  （定期評価の削除の 取下げに伴う記載の 適正化。）	記 録 事 項	記録すべき場合	保 存 期 間	保管責任者	記 録 事 項	記録すべき場合	保 存 期 間	保管責任者
	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果  <u>イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u>	評価の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果			
	<u>イ(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>	評価の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長				
	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	設備管理部長	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	加工規則第7条第7項に <u>進じた</u> 期間	設備管理部長
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	設備管理部長	ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	加工規則第7条第7項に <u>進じた</u> 期間	設備管理部長	

該当箇所	補正前 (令和2年9月18日付け申請)						補正後							
新旧対照表 191 ページ	別表19 <u>規則、基準リスト</u>						別表19 <u>保安規定条項と規則、基準の関係 (第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係)</u>							
	保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号	保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号		
(関連条項の適正化。)	第1章 総則	規則	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001	第1章 総則	規則	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001		
	第2章 保安管理体制	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001	第2章 保安管理体制	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001		
			第4条	第7条の6、第8条、第9条、第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002			第4条	第7条の6、第8条、第9条、第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002		
			第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003			第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003		
		第4条の2 第6条	第5条、第5条の2、第6条、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004	第4条の2 第6条		第5条、第5条の2、第6条、第7条、 <u>第62条の2</u>	保安品質方針及び保安品質目標の運用規則並びに施設管理方針及び施設管理目標	保社-2004				
		第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005	第4条の2		第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005				
		—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006	—		第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006				
	第2章 保安管理体制	基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準 (品質・安全管理室)	安管-200003	第2章 保安管理体制	基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準 (品質・安全管理室)	安管-200003		
			第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002			第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002		
			第11条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	放射線管理基準	S-000002			第11条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	放射線管理基準	S-000002		
			第11条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	核燃料運搬基準	S-000004			第11条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	核燃料運搬基準	S-000004		
			第11条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	事故対策基準	S-000005			第11条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	事故対策基準	S-000005		
			第4条の4 第4条の5	第4条の2	文書及び記録の管理基準	S-000010			第4条の4 第4条の5	第4条の2	文書及び記録の管理基準	S-000010		
			第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	S-000011			第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	S-000011		
			第14条 第15条	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	S-000013			第11条	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	S-000013		
			第15条の3	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の15									施設の操作基準 (燃料製造部)	S-000015
			第11条		施設の操作基準 (環境安全部)	S-000017								
					施設の操作基準 (設備管理部)	S-000018								
					施設の操作基準 (品質保証部)	S-000019								
			第11条 第12条	第11条の2、第11条の3、第12条の2～第12条の7、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3	補修及び改造基準	S-000027			第11条 第12条	第11条の2、第11条の3、第12条の2～第12条の7、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3	補修及び改造基準	S-000027		
			第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	S-000032			第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	S-000032		

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）						補正後					
新旧対照表 192 ページ  （保安規定審査基準の改正に伴い第37条の2及び第37条の3を第30条の2に統合することで、初期消火活動を設計想定事象等対処活動基準に統合する適正化。）  （記載の適正化。）  （定期評価の削除の取下げに伴う記載の適正化。）	別表19 <u>規則、基準リスト</u> （つづき）						別表19 <u>保安規定条項と規則、基準の関係</u> （第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係）（つづき）					
	保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号	保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号
	第3章 教育訓練	基準	第23条	第10条の3、第24条	保安教育基準	S-000014	第3章 教育訓練	基準	第23条	第10条の3、第24条	保安教育基準	S-000014
			第24条 第25条	—	事故対策基準	S-000005			第24条 第25条	—	事故対策基準	S-000005
	第4章 加工施設の操作	基準	第25条	第26条、第33条	臨界管理基準	S-000003	第4章 加工施設の操作	基準	第25条	第26条、第33条	臨界管理基準	S-000003
			第25条	第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015			第25条	第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
			第25条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017			第25条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
			第25条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018			第25条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
			第25条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019			第25条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
			第25条	第26条、第30条の2、第30条の3、第36条	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033			第25条	第26条、第30条の2、第30条の3、第36条	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033
	第5章 放射線管理	基準	第38条	第39条～第45条、第47条～第55条	放射線管理基準	S-000002	第5章 放射線管理	基準	第38条	第39条～第45条、第47条～第55条	放射線管理基準	S-000002
			第38条	第56条、第57条	核燃料運搬基準	S-000004			第38条	第56条、第57条	核燃料運搬基準	S-000004
			第38条 第46条の2	第39条、第45条の2、第46条	周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準	S-000021			第38条 第46条の2	第39条、第45条の2、第46条	周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準	S-000021
		第46条の2	第38条	サイバーテロ対策基準	S-000035			第46条の2	第38条	サイバーテロ対策基準	S-000035	
第6章 施設管理	基準	第58条	第23条、第32条、第53条、第59条～第59条の5、第62条の2～第62条の11、第63条、第64条、第65条、第65条の2、第85条	補修及び改造基準	S-000027	第6章 施設管理	基準	第58条	第23条、第32条、第53条、第59条～第59条の5、第62条の2～第62条の11、第63条、第64条、第65条、第65条の2、第85条	補修及び改造基準	S-000027	
第7章 核燃料物質の管理	基準	第66条	第67条、第68条、第69条	核燃料運搬基準	S-000004	第7章 核燃料物質の管理	基準	第66条	第67条、第68条、第69条	核燃料運搬基準	S-000004	
		第66条	第67条、第70条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015			第66条	第67条、第70条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015	
		第66条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017			第66条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017	
		第66条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018			第66条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018	
		第66条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019			第66条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019	
第8章 放射性廃棄物管理	基準	第71条	第72条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	S-000002	第8章 放射性廃棄物管理	基準	第71条	第72条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	S-000002	
		第71条	第72条、第72条の2、第73条、第74条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015			第71条	第72条、第72条の2、第73条、第74条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015	
第9章 初期消火活動	基準	第76条	第30条の2、第30条の3、第36条、第37条の2、第37条の3	事故対策基準	S-000005	第9章 欠番	—	—	—	—	—	
		第76条	—	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033							
第10章 非常時の措置	基準	第81条	第82条～第91条、第91条の2、第92条、第93条、第98条	事故対策基準	S-000005	第10章 非常時の措置	基準	第81条	第82条～第91条、第91条の2、第93条、第98条	事故対策基準	S-000005	
		第25条 第91条	—	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	S-000034			第25条 第91条	—	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	S-000034	
第11章 欠番	—	—	—	—	—	第11章 定期評価	基準	第11条 第94条	第95条、第96条	定期評価基準	S-000028	
第12章 記録及び報告	基準	第97条	—	文書及び記録の管理基準	S-000010	第12章 記録及び報告	基準	第97条	—	文書及び記録の管理基準	S-000010	

該当箇所	補正前（令和2年9月18日付け申請）	補正後																																								
<p>新旧対照表 212 ページ</p> <p>（記載の適正化。）</p>	<p style="text-align: center;">添2の表2 資機材一覧（つづき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分類</th> <th style="width: 15%;">資機材の種類</th> <th style="width: 10%;">数量の 考え方※</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 15%;">保管場所</th> <th style="width: 15%;">点検内容 点検頻度</th> <th style="width: 10%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">照明具類 <small>（*1）</small></td> <td style="text-align: center;">投光器</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">2基</td> <td style="text-align: center;">機械棟</td> <td style="text-align: center;">員数・外観・機能 2回／年</td> <td style="text-align: center;">設備管理部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">携帯用照明</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">30台以上</td> <td style="text-align: center;">安全管理棟</td> <td style="text-align: center;">員数・外観・機能 1回／年</td> <td style="text-align: center;">環境安全部 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資機材数量の考え方</p> <p>A：使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例：防護服</p> <p>B：使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例：可搬消防ポンプ、衛星電話</p> <p>C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの 例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）</p> <p>（*1）：外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備あるいは可搬式発電機に接続又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>（*2）：資機材倉庫（コンテナ）は加工工場西側に設置する。また環境安全部長は第85条に基づき、性能維持のための点検（1回／年の外観・機能確認）を行うとともに、<u>第29条</u>に定める巡視・点検を行う。</p>	分類	資機材の種類	数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当	照明具類 <small>（*1）</small>	投光器	B	2基	機械棟	員数・外観・機能 2回／年	設備管理部 長	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部 長	<p style="text-align: center;">添2の表2 資機材一覧（つづき）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分類</th> <th style="width: 15%;">資機材の種類</th> <th style="width: 10%;">数量の 考え方※</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 15%;">保管場所</th> <th style="width: 15%;">点検内容 点検頻度</th> <th style="width: 10%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">照明具類 <small>（*1）</small></td> <td style="text-align: center;">投光器</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">2基</td> <td style="text-align: center;">機械棟</td> <td style="text-align: center;">員数・外観・機能 2回／年</td> <td style="text-align: center;">設備管理部 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">携帯用照明</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">30台以上</td> <td style="text-align: center;">安全管理棟</td> <td style="text-align: center;">員数・外観・機能 1回／年</td> <td style="text-align: center;">環境安全部 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資機材数量の考え方</p> <p>A：使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例：防護服</p> <p>B：使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの 例：可搬消防ポンプ、衛星電話</p> <p>C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの 例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）</p> <p>（*1）：外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備あるいは可搬式発電機に接続又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>（*2）：資機材倉庫（コンテナ）は加工工場西側に設置する。また環境安全部長は第85条に基づき、性能維持のための点検（1回／年の外観・機能確認）を行うとともに、<u>第62条の6</u>に定める巡視・点検を行う。</p>	分類	資機材の種類	数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当	照明具類 <small>（*1）</small>	投光器	B	2基	機械棟	員数・外観・機能 2回／年	設備管理部 長	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部 長
分類	資機材の種類	数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当																																				
照明具類 <small>（*1）</small>	投光器	B	2基	機械棟	員数・外観・機能 2回／年	設備管理部 長																																				
	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部 長																																				
分類	資機材の種類	数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当																																				
照明具類 <small>（*1）</small>	投光器	B	2基	機械棟	員数・外観・機能 2回／年	設備管理部 長																																				
	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回／年	環境安全部 長																																				



該当箇所	補 正 前 (令和 2 年 9 月 18 日 付 け 申 請)	補 正 後
<p>新旧対照表 214 ページ</p> <p>(長期施設管理方針 の追加。)</p>	<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>添付 3 長期施設管理方針 (第 6 2 条 の 1 2 関 係)</u></p>

該当箇所	補 正 前 (令和2年9月18日付け申請)	補 正 後
<p>新旧対照表 215 ページ</p> <p>(長期施設管理方針 の追加。)</p>	<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>1. 加工施設の長期施設管理方針 (始期：2019年6月28日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。</u></p>

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定  
新 旧 対 照 表

令和 2 年 1 2 月  
原子燃料工業株式会社  
東海事業所

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)  第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)」第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社東海事業所(以下「事業所」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>これに係る</u>災害を防止することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)  第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社東海事業所(以下「事業所」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>核燃料物質による</u>災害を防止することを目的とする。</p>	<p>(2)①  記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
第2条から第3条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（安全文化の醸成）</u>  <u>第3条の2 社長は、安全を最優先にした保安活動の実現を目的として、安全文化を醸成するための方針を定め、第2項及び第3項に定める事項を実施させる。また、社長は第2項から第3項に定める事項を確実にするため、安全文化醸成に関する規則を定める。</u>  <u>2. 所長及び品質・安全管理室長は、第1項の方針に基づき安全文化を醸成するための活動計画を年度ごとに策定し、実施する。</u>  <u>3. 社長は自らを委員長とする安全文化評価委員会を設置し、年1回以上第2項の活動状況をレビューする。その結果に基づき、必要に応じて第1項の方針を見直すとともに第2項の次年度の活動計画に反映させる。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(ア)  安全文化を醸成するための体制の整備に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章 保安管理体制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1節 保安品質マネジメントシステム</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(保安品質マネジメントシステムの目的)</u></p> <p><u>第3条の3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</u></p>	<p>(1)①(ア) 品質マネジメントシステムに関する事項の記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>(定義)</u>  <u>第3条の4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。</u>  <u>また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条第2項第4号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</p> <p>(3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。</p> <p>(4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。</p> <p>(5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。</p> <p>(6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。</p>	(1)①(イ) 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈の例に倣う他、この規定で用いる用語の定義の記載を追加する。



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（保安品質マネジメントシステムの適用範囲）</u>  <u>第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。</u></p>	<p>(1)①(ウ)  品質マネジメントシステムに関する事項の記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(品質保証計画と品質保証体制の構築、維持及び改善)</p> <p>第4条 社長は、<u>安全文化を基礎として「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。</u></p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第11条第3項を示す。)</p> <p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条</p> <p>3. <u>基準及び標準には、原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けの記載を含める。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全の重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u></p> <p>(1) <u>プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度。</u></p> <p>(2) <u>プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度。</u></p> <p>(3) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度。</u></p> <p>(4) <u>作業プロセス、要員、要領及び設備等に対する特別な管理や検査の必要性の程度。</u></p> <p>(5) <u>運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度。</u></p>	<p>(保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第4条 社長は、<u>保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。</u></p> <p>2. <u>社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</u></p> <p>(1) <u>加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</u></p> <p>(2) <u>加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u></p> <p>(3) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）</u></p> <p>3. <u>各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</u></p> <p>4. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。</u></p> <p>(1) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</u></p> <p>(2) <u>プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。</u></p> <p>(3) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（別図1に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>(4) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>(5) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p>(8) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</u></p>	<p>(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p>5. <u>社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></li> <li>・ <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></li> <li>・ <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></li> <li>・ <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></li> <li>・ <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></li> <li>・ <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></li> <li>・ <u>安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></li> <li>・ <u>原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></li> </ul> <p>6. <u>各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第12条の8調達プロセスに従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</u></p> <p>7. <u>社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>2. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムを品質保証計画書として文書化する。品質保証計画書においては、保安活動の品質保証組織、計画、実施、評価及び改善に関する事項を定める。</u></p> <p>3. <u>社長は、この規定及び品質保証計画書に基づき、保安品質マネジメントシステムの実施手順を自ら各規則に定める、又は所長若しくは品質・安全管理室長に各基準として定めさせる。なお、保安規定条項とこれらの各規則、基準との関係を別表19に示す。</u></p> <p>4. <u>保安品質マネジメントシステムの文書は、次のとおりとする。文書の階層を別図に示す。</u></p> <p>(1) 保安規定</p> <p>(2) <u>品質保証計画書</u></p> <p>(3) <u>第6条に示す保安品質方針</u></p> <p>(4) <u>規則（この規定及び品質保証計画書に基づき保安活動について社長が定めた文書）</u></p> <p>(5) <u>第7条に示す保安品質目標（保安品質方針に基づき定めたもの）</u></p> <p>(6) <u>基準（この規定及び品質保証計画書に基づき保安活動について定めた文書であって規則を除くもの）</u></p> <p>(7) <u>標準（要領、手順書その他保安に関する文書であって、基準に基づいて定めたもの）</u></p> <p>(8) <u>別表18に示す記録</u></p>	<p><u>（保安品質マネジメントシステムの文書化）</u></p> <p><u>第4条の2 社長は、前条第1項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表19に示す。</u></p> <p>2. <u>保安文書及び記録は、次のとおりとする。文書の階層を別図5に示す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第6章に定める。</u></p> <p>(1) 保安規定</p> <p>(2) <u>保安品質マニュアル</u></p> <p>(3) 保安品質方針</p> <p>(4) <u>施設管理方針</u></p> <p>(5) <u>規則（(1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの）</u></p> <p>(6) 保安品質目標</p> <p>(7) <u>施設管理目標</u></p> <p>(8) <u>基準（(1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの）</u></p> <p>(9) <u>標準（要領、手順書、指示書、図面等の保安文書（以下「手順書等」という。）であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの）</u></p> <p>(10) 記録</p>	<p>(1)①(オ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)②(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保安品質マニュアル)</u>  <u>第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。</u></p> <p><u>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u>  <u>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u>  <u>(3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲</u>  <u>(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u>  <u>(5) プロセスの相互の関係</u></p>	<p>(1)①(カ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(なし)</p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第11条第2項を示す。)</p> <p><u>(業務の計画及び実施)</u></p> <p><u>第11条</u></p> <p>2. 品質保証部長は、<u>基準及び標準（要領、手順書その他の保安に関する文書であつて、所長、部長、又はグループ長が基準に基づいて定めたもの。）の文書管理に関する「文書及び記録の管理基準」を定める。この基準には、次の事項、品質・安全管理室長及び核燃料取扱主任者の審査並びに核燃料安全委員会の審議を受ける手順を含める。</u></p> <p><u>(1) 文書の体裁に関すること。</u></p> <p><u>(2) グレード分けの適切性を含む内容の適切性の審査・承認に関すること。</u></p> <p><u>(3) 文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関すること。</u></p> <p><u>(4) 旧版管理に関すること。</u></p>	<p><u>(文書の管理)</u></p> <p><u>第4条の4 品質保証部長は、基準・標準の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</u></li> <li>・ <u>文書の組織外への流出等の防止</u></li> <li>・ <u>保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></li> <li>・ <u>核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</u></li> </ul> <p>2. <u>品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</u></p> <p><u>(1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p><u>(2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)の審査並びに(2)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）</u></p> <p><u>(4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p><u>(6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p><u>(7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p><u>(8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p>	<p>(1)①(キ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(記録の管理)</u>  <u>第4条の5 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u>  <u>2. 品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。</u></p>	<p>(1)①(ク)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(責任及び権限)</p> <p>第5条 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条に示すとおり定め、保安教育又は社内通達で周知する。</p> <p>2. 社長は、所長に管理責任者として保安品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、事業所全体へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>また、社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 経営責任者等の責任</u></p> <p>(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第5条 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 保安品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(2) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。</p> <p>(3) 第8条に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(4) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(6) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>(7) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>2. 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p>	<p>(1)①(ケ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(原子力の安全の確保の重視)</u>  <u>第5条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p>	<p>(1)①(コ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、<u>次の事項に配慮して、関係法令及びこの規定の遵守、並びに原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。</u></p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。</p> <p>(2) <u>原子力安全の要求事項を満たすこと及び保安品質マネジメントシステムを継続的に改善すること。</u></p> <p>(3) <u>各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこと。</u></p> <p>(4) <u>社内全体に伝達され、理解されるようにすること。</u></p> <p>(5) <u>方針が原子燃料工業株式会社の経営理念に対して適切であり続けるために変更の必要性をレビューすること。</u></p>	<p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、<u>保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。</u></p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。</p> <p>(2) <u>要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>(3) <u>保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u></p> <p>(4) <u>要員に周知され、理解されていること。</u></p> <p>(5) <u>保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p>	<p>(1)①(サ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 所長は管理責任者として、各部長に保安品質目標を次の点に留意して年度ごとに設定させる。</p> <p>(1) 各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を作成し、文書化すること。</p> <p>(2) 所長は、各部長の保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認すること。</p>	<p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施事項</li> <li>・ 必要な資源</li> <li>・ 責任者</li> <li>・ 実施事項の完了時期</li> <li>・ 結果の評価方法</li> </ul> <p>2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）</p> <p>3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</p>	<p>(1)①(シ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保安品質マネジメントシステムの計画)</u>  <u>第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。</u>  <u>2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u>  <u>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u>  <u>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>  <u>(3) 資源の利用可能性</u>  <u>(4) 責任及び権限の割当て</u></p>	<p>(1)①(ス)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(なし)</p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第5条を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(責任及び権限)</p> <p><b>第5条</b> 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条に示すとおり定め、保安教育又は社内通達で周知する。</p> </div>	<p>(責任及び権限)</p> <p><b>第7条の3</b> 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)</p>	<p>(1)①(セ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>（保安品質マネジメントシステム管理責任者）</u>  <u>第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u>  <u>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</u>  <u>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u>  <u>(4) 関係法令を遵守すること。</u></p>	(1)①(ソ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>(管理者)</u>  <u>第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）</u></p> <p><u>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p><u>(5) 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p><u>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p><u>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p><u>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）</u></p>	(1)①(タ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>（組織の内部の情報の伝達）</u>  <u>第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。（「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。）</u></p>	<p>(1)①(チ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、<u>関係法令及びこの規定の遵守状況を確認するとともに、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上保安委員会を開催し、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針、保安品質目標及び保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価を含むレビューを行う。</u></p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</u></p>	<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、<u>改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。</u></p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p>	<p>(1)①(ツ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(マネジメントレビューへのインプット)</p> <p>第9条 保安委員会のインプットは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安品質目標</li> <li>(2) 内部監査計画・結果</li> <li>(3) 所管官庁検査の結果及び指導事項</li> <li>(4) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</li> <li>(5) 予防処置及び是正処置の状況</li> <li>(6) 前回までの保安委員会の結果に対するフォローアップ</li> <li>(7) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</li> <li>(8) 改善のための提案</li> </ol>	<p>(マネジメントレビューに用いる情報)</p> <p>第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保安内部監査の結果</li> <li>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</li> <li>(3) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</li> <li>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第13条の3において同じ。）。）</li> <li>(5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</li> <li>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</li> <li>(7) 関係法令の遵守状況</li> <li>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</li> <li>(9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</li> <li>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</li> <li>(11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案</li> <li>(12) 資源の妥当性</li> <li>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</li> </ol>	<p>(1)①(テ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(マネジメントレビューからのアウトプット)</p> <p>第10条 保安委員会のアウトプットは、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第8条第3項を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条</p> <p>3. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</p> </div>	<p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>(1)①(ト)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第3節 資源の管理</u></p> <p><u>(資源の確保)</u></p> <p><u>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</u></p> <p><u>(1) 要員</u></p> <p><u>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</u></p> <p><u>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。）</u></p> <p><u>(4) その他必要な資源</u></p>	<p>(1)①(ナ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>(要員の力量の確保及び教育訓練)</u></p> <p><u>第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p><u>2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p><u>(2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 前号の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p><u>(4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p><u>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	(1)①(二) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条 所長は第4条第3項に基づき、管理責任者として、<u>文書管理、調達管理及び設計・開発管理、加工施設の操作、放射線管理、施設定期自主検査、補修及び改造、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、是正処置、予防処置、教育・訓練、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象（地震、外部火災、生物学的影響）発生時における加工施設の保全のための活動、火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下、「初期消火活動」という。）、異常時の措置、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全のための活動、定期評価及び記録管理に係る計画・実施・評価・改善の業務に関するプロセスについて、業務の実施・記録における識別及びトレーサビリティの要求、組織外の所有物がある場合の扱いを含め、品質保証計画書に基づき、業務の計画として、別表19に記載のとおり、担当する基準の作成総括、承認をすることにより当該基準を担当部長に定めさせる、又は自ら定める。当該基準のうち、「施設定期自主検査基準（燃料製造部）」、「施設定期自主検査基準（環境安全部）」、「施設定期自主検査基準（設備管理部）」及び「施設定期自主検査基準（品質保証部）」並びに「補修及び改造基準」には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 加工施設の操作  (2) 放射線管理  (3) 加工施設の施設管理  (4) 核燃料物質の管理  (5) 放射性廃棄物管理  (6) 非常時の措置  (7) 定期評価</p> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果  (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項  (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源  (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）  (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものと</p>	<p>(1)①(ヌ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p><u>第11条</u></p> <p>2. <u>品質保証部長は、基準及び標準（要領、手順書その他の保安に関する文書であって、所長、部長、又はグループ長が基準に基づいて定めたもの。）の文書管理に関する「文書及び記録の管理基準」を定める。この基準には、次の事項、品質・安全管理室長及び核燃料取扱主任者の審査並びに核燃料安全委員会の審議を受ける手順を含める。</u></p> <p>(1) <u>文書の体裁に関すること。</u></p> <p>(2) <u>グレード分けの適切性を含む内容の適切性の審査・承認に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関すること。</u></p> <p>(4) <u>旧版管理に関すること。</u></p>	<p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</p> <p><u>第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項の文書の管理に関する「文書及び記録の管理基準」及び関連標準において、明確に定める。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>関係法令</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</u></p>	<p>(1)①(ネ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条</p> <p>3. <u>基準及び標準には、原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けの記載を含める。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全の重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u></p> <p>(1) <u>プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度。</u></p> <p>(2) <u>プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度。</u></p> <p>(3) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度。</u></p> <p>(4) <u>作業プロセス、要員、要領及び設備等に対する特別な管理や検査の必要性の程度。</u></p> <p>(5) <u>運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度。</u></p>	<p>(個別業務等要求事項の審査)</p> <p>第11条の3 <u>担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる又は自ら確認する。</u></p> <p>(1) <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p>(2) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p>(3) <u>担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p>	<p>(1)①(ノ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>（組織の外部の者との情報の伝達等）</u></p> <p><u>第11条の4 所長は、第11条第1項の文書の管理に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></li> <li><u>・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></li> <li><u>・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></li> <li><u>・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></li> </ul>	(1)①(ハ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 業務管理部長は、物品及び役務の調達に関し、次の事項を含む「調達管理基準」を定める。  <u>担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品及び役務（以下、「調達製品」という。）の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</u></p> <p>(1) <u>調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</u></p> <p>(2) <u>供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の判断基準を定めること。</u></p> <p>(3) <u>評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</u></p> <p>(4) <u>調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</u></p> <p>(5) <u>供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、施設及び設備の改造のための設計・開発に関し、次の事項を含む「補修及び改造基準」を定める。担当部長は、その基準に従って設計・開発管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</u></p> <p>(2) <u>改造に係る要求事項を明確にし、当該施設及び設備の関係者を含めたレビューを行うこと。</u></p> <p>(3) <u>改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</u></p> <p>(4) <u>改造施設及び設備の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。ただし、使用前の確認が実行可能でない場合を除く。</u></p> <p>(5) <u>設計変更に際して、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、前項の設計・開発に当たって、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の高経年化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</u></p>	<p>(設計・開発計画)</p> <p>第12条 設備管理部長は、<u>第12条の2から第12条の7に記載する事項を定めた設計・開発管理に関する「補修及び改造基準」を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>(3) <u>設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>(4) <u>設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>3. <u>担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p>	<p>(1)①(ヒ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p><u>第12条</u></p> <p><u>2.</u></p> <p>(1) <u>改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</u></p>	<p>(設計・開発に用いる情報)</p> <p><u>第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(1) <u>機能及び性能に係る要求事項</u></p> <p>(2) <u>従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>(3) <u>関係法令</u></p> <p>(4) <u>その他設計・開発に必要な要求事項</u></p> <p><u>2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p>	<p>(1)①(フ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(3) 改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</p> <p>3. 担当部長は、前項の設計・開発に当たって、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の高経年化の観点から、<u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）</u>において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>(設計・開発の結果に係る情報)</p> <p>第12条の3 担当部長は、<u>設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。（「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。）</u></p> <p>2. 担当部長は、<u>設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>3. 担当部長は、<u>設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u></p> <p>(2) <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること（設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。）。</u></p> <p>(3) <u>合否判定基準を含むものであること。</u></p> <p>(4) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p>	<p>(1)①(へ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(2) 改造に係る要求事項を明確にし、当該施設及び設備の関係者を含めたレビューを行うこと。</p>	<p>(設計・開発レビュー)</p> <p>第12条の4 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>(1) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>(2) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2. 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>3. 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>(1)①(ホ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(3) 改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</p>	<p>(設計・開発の検証)</p> <p>第12条の5 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</p> <p>2. 担当部長は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をさせる。</p>	<p>(1)①(マ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(4) <u>改造施設及び設備の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。ただし、使用前の確認が実行可能でない場合を除く。</u></p>	<p>(設計・開発の妥当性確認)</p> <p>第12条の6 <u>担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>(1)①(ミ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条</p> <p>2.</p> <p>(5) 設計変更の際して、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</p>	<p>(設計・開発の変更の管理)</p> <p>第12条の7 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>2. 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>3. 担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>4. 担当部長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>(1)①(ム)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 業務管理部長は、物品及び役務の調達に関し、次の事項を含む「調達管理基準」を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品及び役務（以下、「調達製品」という。）の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</p> <p>(1) 調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</p> <p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の判断基準を定めること。</p> <p>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p> <p>(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</p>	<p>(調達プロセス)</p> <p>第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する「調達管理基準」を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。</li> <li>・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。</li> </ul> <p>3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p>	<p>(1)①(メ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p data-bbox="142 184 468 216">（調達及び設計・開発管理）</p> <p data-bbox="97 218 216 249">第12条</p> <p data-bbox="210 680 1362 785">(1) 調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</p>	<p data-bbox="1427 184 1694 216">（調達物品等要求事項）</p> <p data-bbox="1383 218 2623 287">第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p data-bbox="1495 289 2344 321">(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p data-bbox="1495 323 2178 354">(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p data-bbox="1495 357 2424 388">(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p data-bbox="1495 390 2623 462">(4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</p> <p data-bbox="1495 464 2614 495">(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p data-bbox="1495 497 2481 529">(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p data-bbox="1495 531 2012 562">(7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p data-bbox="1469 569 2635 747">2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）</p> <p data-bbox="1469 749 2635 821">3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p data-bbox="1469 823 2635 894">4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p data-bbox="2659 184 2881 394">(1)①(モ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達及び設計・開発管理) 第12条</p> <p>(5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</p>	<p>(調達物品等の検証) 第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>(1)①(ヤ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(個別業務の管理)</u>  <u>第12条の11 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u>  <u>(1) 加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u>  <u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u>  <u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u>  <u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u>  <u>(5) 第13条の2の規定に基づき監視測定を実施していること。</u>  <u>(6) 本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p>	<p>(1)①(ユ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）</u></p> <p><u>第12条の12 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>4. 担当部長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u></p> <p><u>(1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u></p> <p><u>(2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u></p> <p><u>(3) 妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p>	(1)①(ヨ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(識別管理)</u>  <u>第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。（「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。）</u></p>	<p>(1)①(ラ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（トレーサビリティの確保）</u>  <u>第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p>	<p>(1)①(リ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（組織の外部の者の物品）</u>  <u>第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）</u></p>	<p>(1)①(ル)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（調達物品の管理）</u>  <u>第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p>	<p>(1)①(レ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前 (令和2年3月17日付け認可)	変更後	理由
(なし)	<p><u>(監視測定のための設備の管理)</u></p> <p><u>第12条の17 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第11条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p><u>(2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>(3) 所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>(4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>(5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>6. 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p>	(1)①(ロ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第5節 評価及び改善</u></p> <p><u>(監視測定、分析、評価及び改善)</u></p> <p><u>第12条の18 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第4条の2に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。</u></p> <p><u>2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。</u></p>	<p>(1)①(ワ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（組織の外部の者の意見）</u>  <u>第12条の19 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u>  <u>2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p>	<p>(1)①(フ)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(内部監査)</p> <p>第13条 品質・安全管理室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するため、内部監査に関する「保安内部監査基準」を定める。</p> <p>品質・安全管理室長は、この基準に基づき、内部監査計画を作成し、選定基準を満たす被監査対象部署以外の者より選任した監査員により、年1回以上、監査させる。</p> <p>2. 前項の基準には、<u>監査員の選定基準、監査の計画及び実施、結果の報告、記録の作成及び維持に関する責任、並びに要求事項を記載する。</u></p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</u></p>	<p>(保安内部監査)</p> <p>第13条 品質・安全管理室長は、<u>保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する「保安内部監査基準」を定める。</u>品質・安全管理室長は、この基準に基づき、<u>保安活動の重要度に応じて、年1回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。</u></p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u>  (2) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>2. 前項の基準には、<u>保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>4. <u>第1項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>5. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。</u></p> <p>6. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</u></p> <p>7. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。</u></p> <p>8. <u>品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>9. <u>品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</u></p>	<p>(1)①(シ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>(プロセスの監視測定)</u>  <u>第13条の2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。</u></p> <p>2. <u>所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4条第4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。</u></p> <p>3. <u>所長及び各部長は、第1項の方法により、プロセスが第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p>4. <u>所長及び各部長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p>5. <u>所長及び各部長は、第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p>	(1)①(あ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p>(機器等の検査等)</p> <p><u>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）</u></p> <p><u>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</u></p>	(1)①(い) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(不適合管理)</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、不適合が発生した場合にその不適合が確実に識別され、適切な処置及び記録を行うために責任と権限を明確にした「評価・改善基準」を定める。  <u>なお、当該基準には次の項目を含める。</u></p> <p>(1) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u>  (2) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u>  (3) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項に定められた基準に従い、不適合を処理する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</u></p>	<p>(不適合の管理)</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。</u></p> <p>2. <u>所長は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「評価・改善基準」に定める。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u>  (1) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u>  (2) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u>  (3) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u>  (4) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。</u></p> <p>5. <u>担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>6. <u>担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</u></p>	<p>(1)①(う)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>(データの分析及び評価)</u></p> <p><u>第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p><u>2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</u></p> <p><u>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p><u>(2) 個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p><u>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</u></p> <p><u>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</u></p>	(1)①(え) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p> <p>（以下の四角囲み内に、関連する条文として第5条を示す。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>（責任及び権限）</u></p> <p><u>第5条</u></p> <p>2. 社長は、所長に管理責任者として保安品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、事業所全体へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> </div>	<p><u>（継続的な改善）</u></p> <p><u>第14条の3</u> 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>(1)①(お) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(是正処置及び予防処置)</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、不適合に対して再発防止のための是正処置及び予防処置に関する「評価・改善基準」を定める。</p> <p>2. 第1項の基準には、再発防止のための是正処置に関して、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含める。</p> <p>(1) 不適合の内容確認  (2) 不適合の原因の特定  (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価  (4) 必要な処置の決定及び実施  (5) とった処置の結果の記録  (6) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>3. 第1項の基準には、予防処置に関して、次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含める。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定  (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価  (3) 必要な処置の決定及び実施  (4) とった処置の結果の記録  (5) とった予防処置の有効性のレビュー</p> <p>4. 各部長は、第1項に定められた基準に従い是正処置及び予防処置を行う。</p> <p>5. 各部長は、予防に関する処置に当たっては、事業所及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び公開された不適合情報を含む。）を適切に反映する。</p> <p>6. 各部長は、是正処置結果及び予防処置結果を所長に報告する。</p>	<p>(是正処置等)</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</p> <p>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>一 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）  二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。  (3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。  (4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。  (5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。  (6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。  (7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、「評価・改善基準」に定める。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。）</p> <p>4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</p>	<p>(1)①(か)  品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第15条第5項を示す。)</p> <p>(<u>是正処置及び予防処置</u>)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>5. <u>各部長は、予防に関する処置に当たっては、事業所及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び公開された不適合情報を含む。）を適切に反映する。</u></p>	<p>(<u>未然防止処置</u>)</p> <p><u>第15条の2 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。</u></p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p>(3) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p>(4) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。</u></p>	<p>(1)①(き) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（情報の共有及び公開）</p> <p>第15条の2 所長は、第12条第1項(1)に記載する調達製品の技術情報及び第60条から第64条に記載する保守管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を「評価・改善基準」に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する「評価・改善基準」を定める。環境安全部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>（情報の共有及び公開）</p> <p>第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65条の2に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を「評価・改善基準」に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する「評価・改善基準」を定める。環境安全部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>(1)④(ア) 施設管理に関する事項が追加及び変更されたことに伴う、引用する条項番号の適正化等。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 組織</p> <p>（保安活動を行う者の組織）</p> <p>第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社長</li> <li>(2) 所長（管理責任者）</li> <li>(3) 品質・安全管理室長（管理責任者）</li> <li>(4) 保安委員会（マネジメントレビュー）</li> <li>(5) 核燃料取扱主任者</li> <li>(6) 核燃料安全委員会</li> <li>(7) 業務管理部長</li> <li>(8) 品質保証部長</li> <li>(9) 燃料製造部長</li> <li>(10) 環境安全部長</li> <li>(11) 設備管理部長</li> <li>(12) システムグループ長</li> <li>(13) 調達グループ長</li> <li>(14) 検査グループ長</li> <li>(15) 品質管理グループ長</li> <li>(16) 製造グループ長</li> <li>(17) 生産技術グループ長</li> <li>(18) 輸送計画グループ長</li> <li>(19) 安全管理グループ長</li> <li>(20) 環境管理グループ長</li> <li>(21) 安全防護グループ長</li> <li>(22) 工務グループ長</li> </ol> <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、<u>第21条第5項</u>に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長が指名する代行者がその職務を行う。 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 組織及び職務</p> <p>（保安活動を行う者の組織）</p> <p>第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社長</li> <li>(2) 所長（管理責任者）</li> <li>(3) 品質・安全管理室長（管理責任者）</li> <li>(4) 保安委員会（マネジメントレビュー）</li> <li>(5) 核燃料取扱主任者</li> <li>(6) 核燃料安全委員会</li> <li>(7) 業務管理部長</li> <li>(8) 品質保証部長</li> <li>(9) 燃料製造部長</li> <li>(10) 環境安全部長</li> <li>(11) 設備管理部長</li> <li>(12) システムグループ長</li> <li>(13) 調達グループ長</li> <li>(14) 検査グループ長</li> <li>(15) 品質管理グループ長</li> <li>(16) 製造グループ長</li> <li>(17) 生産技術グループ長</li> <li>(18) 輸送計画グループ長</li> <li>(19) 安全管理グループ長</li> <li>(20) 環境管理グループ長</li> <li>(21) 安全防護グループ長</li> <li>(22) 工務グループ長</li> </ol> <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、<u>第21条第4項</u>に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長が指名する代行者がその職務を行う。 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p>(2)② 第21条の条項番号の繰り上げに伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第3節 職務</u></p> <p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. <u>品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、第5条及び第7条のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。</u></p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時における設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性気体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域及び管理区域の出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消火係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>保守・点検</u>、並びに各部長から依頼を受けた<u>施設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検</u>に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に関する業務を行う。</p> <p>(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. <u>保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定及び第62条の2に基づき所長が定める施設管理目標に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、システムグループ長及び調達グループ長が行う、サイバーテロ対策並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、検査グループ長及び品質管理グループ長が行う、分析作業、<u>燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造グループ長、生産技術グループ長及び輸送計画グループ長が行う、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における加工工場の施設責任者が実施する異常時における設備の操作の手順、除染係が実施する除染及びウラン回収の手順並びに廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び安全防護グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、受入仕様値への適合確認、放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性気体廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング、放射性廃棄物でない廃棄物の管理及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、<u>管理区域及び保全区域</u>の出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織における、技術係が実施する事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順及び放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。さらに、第83条に定める東海事業所防災組織の救護・消火係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、並びに各部長から依頼を受けた<u>施設の保全</u>に関する業務を指揮監督する。また、東海事業所防災組織の工務係が実施する重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等、非常用発電設備の起動等及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>(7) システムグループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、サイバーテロ対策に関する業務を行う。<u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 調達グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。<u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p>	<p>(1)④(イ) 保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う、引用する条項番号の繰り下げ、その他記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(2)③ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 保全区域の管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。また、施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(9) 検査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する技術支援に係る業務を行う。</p> <p>(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する技術支援に係る業務を行う。</p> <p>(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。</p> <p>また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。</p> <p>環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域及び管理区域への出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。</p>	<p>(9) 検査グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(10) 品質管理グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業に係る設備の<u>設計及び工事に係る業務を行い、またこれらの作業に係る設備の巡視及び点検その他の施設の管理</u>に関する技術支援に係る業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(11) 製造グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) 生産技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業、<u>放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業</u>に係る設備の<u>設計及び工事に係る業務を行い、またこれらの作業に係る設備の巡視及び点検その他の施設の管理</u>に関する技術支援に係る業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(13) 輸送計画グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理及び受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。</p> <p>環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性気体廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) 安全防護グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理並びに周辺監視区域、<u>管理区域及び保全区域</u>への出入管理（サイバーテロ対策を除く）、非常時用資機材の保管状況の確認に関する業務を行う。また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p>	<p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(2)③ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 保全区域の管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>保守・点検並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、<u>火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動</u>、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、<u>設計・開発</u>、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p> <p>4. <u>第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</u></p>	<p>(17) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備及び消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全</u>に関する業務を行う。また、<u>所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、<u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u>、非常時の措置、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持するための活動</u>、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、<u>施設管理</u>、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更並びに定期評価の削除に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)③ 非常時体制発令時の防災組織への移行の第36条への統合。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける<u>もの</u>を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 核燃料取扱主任者</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける<u>者</u>を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p>	<p>(2)④ 記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) <u>所管官庁が法に基づいて実施する以下の検査に原則として立ち会うこと。</u></p> <p>一 <u>保安検査</u></p> <p>二 <u>施設定期検査</u></p> <p>三 <u>使用前検査のうち、事業所内で行われるものであって、機能、性能に係るもの</u></p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p>一 <u>保安教育の計画、初期消火活動訓練の計画、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の計画、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動訓練の計画、非常時訓練計画</u></p> <p>二 <u>補修作業実施計画</u></p> <p>三 <u>改造計画</u></p> <p>四 <u>施設定期自主検査実施計画</u></p> <p>五 <u>工事計画</u></p> <p>六 <u>年間生産計画及び加工計画</u></p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する標準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実にを行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p>一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</p> <p>二 <u>保全計画</u></p> <p>・<u>点検計画</u></p> <p>・<u>定期事業者検査の実施計画</u></p> <p>・<u>設計及び工事の計画</u></p> <p>・<u>特別な保全計画</u></p> <p>三 <u>工事計画</u></p> <p>四 <u>年間生産計画及び加工計画</u></p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各標準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(1)④(ウ) 保安検査の廃止並びに施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(ウ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)⑤ 記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第20条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた「核燃料安全委員会基準」を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>方法</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>施設定期自主検査</u>に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>初期消火活動訓練の年次計画、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における活動訓練の年次計画及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動訓練、非常時訓練の年次計画</u>に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の変更及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める「保安内部監査基準」を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保守</u>に伴う安全に関する事項</p> <p>(5) 安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>(8) 粉末缶当たりの収納ウラン重量変更など核的制限値に関する事項の変更</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。</p> <p><u>4. 核燃料安全委員会は、核燃料取扱主任者からの指摘事項について、実施結果の報告を受ける。</u></p> <p><u>5. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</u></p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた「核燃料安全委員会基準」を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>計画</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>定期事業者検査</u>に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画</u>に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の変更及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める「保安内部監査基準」を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保全</u>に伴う<u>誤操作の防止を含む安全の確保</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制</u>に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>(8) 粉末缶当たりの収納ウラン重量変更など核的制限値に関する事項の変更</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も<u>審議し</u>、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。<u>なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</u></p> <p><u>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</u></p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p>	<p>(1)④(エ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)⑥ 核燃料安全委員会における実施内容について第3項と第4項の内容を統合。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第22条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作員<u>の</u>教育・訓練<u>を</u>次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グループ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量を判定する。</p> <p><u>(2)</u> 各部長は、<u>前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</u></p> <p>4. 各部長は、緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項<u>(2)</u>及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の基準を改訂し、次年度の保安教育及び前項の教育・訓練に反映する。</p>	<p>(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する「保安教育基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は原子燃料工業株式会社熊取事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、第1項の基準に基づき、各保安教育項目に関して十分な知識を有する者で、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得たものが実施する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、<u>次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施する。各グループ長は、教育・訓練の実施結果から要員に対して加工施設の操作に関する力量を判定する。</p> <p><u>(2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。</u></p> <p><u>(3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</u></p> <p>4. 各部長は、緊急作業に係る教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項<u>(3)</u>及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて第1項の基準を改訂し、次年度の保安教育及び前項の教育・訓練に反映する。</p>	<p>(1)④(オ) 施設管理に関する事項（使用前事業者検査、定期事業者検査）の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(初期消火活動訓練、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動訓練、非常時訓練及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動訓練)</p> <p>第24条 担当部長は、第76条、第81条に定める「事故対策基準」、第25条に定める「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」及び第81条に定める「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」に基づいて、毎年度、従業員等に対する初期消火活動、火災及び爆発・内部溢水・火山活動（降灰）・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動及び非常事態に対処するための訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. 担当部長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対して訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 担当部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、第1項の基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて、第1項の基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)</p> <p>第24条 環境安全部長は、第81条に定める「事故対策基準」、第25条に定める「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」及び第81条に定める「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. 担当部長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>(1)④(カ) 設計想定事象等に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、<u>第29条</u>に関する事項を除く。）に記載する加工施設の操作に係る計画として、「施設の操作基準（燃料製造部）」、「施設の操作基準（環境安全部）」、「施設の操作基準（設備管理部）」、「施設の操作基準（品質保証部）」、「<u>施設定期自主検査基準（燃料製造部）</u>」、「<u>施設定期自主検査基準（環境安全部）</u>」、「<u>施設定期自主検査基準（設備管理部）</u>」、「<u>施設定期自主検査基準（品質保証部）</u>」及び「<u>臨界管理基準</u>」を定める。</p> <p>所長は、<u>第29条及び第36条から第37条</u>に記載する事項を定めた異常時の措置に関する「<u>安全作業基準</u>」、<u>第36条の2から第36条の6</u>に記載する事項を定めた「<u>火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準</u>」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、<u>第29条</u>に関する事項を除く。）の業務を実施させる。 所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第29条及び第36条から第37条</u>の業務を実施させる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、<u>第30条の2から第30条の3</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として「施設の操作基準（燃料製造部）」、「施設の操作基準（環境安全部）」、「施設の操作基準（設備管理部）」、「施設の操作基準（品質保証部）」及び<u>臨界安全管理に係る計画として「臨界管理基準」</u>を定める。</p> <p>所長は、<u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の2から第30条の3に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」</u>を定める。</p> <p>所長は、<u>第36条から第37条</u>に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画（異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。）として、「<u>火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準</u>」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、<u>第30条の2から第30条の3</u>に関する事項を除く。）の業務を実施させる。 所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第30条の2から第30条の3及び第36条から第37条</u>の業務を実施させる。</p>	<p>(1)④(キ) 第29条（巡視・点検）の削除並びに設計想定事象等に関する事項の追加及び変更（第79条及び第80条は第30条の2に統合）に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第26条から第28条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（巡視・点検）</u>  <u>第29条</u> 所長は、巡視・点検を行う者の力量及び巡視・点検項目を定め、巡視点検を行う者を選定して、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視・点検を行わせる。</p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(ウ)  加工施設の操作から、巡視・点検に関する事項の条文を削除する。  （施設管理に関する事項の一つとして、第62条の6第7項に移管する。）</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（操作上の一般事項）</p> <p>第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、<u>第25条第1項で定めた当該施設の操作基準を用い、操作する者に周知徹底すること。また、設備の核燃料物質の取扱いに関する変更点及び注意点について、操作する者に周知徹底すること。</u></p> <p>(3) 粉末缶からの核燃料物質サンプリング作業は、第25条第1項で定めた「施設の操作基準（燃料製造部）」に従い、作業を行わせること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3. <u>各部長は、安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、制御盤、操作器、指示器、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。</u></p> <p>4. <u>各部長は、安全機能を有する施設の前項の装置に対して、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。</u></p>	<p>（操作上の一般事項）</p> <p>第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、<u>誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、<u>運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。</u></p> <p>(3) 粉末缶からの核燃料物質サンプリング作業は、第25条第1項で定めた「施設の操作基準（燃料製造部）」に従い、作業を行わせること。</p> <p>(4) <u>制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</u></p> <p>一 <u>制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</u></p> <p>二 <u>表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</u></p> <p>三 <u>操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</u></p> <p>(5) <u>安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</u></p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(1)②(エ) 加工施設の操作に関し、引継時に実施すべき事項を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第36条の2から第36条の6を示す。)</p> <p>(火災及び爆発発生時、内部溢水発生時、火山活動（降灰）及び積雪発生時、竜巻発生時及びその他の自然現象発生時の体制の整備）※斜線は全ての事象で共通の記載</p> <p><u>[第36条の2～第36条の6]</u></p> <p>所長は、<u>第25条第1項に定める、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針」を含む「火災及び爆発発生時、内部溢水発生時、火山活動（降灰）及び積雪発生時、竜巻発生時及びその他の自然現象発生時」における「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u>初期消火活動については、第76条から第80条に定める。</p> <p>(1) <u>必要な要員の配置</u></p> <p>(2) <u>要員に対する教育訓練</u></p> <p>(3) <u>必要な資機材の配備</u></p> <p>(4) <u>加工施設における可燃物の管理</u></p> <p>(5) <u>手順書の整備</u></p> <p>2. <u>[火災又は爆発の発生時、内部溢水発生時、火山活動（降灰）及び積雪発生時、竜巻発生時及びその他の自然現象発生時]においては、直ちに第76条から第80条の初期消火活動並びに第88条から第92条の非常時の措置を実施する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、その他の自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p>	<p>第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p><u>第30条の2 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の2以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</u></p> <p>(2) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</u></p> <p>3. <u>所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</u></p> <p>4. <u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</u></p>	<p>(2)⑦ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)②(オ) 第36条の2から第36条の6を削除し、本条に統合する。また第79条（通報連絡）及び第80条（消火又は延焼の防止等）を削除し、本条に統合する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第92条を示す。)</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p><u>第92条</u> 所長は、<u>第81条第2項に定める、次の各号を含む添付2に示す「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」を含む「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u></p> <p>(1) <u>必要な要員の配置</u></p> <p>(2) <u>要員に対する教育訓練</u></p> <p>(3) <u>必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p>(4) <u>手順書の整備</u></p> <p>(5) <u>保全の活動を行うために必要な次の事項</u></p> <p>一 <u>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p>2. <u>担当部長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、核燃料取扱主任者、関係部長に連絡するとともに核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について協議する。</u></p>	<p>(<u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*</u>)</p> <p><u>第30条の3</u> 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、<u>重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(3) <u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</u></p> <p>3. <u>所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</u></p> <p>※：<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</u></p>	<p>(2)⑧ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)②(カ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として記載を変更する。</p> <p>(2)⑧ 重大事故に至るおそれがある事故に係る加工施設の保全に関する措置が、許可を踏まえたものであることを注釈する適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第31条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。<u>ただし、設備の更新、改造等に伴い設備が機能を停止する期間であって、核燃料取扱主任者が保安上の措置について確認している場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1) 巡視・点検、<u>施設定期自主検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、<u>第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、</u>前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、<u>点検</u>、<u>定期事業者検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p>(1)②(キ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を変更する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第33条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>始業前点検</u>等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。</p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認</u>等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。</p>	<p>(1)④(ク) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第35条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設に関し臨界管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の収束の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。担当部長は、当該施設及び業務の停止を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 環境安全部長は、加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、線量率を監視及び測定し、事業所対策本部が設置される部屋にも表示する。</p> <p>5. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条に規定する通報を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常（異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。）を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める東海事業所防災組織に組織体制を移行する。</p>	<p>(2)⑨ 第30条の2第1項の記載の適正化に合わせた記載の適正化。</p> <p>(2)⑨ 設備異常時の停止について、第37条から移動。</p> <p>(2)⑨ 第17条第4項の記載の適正化に合わせた記載の適正化</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（火災及び爆発発生時の体制の整備）</u></p> <p><u>第36条の2 所長は、第25条第1項に定める、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針」を含む火災及び爆発発生時における「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」の活動を実施させる。初期消火活動については、第76条から第80条に定める。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(4) 加工施設における可燃物の管理</u></p> <p><u>(5) 手順書の整備</u></p> <p><u>2. 火災又は爆発の発生時においては、直ちに第76条から第80条の初期消火活動並びに第88条から第92条の非常時の措置を実施する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(ク)</p> <p>本条を削除し、第30条の2に統合する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（内部漏水発生時の体制の整備）</u></p> <p><u>第36条の3 所長は、第25条第1項に定める、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部漏水、その他の自然現象対応に係る実施方針」を含む内部漏水発生時における「火災及び爆発、内部漏水、その他の自然現象対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(4) 手順書の整備</u></p> <p><u>2. 内部漏水の発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第8条から第9.2条に定める非常時の措置を実施する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(ケ)</p> <p>本条を削除し、第30条の2に統合する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備）</u></p> <p><u>第36条の4 所長は、第25条第1項に定める、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針」を含む火山活動（降灰）及び積雪発生時における「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(4) 手順書の整備</u></p> <p><u>2. 火山活動（降灰）及び積雪の発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第92条に定める非常時の措置を実施する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(コ)</p> <p>本条を削除し、第30条の2に統合する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（竜巻発生時の体制の整備）</u></p> <p><u>第36条の5 所長は、第25条第1項に定める、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針」を含む竜巻発生時における「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(4) 手順書の整備</u></p> <p><u>2. 竜巻の発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第92条に定める非常時の措置を実施する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(サ) 本条を削除し、 第30条の2に統合する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（その他の自然現象発生時の体制の整備）</u></p> <p><u>第36条の6 所長は、第25条第1項に定める、次の各号を含む添付1の「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針」を含むその他の自然現象発生時における「火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な資機材の配備</u></p> <p><u>(4) 手順書の整備</u></p> <p><u>2. その他の自然現象の発生時において、非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は、第88条から第92条に定める非常時の措置を実施する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、その他の自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(シ) 本条を削除し、 第30条の2に統合する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（異常時における設備の手動による作動）</p> <p>第37条 <u>担当部長は、設備に異常が生じた場合は、手順に従い停止等の操作を行わせる。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備などがインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</u></p>	<p>（異常時における設備の手動による作動）</p> <p>第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	<p>(2)⑩ 設備異常時の停止について第36条第2項に統合した。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第79条を示す。)</p> <div data-bbox="106 216 1320 359" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(通報連絡)  第79条 事業所内にて火災を発見した者は、<u>第76条第1項</u>の「事故対策基準」に従い、必要な通報連絡を行う。</p> </div>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>(2)㉔  初期消火活動に関する通報連絡の第30条の2への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第80条を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(消火又は延焼の防止等)</p> <p>第80条 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。第78条第1項(2)に定める初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、水消火設備（屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）を使用して消火する。</p> </div>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>(2)㉔ 初期消火活動に関する通報連絡の第30条の2への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、<u>第44条から第46条及び第46条の2</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。環境安全部長は、第44条から第46条及び第46条の2のうちサイバーテロ対策を除いた項目に記載する事項を定めた「周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準」を定める。業務管理部長は第46条の2のうちサイバーテロ対策を含む項目に記載する事項を定めた「サイバーテロ対策基準」を定める。燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた「核燃料運搬基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、<u>第45条の2、第46条及び第46条の2</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた「放射線管理基準」を定める。環境安全部長は、第44条から第46条及び第46条の2のうちサイバーテロ対策を除き、<u>保全区域の明示及び保全区域についての管理措置並びに第46条及び第46条の2</u>に記載する事項を定めた「周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準」を定める。業務管理部長は第46条の2のうちサイバーテロ対策を含む項目に記載する事項を定めた「サイバーテロ対策基準」を定める。燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料<u>物質等の運搬に関する</u>「核燃料運搬基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p>	<p>(1)④(ケ) 第45条の2 (保全区域) の追加に伴う 記載の適正 化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第39条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(管理区域)</p> <p>第40条 管理区域は、別図2に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委員会告示第8号）（以下「線量告示」という。）」第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、事業所内に周知する。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が浸入しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第40条 管理区域は、別図2に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)（以下「線量告示」という。）第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、事業所内に周知する。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が浸入しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じてしゃへい等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>	<p>(2)㊦ 記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第41条から第45条は省略	変更なし	



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保全区域)</u>  <u>第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2及び別図3に示す区域とする。</u>  <u>2. 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。</u>  <u>3. 環境安全部長は、管理の必要性に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講じる。</u></p>	<p>(1)②(ス)          保全区域に関する事項を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第46条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（加工施設への人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第46条の2 環境安全部長は、侵入検知器、監視カメラ等により加工施設への人の不法な侵入等を監視し、不法な侵入等のおそれがある場合は通報を行い、不法侵入等を防止する措置を講じる。また、設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行うために必要な体制及び手順を整備する。</p> <p>2. 環境安全部長は、加工施設への人の立入りに際して、常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードを、一時立入り者に対しては身分及び立入りの必要性の確認を行い、立入りを認めたことを証明する書面等を携帯させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両の積載物の点検を行わせる。また、必要な区域において、金属を探知することができる装置及び液体状の爆発物・可燃物を判別する液体検査装置を用いて点検を行わせる。不正な物件の持込み防止のための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。</p> <p>4. 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、核燃料物質等の移動時は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、所定の監視場所において持出し点検及び監視を行わせる。また、加工施設内に設けた監視カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行わせる。</p> <p>5. 業務管理部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質等の防護に必要な操作に係る情報システムに、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じる。</p> <p>6. 業務管理部長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</p> <p>7. 業務管理部長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行うために必要な体制及び手順を整備する。</p>	<p>（加工施設への人の不法な侵入等の防止）</p> <p>第46条の2 環境安全部長は、侵入検知器、監視カメラ等により加工施設への人の不法な侵入等を監視し、不法な侵入等のおそれがある場合は通報を行い、不法侵入等を防止する措置を講じる。また、設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行うために必要な体制及び手順を整備する。</p> <p>2. 環境安全部長は、加工施設への人の立入りに際して、常時立ち入る放射線業務従事者に対してはIDカードを、一時立入り者に対しては身分及び立入りの必要性の確認を行い、立入りを認めたことを証明する書面等を携帯させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両の積載物の点検を行わせる。また、必要な区域において、金属を探知することができる装置及び液体状の爆発物・可燃物を判別する液体検査装置を用いて点検を行わせる。不正な物件の持込み防止のための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。</p> <p>4. 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、核燃料物質等の移動時は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、所定の監視場所において持出し点検及び監視を行わせる。また、加工施設内に設けた監視カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行わせる。<u>周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。</u></p> <p>5. 業務管理部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質等の防護に必要な操作に係る情報システムに、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じる。</p> <p>6. 業務管理部長は、内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</p> <p>7. 業務管理部長は、前項の情報システムに対して不正アクセスが行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行うために必要な体制及び手順を整備する。</p>	<p>(2)⑫ 周辺監視区域における核燃料物質の移動に関する関連条項の明確化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第47条から第49条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、<u>線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、</u>作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p>(2)⑬ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第51条は省略	変更なし	

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. <u>環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</u></p> <p>4. <u>環境安全部長は、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。</u></p>	<p>(2)⑭ 放射線管理に必要な情報の適切な場所への表示の明確化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第53条 環境安全部長は、別表11に定める放射線測定器類及び添付2の表2に定める放射線測定器類を年1回以上点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第53条 環境安全部長は、<u>第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類及び添付2の表2に定める放射線測定器類を年1回以上点検・校正し</u>、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(1)④(コ)</p> <p>施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第54条から第55条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じる。</p>	<p>（周辺監視区域内の運搬）</p> <p>第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、<u>運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める<u>運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</u></p>	<p>(2)⑮ 記載の適正化</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（周辺監視区域外への運搬）  第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、運搬に関する措置結果を<u>確認し</u>、所長に報告する。</p>	<p>（周辺監視区域外への運搬）  第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、<u>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じ</u>、措置結果を所長に報告する。</p>	<p>(2)⑩  周辺監視区域外への運搬に関する規則の明確化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第6章 <u>保守管理</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>（<u>保守管理に係る計画及び実施</u>）</p> <p>第58条 <u>各部長は、第17条に定める職務に従い、第60条から第62条に記載する事項を定めた「施設定期自主検査基準（燃料製造部）」、「施設定期自主検査基準（環境安全部）」、「施設定期自主検査基準（設備管理部）」及び「施設定期自主検査基準（品質保証部）」を定める。</u>  <u>設備管理部長は、第62条の2から第65条に記載する事項を定めた保全、補修及び改造、並びに給排気設備の停止に係る措置に関する「補修及び改造基準」を定める。</u></p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第60条から第65条の業務を実施させる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 <u>施設管理</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>（<u>施設管理に係る計画及び実施</u>）</p> <p>第58条 <u>設備管理部長は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する「補修及び改造基準」を定める。</u></p> <p>2. <u>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。また、各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）を実施させる。</u></p>	<p>(1)②(セ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)④(サ) 施設管理、その他記載の追加に伴う適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（保守管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、<u>第60条から第65条に記載する事項</u>に対する結果を確認し、<u>その基準を定めた担当部長</u>に報告する。ただし、<u>担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>前条第1項の基準を定めた担当部長</u>は、前項の<u>確認の結果</u>、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	<p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、<u>第59条の2から第65条の2に記載する事項（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）</u>に関して、<u>第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果</u>を確認し、<u>設備管理部長</u>に報告する。ただし、<u>設備管理部長自らに対する報告の必要はない。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長</u>は、前項の<u>報告を踏まえ</u>、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	<p>(1)④(シ) 施設管理、その他記載の追加に伴う適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p style="text-align: center;"><u>第1節の2 使用前事業者検査</u></p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下、「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</u></p> <p><u>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</u></p> <p><u>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</u></p>	(1)②(ソ) 使用前事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p style="text-align: center;"><u>第1節の3 定期事業者検査</u></p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は、第62条の6に定める保全計画に基づくものとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>(4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</u></p> <p><u>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</u></p>	(1)②(タ) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(定期事業者検査の報告)</u>  <u>第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。</u></p>	<p>(1)②(チ)  定期事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第61条を示す。)</p> <p>(施設定期自主検査項目)</p> <p><u>第61条</u></p> <p>2. 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p>3. 前項の校正は、次の事項について第58条の「<u>施設定期自主検査基準（燃料製造部）</u>」、「<u>施設定期自主検査基準（環境安全部）</u>」、「<u>施設定期自主検査基準（設備管理部）</u>」及び「<u>施設定期自主検査基準（品質保証部）</u>」で定めるところに従う。</p> <p>(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第1節の4 計器及び放射線測定器の校正</u></p> <p style="text-align: center;">(計器及び放射線測定器の校正)</p> <p><u>第59条の5</u> 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p>2. 前項の校正は、次の事項について第58条の「補修及び改造基準」で定めるところに従う。</p> <p>(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。</p>	<p>(1)④(ス) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴う適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（施設定期自主検査）</u>  <u>第60条 担当部長は、毎年度、第61条に規定する設備の施設定期自主検査の実施計画を設備管理部長と協議して定める。</u>  <u>2. 担当部長は、前項の実施計画を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会に付議する。</u>  <u>3. 担当部長は、必要に応じて設備管理部長と協議し、分担し、第1項の実施計画に基づき、施設定期自主検査を行う。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(ツ)  施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（施設定期自主検査項目）</u>  第61条 <u>施設定期自主検査を行う設備、検査項目等は別表13のとおりとする。</u>  2. <u>加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</u>  3. <u>前項の校正は、次の事項について第58条の「施設定期自主検査基準（燃料製造部）」、「施設定期自主検査基準（環境安全部）」、「施設定期自主検査基準（設備管理部）」及び「施設定期自主検査基準（品質保証部）」で定めるところに従う。</u>  (1) <u>異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</u>  (2) <u>測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(テ)  施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（施設定期自主検査結果の報告）</u>  <u>第62条 担当部長は、施設定期自主検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、関係部長に通知する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(1)②(ト)  施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p style="text-align: center;"><u>第2節の2 施設管理の実施に関する計画</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施設管理方針及び施設管理目標)</u></p> <p><u>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</u></p> <p><u>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</u></p>	(1)②(ナ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保全対象範囲の策定)</u>  <u>第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲（以下「保全対象範囲」という。）</u>  <u>として、以下の設備を選定する。</u>  <u>(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備</u>  <u>(2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの</u>  <u>(3) その他自ら定める設備</u></p>	<p>(1)②(ニ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保全重要度の設定)</u>  <u>第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。</u>  <u>保全活動は保全重要度に応じたものとする。</u></p>	<p>(1)②(ヌ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p align="center"><u>（保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視）</u></p> <p><u>第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p><u>2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p><u>3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p><u>4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p>	(1)②(ネ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(保全)</p> <p>第62条の2 各部長は、設計・開発に当たって、第12条第3項に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえ、既存の施設及び設備を含めて、保全に係る計画（以下「保全計画」という。）を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画  (2) 定期事業者検査の実施計画  (3) 設計及び工事の計画  (4) 巡視の計画  (5) 特別な保全計画</p> <p>2. 各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</p> <p>(1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験  (2) 使用環境及び設置環境  (3) 劣化、故障モード  (4) 機器の構造等の設計的知見  (5) 科学的知見</p> <p>3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>(1)②(ノ)</p> <p>施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
	<p>4. <u>各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>一 <u>予防保全</u></p> <p>    a. <u>時間基準保全</u></p> <p>    b. <u>状態基準保全</u></p> <p>二 <u>事後保全</u></p> <p>(2) <u>選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>時間基準保全</u></p> <p>    a. <u>具体的な点検方法</u></p> <p>    b. <u>建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>    c. <u>実施頻度</u></p> <p>    d. <u>実施時期</u></p> <p>        <u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p>二 <u>状態基準保全</u></p> <p>    a. <u>建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目</u></p> <p>    b. <u>点検の具体的方法</u></p> <p>    c. <u>状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>    d. <u>実施頻度</u></p> <p>    e. <u>実施時期</u></p> <p>    f. <u>機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p>三 <u>事後保全</u></p> <p>    a. <u>機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p>5. <u>各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）を、第59条の3に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、定期事業者検査の実施計画として次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目</u></p> <p>二 <u>定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p>三 <u>評価方法及び管理基準</u></p> <p>四 <u>定期事業者検査の実施時期</u></p>	<p>(1)②(ノ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第29条を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(巡視・点検)  <b>第29条</b> 所長は、巡視・点検を行う者の力量及び巡視・点検項目を定め、巡視点検を行う者を選定して、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視・点検を行わせる。</p> </div>	<p>6. <u>担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) <u>担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する工事計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する工事計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</u></p> <p>(4) <u>担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを、第59条の2に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び試験等の項目</u></li> <li>二 <u>使用前事業者検査及び試験等の具体的方法</u></li> <li>三 <u>評価方法及び管理基準</u></li> <li>四 <u>使用前事業者検査及び試験等の実施時期</u></li> </ul> <p>(5) <u>担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</u></p> <p>7. <u>各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の2、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。</u></p> <p>8. <u>特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</u></li> <li>二 <u>点検の具体的方法</u></li> <li>三 <u>評価方法及び管理基準</u></li> <li>四 <u>点検の実施時期</u></li> </ul>	<p>(1)②(ノ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（保全の実施）</u>  <u>第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。</u>  <u>2. 各部長は、保全の実施に当たって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する工事計画による工事管理を実施する。</u>  <u>3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。</u></p>	<p>(1)②(ハ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p>(保全の結果の確認・評価)</p> <p><u>第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建物・構築物及び設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>2. <u>担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。</u>  <u>各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。</u></p> <p>3. <u>各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p>	(1)②(ヒ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>2. 各部長は、前項に定める保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の2に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p><u>（不適合管理、是正処置及び未然防止処置）</u>  <u>第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u>  <u>(1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</u>  <u>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u>  2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。  3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。  4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p>(1)②(フ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>(保全の有効性評価)</u>  <u>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報（第62条の5の保全活動管理指標を含む。）を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</u>  2. <u>各部長は、前条の報告を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合は、第62条の6第4項に基づき保全方式を選定する。</u>  3. <u>設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p>	<p>(1)②(へ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p><u>（施設管理の有効性評価）</u>  <u>第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u>  <u>2. 設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。</u></p>	<p>(1)②(ホ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
(なし)	<p><u>（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）</u>  <u>第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</u>  <u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p>2. <u>第1項の評価は、10年を超えない期間ごとに、再評価を行う。</u>  3. <u>長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。</u></p>	<p>(1)②(マ)  施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。  （第97条第3項及び第4項から移管して適正化。）</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第63条から第65条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格する</u>までの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格する</u>までの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の<u>方法に従って工事が完了し、加工施設全体の性能検査（核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第4号に基づく検査）を実施する</u>までの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) <u>所長は、第29条に定める巡視・点検を行わせる。</u></p> <p>(2) <u>担当部長は、第60条に定める施設定期自主検査を実施する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長は、第62条の2に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</u></p> <p>2. <u>加工施設の新規制基準対応工事開始に先立ち加工工場組立室の燃料棒保管棚に貯蔵されている燃料棒を燃料集合体に組み立てて収納するため、また、その他の貯蔵施設の新規制基準対応工事の実施に先立ち集合体貯蔵室の集合体貯蔵棚、容器保管室の集合体輸送物保管設備に貯蔵している燃料集合体を収納するため、地下式集合体貯蔵庫の設置とそれに係る試験・検査を終えた後に、地下式集合体貯蔵庫へ燃料集合体を収納する。</u></p> <p>3. <u>加工施設の新規制基準対応工事を行うに当たって、外部電源を喪失しても、非常用電源設備により安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持するため、高経年化したディーゼル式発電機 No. 1、ディーゼル式発電機 No. 3 及び廃棄物処理棟ディーゼル式発電機の更新、負荷の平準化を図るための負荷系統の変更及びそれに係る試験・検査を終えた後に、各非常用電源設備を運用する。</u></p> <p>4. <u>第2項の作業に際して、天井走行クレーン（組立室、集合体貯蔵室、集合体貯蔵エリアⅠ）、集合体貯蔵棚（集合体貯蔵室）、地下式集合体貯蔵庫（集合体貯蔵エリアⅠ）、集合体検査台（組立室）、集合体梱包装置（集合体貯蔵エリアⅠ、組立室）、容器搬送設備（入出荷ヤード）、天井走行クレーン（入出荷ヤード）、輸送物搬送設備（入出荷ヤード、容器保管室）、天井走行クレーン（容器保管室）、集合体輸送物保管設備（容器保管室）及び燃料集合体輸送容器（保護容器、燃料容器）を使用する。</u></p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受ける</u>までの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受ける</u>までの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の<u>計画に従って工事が完了し、加工施設全体の性能について使用前確認証の交付を受ける</u>までの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) <u>担当グループ長は、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>各部長は、第62条の6に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</u></p> <p>(3) <u>各部長は、第62条の6第7項に定める巡視を行わせる。</u></p> <p>2. <u>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号) 附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。</u></p>	<p>(2)⑩ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）に基づく、使用前確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならないことを踏まえた記載の適正化。 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）の際、現に工事着手されている対象設備についての経過措置の明確化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第66条から第70条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準（燃料製造部）」を定める。また、環境安全部長は、第74条から第75条の2に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理に関する「放射線管理基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p>	<p>（放射性廃棄物管理に係る計画及び実施）</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理、第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する「施設の操作基準（燃料製造部）」を定める。また、環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、<u>環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理</u>に関する「放射線管理基準」を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p>	<p>(2)⑯ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第72条から第73条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第74条 環境安全部長は、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排水中の放射性物質濃度を測定し、各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>9. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>10. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>11. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>（放射性液体廃棄物）</p> <p>第74条 環境安全部長は、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、<u>前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</u></p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより<u>前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</u></p> <p>4. 環境安全部長は、<u>前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</u></p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. <u>環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p> <p>9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い<u>放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</u></p> <p>10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した<u>放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</u></p> <p>11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>12. 燃料製造部長は、廃棄物倉庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(2)⑭ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)⑰ 同上。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタ等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し、各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）</u>等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. <u>環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</u></p>	<p>(2)㊸ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(2)㊸ 同上。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第75条の2は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（初期消火活動に係る計画及び実施）</u>  <u>第76条 所長は、第78条から第80条に記載する事項を定めた初期消火活動に関する「事故対策基準」を定める。</u>  <u>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第78条から第80条の業務を実施させる。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(2)㉔  初期消火活動に関する計画及び実施の第30条の2への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（初期消火活動に係る評価及び改善）</u>  <u>第77条 各部長は、初期消火活動の結果及び第78条から第80条の業務の改善の必要性について、</u>  <u>所長に報告する。</u>  <u>2. 所長は、前項の内容を評価し、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(2)②  初期消火活動に関する評価及び改善の第25条への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（初期消火活動のための体制の整備）</u>  <u>第78条 所長は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>（1） 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、安全管理棟に専用回線を設置する。なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>（2） 初期消火活動を行う要員として事業所に常駐する者を2名以上確保するとともに、初期消火活動を行うその他の要員として5名程度を確保する。</u></p> <p><u>また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</u></p> <p><u>（3） 粉末消火器、屋外消火栓、可搬消防ポンプ（1台以上）、泡消火薬剤及び初期消火活動に必要なその他資機材を備えつける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。</u></p> <p><u>（4） 第29条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>（2）㉓  初期消火活動に関する体制の整備の第30条の2への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（通報連絡）</u>  <u>第79条 事業所内にて火災を発見した者は、第76条第1項の「事故対策基準」に従い、必要な通報連絡を行う。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(2)④  初期消火活動に関する通報連絡の第30条の2への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（消火又は延焼の防止等）</u>  <u>第80条 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。第78条第1項(2)に定める初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、水消火設備（屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）を使用して消火する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(2)㉔  消火又は延焼の防止等の第30条の2への統合に伴う本条の削除。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（非常時の措置に係る計画及び実施）</p> <p>第81条 所長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、第83条から第94条に記載する非常時の措置に係る計画として、「事故対策基準」、第92条に記載する重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第83条から第94条（ただし、第88条、第89条及び第92条第2項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第88条、第89条及び第92条第2項の業務を実施させる。</p>	<p>（非常時の措置に係る計画及び実施）</p> <p>第81条 所長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、第83条から第93条に記載する非常時の措置に係る計画として、「事故対策基準」、第91条に記載する重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う体制の整備に関する「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第83条から第93条（ただし、第88条、第89条及び第91条第3項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第88条、第89条及び第91条第3項の業務を実施させる。</p>	<p>(2)㉔ 第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げの反映。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（非常時の措置に係る評価及び改善）</p> <p>第82条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第83条から第94条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p>	<p>（非常時の措置に係る評価及び改善）</p> <p>第82条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第83条から第93条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。</p>	<p>(2)㉗ 第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げの反映。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第83条から第84条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>第29条に定める巡視・点検を行わせて保管状況の把握に努める。</u></p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。</p> <p>3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。</p>	<p>(非常時用資機材の整備)</p> <p>第85条 所長は、添2の表2に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材<u>(以下「非常時用資機材」という。)</u>をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</u></p> <p>2. 所長は、非常用照明、誘導灯とは別に、対策活動における現場操作が可能となるように、可搬式の照明及び専用の電源をあらかじめ準備し、第1項に定める整備及び保管状況の把握に努める。</p> <p>3. 所長は、環境安全部長に第1項及び第2項に定める非常時用資機材の整備及び保管状況が適切であることを確認させる。</p>	<p>(1)④(セ) 第29条（巡視・点検）の削除に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第86条は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（非常時の処置要領）  第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>	<p>（非常時の処置要領）  第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、<u>第24条に定める</u>訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>	<p>(2)㉔  非常時の措置に関する訓練等の活動を示す条項の参照。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>（通 報）  第88条 各部長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第81条第1項の「事故対策基準」に従い、直ちに所長、核燃料取扱主任者、<u>担当部長</u>、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 初期活動</p> <p>（通 報）  第88条 <u>担当部長</u>は、<u>第36条に係る加工施設の異常状態</u>に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第81条第1項の「事故対策基準」に従い、直ちに所長、核燃料取扱主任者、<u>関係部長</u>、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p>	<p>(2)㉔  記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（応急措置）</p> <p>第89条 前条の通報を受けた<u>担当</u>部長は、直ちに異常状態の把握に努め、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>（応急措置）</p> <p>第89条 前条の通報を受けた<u>関係</u>部長は、直ちに<u>前条に係る事態</u>の把握に努め、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p>	<p>(2)㊸</p> <p>記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（非常時体制の発令）</p> <p>第90条 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、東海事業所防災組織を設置する。なお、所長は、前条の応急措置を行った者に継続して対応に当たらせる。</p>	<p>（非常時体制の発令）</p> <p>第90条 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、東海事業所防災組織を設置する。なお、所長は、前条の応急措置を行った者に継続して対応に当たらせる、<u>又は実施組織に引き継がせるとともに所属する東海事業所防災組織の活動に移行させる。</u></p>	<p>(2)㉑          応急処置を行った者の必要に応じた実施組織への引継ぎと防災組織活動への移行の追加。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(対策活動)</p> <p>第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は東海事業所防災組織に必要な要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。</p> <p>2. 東海事業所防災組織は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p>	<p>(対策活動)</p> <p>第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は東海事業所防災組織に必要な要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。</p> <p>2. 東海事業所防災組織は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p> <p>3. <u>本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。</u></p>	<p>(2)㉔ 重大事故に至るおそれがある事故等の場合に、報告及び必要な措置の協議について本条に統合。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
第91条の2は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）</u></p> <p><u>第92条 所長は、第81条第2項に定める、次の各号を含む添付2に示す「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」を含む「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準」の活動を実施させる。</u></p> <p><u>(1) 必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2) 要員に対する教育訓練</u></p> <p><u>(3) 必要な電源その他の資機材の配備</u></p> <p><u>(4) 手順書の整備</u></p> <p><u>(5) 保全の活動を行うために必要な次の事項</u></p> <p><u>一 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>二 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p><u>と</u></p> <p><u>2. 担当部長は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、核燃料取扱主任者、関係部長に連絡するとともに核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について協議する。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>(2)㉓ 重大事故に至るおそれがある事故等の場合に、報告及び必要な措置の協議について第91条に統合したことに伴う本条項の削除。</p>

変 更 前 (令和 2 年 3 月 17 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(非常時体制の解除)  <u>第 9 3 条</u> 本部長は、「事故対策基準」に基づき、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び社外関係機関に直ちに通報する。</p>	<p>(非常時体制の解除)  <u>第 9 2 条</u> 本部長は、「事故対策基準」に基づき、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び社外関係機関に直ちに通報する。</p>	<p>(2)④  第 92 条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）  <u>第94条</u> 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力事業者防災業務計画」に基づき措置する。</p>	<p>（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）  <u>第93条</u> 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力事業者防災業務計画」に基づき措置する。</p>	<p>(2)㉔  第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第11章 定期評価</p> <p>(定期評価に係る計画及び実施)</p> <p><u>第95条</u> 所長は、<u>第97条</u>に記載する事項を定めた「定期評価基準」を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第97条</u>の業務を実施させる。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 定期評価</p> <p>(定期評価に係る計画及び実施)</p> <p><u>第94条</u> 所長は、<u>第96条</u>に記載する事項を定めた「定期評価基準」を定める。</p> <p>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第96条</u>の業務を実施させる。</p>	<p>(2)㉞ 第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p>

変 更 前 (令和 2 年 3 月 17 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(定期評価に係る評価及び改善)</p> <p><u>第 9 6 条</u> 担当部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、<u>第 9 7 条</u>に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第 1 項で定めた基準を改訂する。</p>	<p>(定期評価に係る評価及び改善)</p> <p><u>第 9 5 条</u> 担当部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、<u>第 9 6 条</u>に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第 1 項で定めた基準を改訂する。</p>	<p>(2)㉗ 第 92 条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>（加工施設の定期的な評価）</p> <p><u>第9.7条</u> 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 品質保証活動</p> <p>(2) 運転管理</p> <p>(3) <u>保守管理</u></p> <p>(4) 核燃料物質管理</p> <p>(5) 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>(6) 放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>(8) 事故、故障等の経験反映状況</p> <p>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p> <p><u>3. 担当部長は、加工施設の経年変化に関する技術的な評価を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期保全計画を策定する。なお、「経年変化に関する技術的な評価」とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p><u>4. 第1項及び第2項は、10年を超えない期間ごとに実施する。また、第3項は、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</u></p>	<p>（加工施設の定期的な評価）</p> <p><u>第9.6条</u> 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 品質保証活動</p> <p>(2) 運転管理</p> <p>(3) <u>施設管理</u></p> <p>(4) 核燃料物質管理</p> <p>(5) 放射線管理及び環境モニタリング</p> <p>(6) 放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</p> <p>(8) 事故、故障等の経験反映状況</p> <p>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</p> <p>(1) 安全研究成果の反映状況</p> <p>(2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</p> <p>(3) 技術開発成果の反映状況</p>	<p>(2)㊸ 第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p> <p>(1)④(ソ) 第6章が保守管理から施設管理に見直したことを踏まえて適正化する。また、経年変化に関する技術的な評価及び長期保全計画に関する事項は、第62条の12（経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）に継承し移管する。</p>

変 更 前 (令和 2 年 3 月 17 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 9 8 条 品質保証部長は、別表 18 に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する「文書及び記録の管理基準」を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 8 に該当する品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 9 7 条 品質保証部長は、別表 18 に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する「文書及び記録の管理基準」を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 7 に該当する品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p>	<p>(2)㉞ 第 92 条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p> <p>(1)④(タ) 品質管理に必要な体制の整備に伴う記載の適正化。</p>



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(報告)</p> <p><u>第99条</u> 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合</p> <p>2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p>(報告)</p> <p><u>第98条</u> 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表16の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) 加工規則第9条の16に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合</p> <p>2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p>(2)④</p> <p>第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げ。</p>

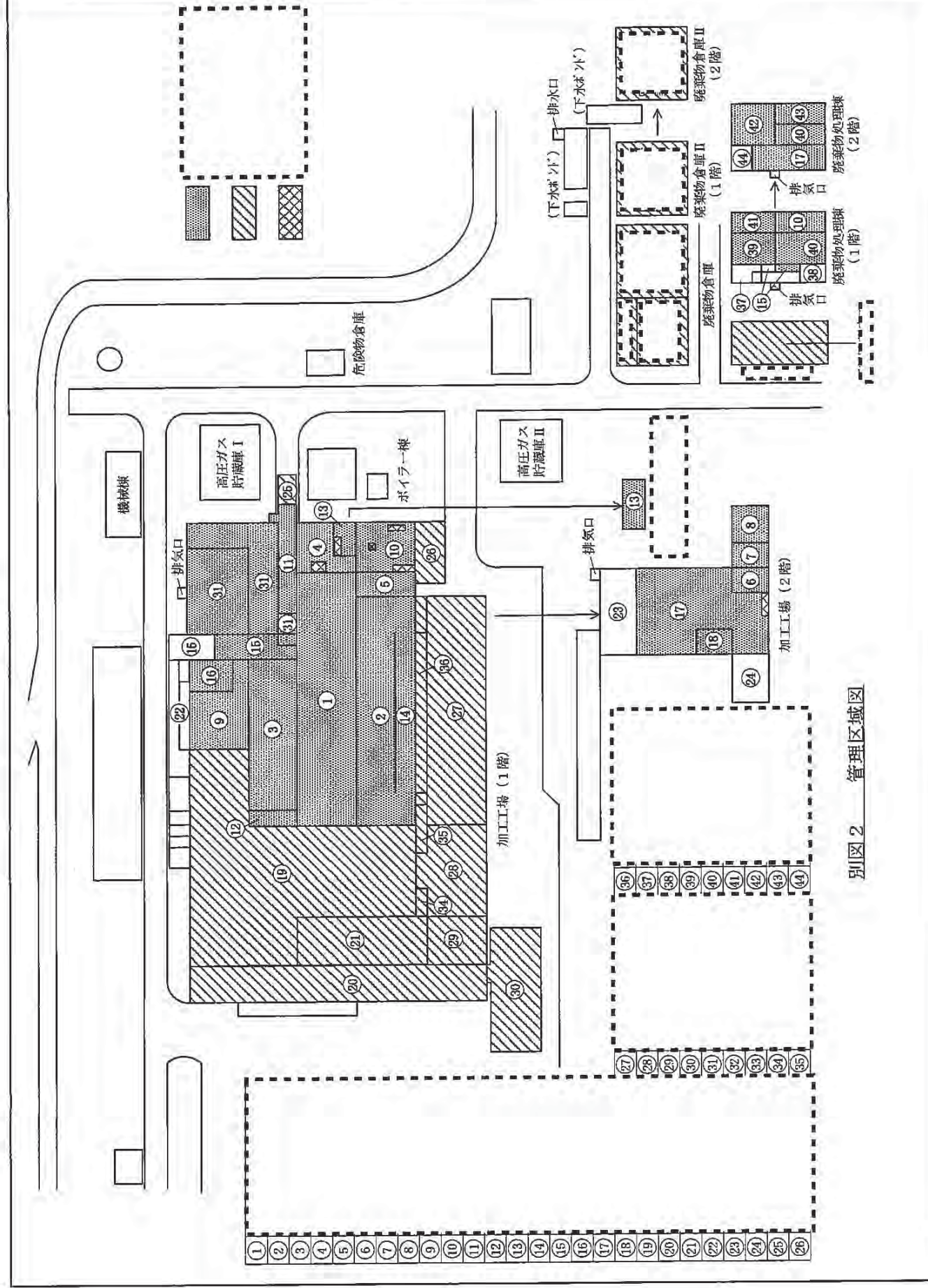
変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>附則（令和2年4月6日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から<u>20</u>日以内に施行する。</p> <p>2. 別表4及び別表15のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び<u>使用前検査</u>が完了した日の翌日から適用する。</p>	<p>附則（令和 年 月 日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から<u>30</u>日以内に施行する。</p> <p>2. 別表4及び別表15のうち、加工工場組立室の燃料棒保管棚の撤去に係る変更は当該設備の撤去工事及び検査<sup>注</sup>が完了した日の翌日から適用する。</p> <p><u>注 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号) 附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される検査</u></p>	<p>(2)④</p> <p>施行期日について、条項ごとの適用時期を明確にし、附則を追加する。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別図1は省略	変更なし	

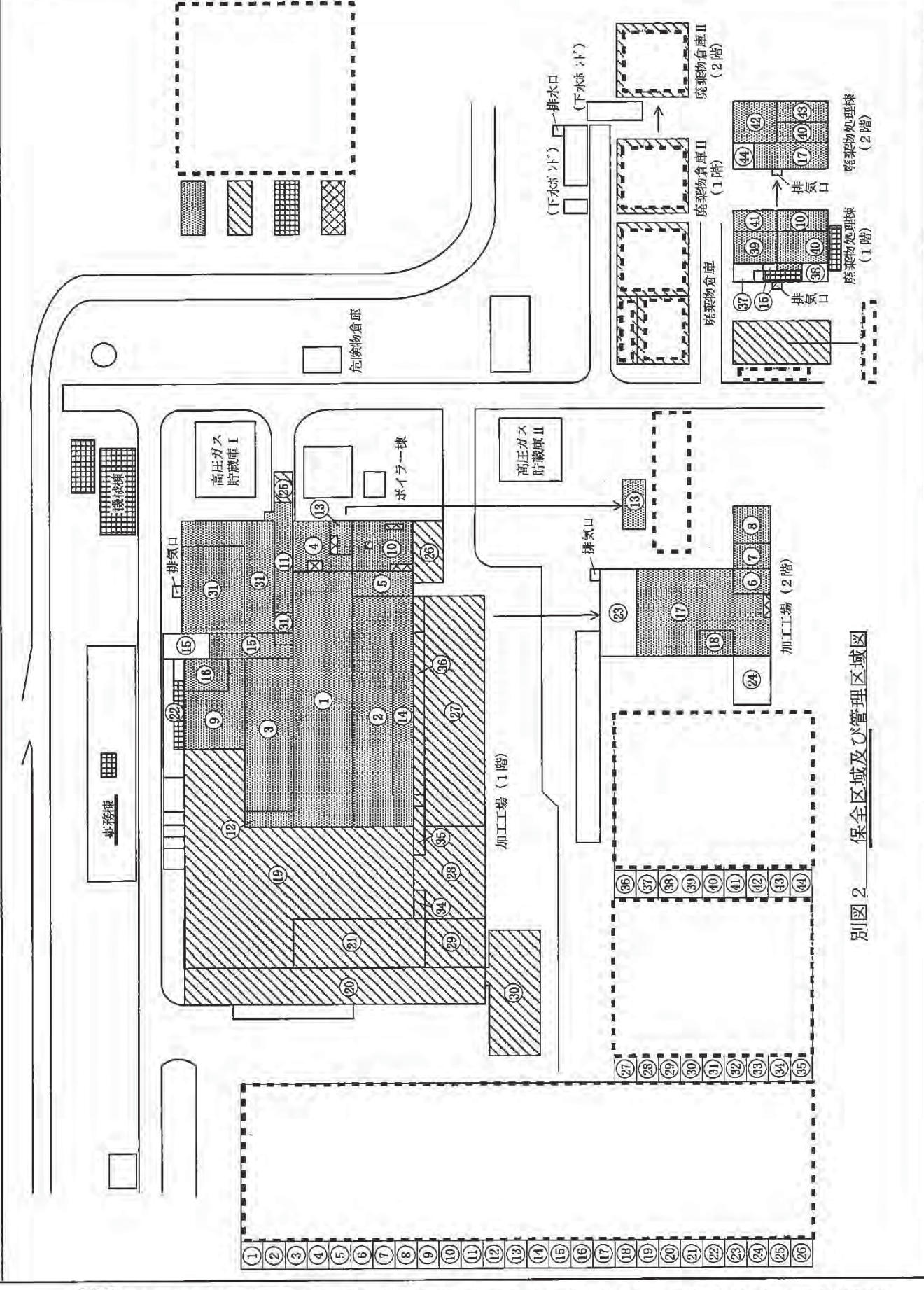
変更前 (令和2年3月17日付け認可)

変更後

理由



別図2 管理区域図



別図2 保安区域及び管理区域図

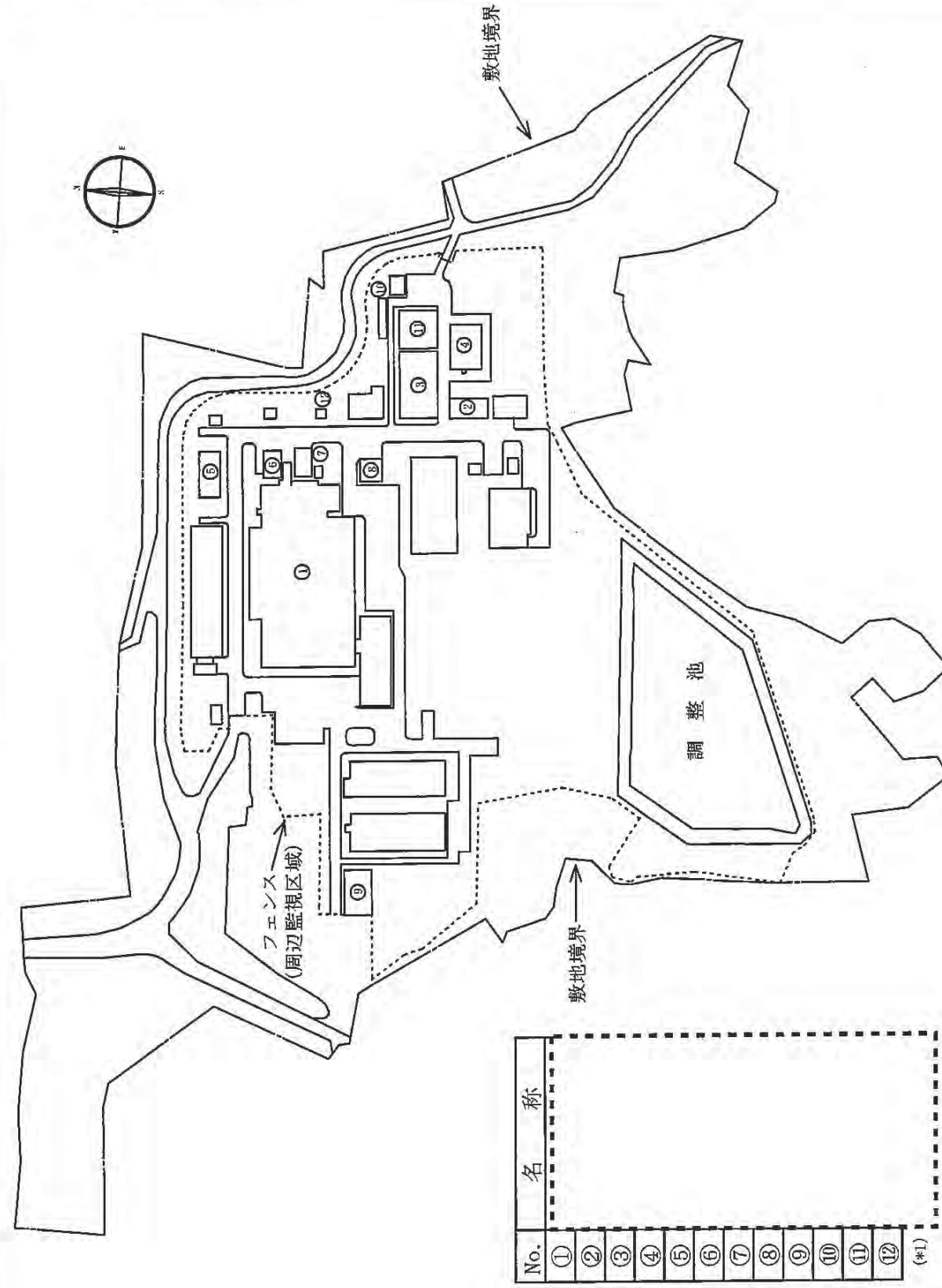
(1)④(チ)  
保安区域に関する事項の追加に伴う記載の適正化。

内記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

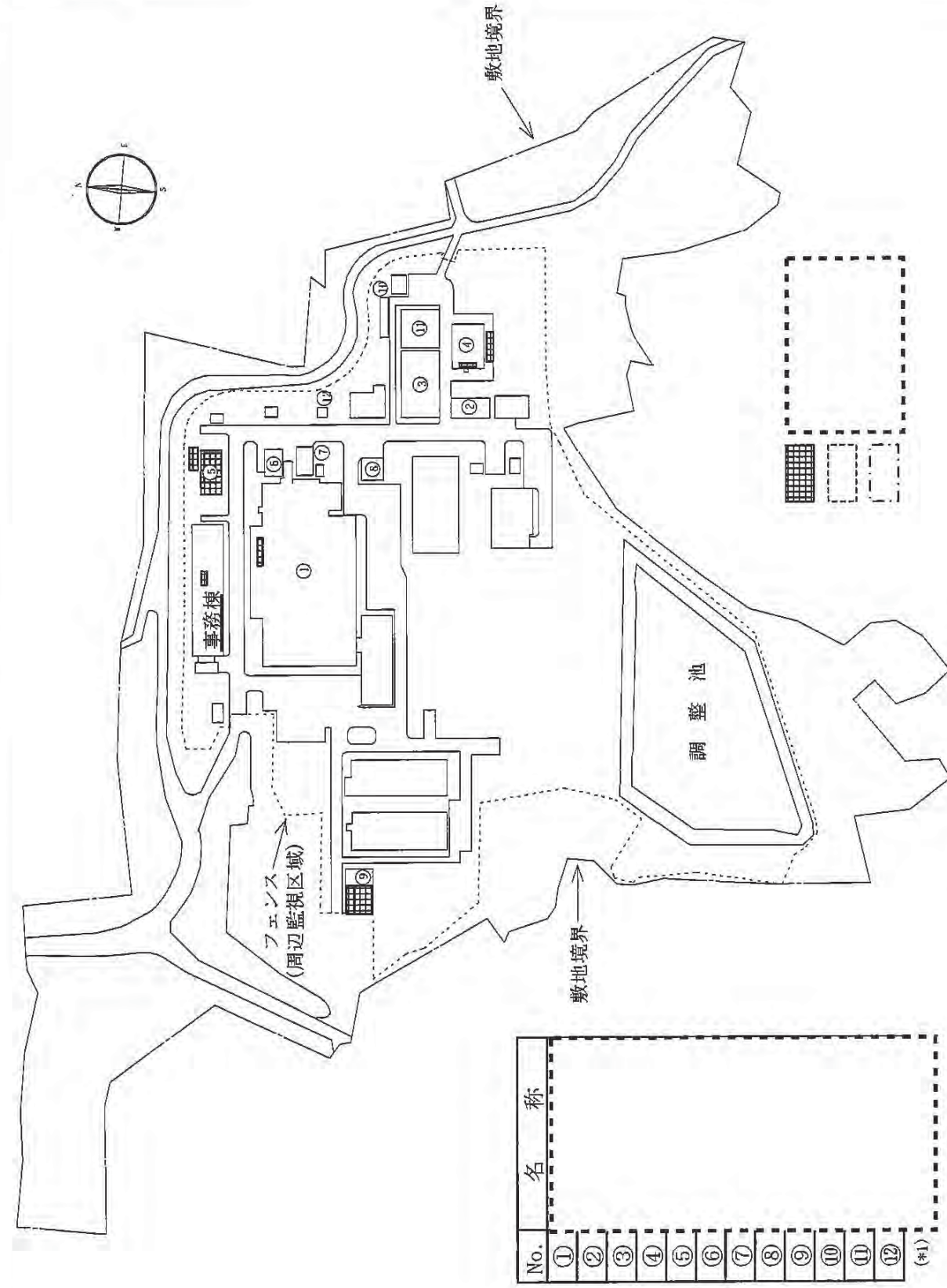
変更前 (令和2年3月17日付け認可)

変更後

理由



別図3 周辺監視区域図



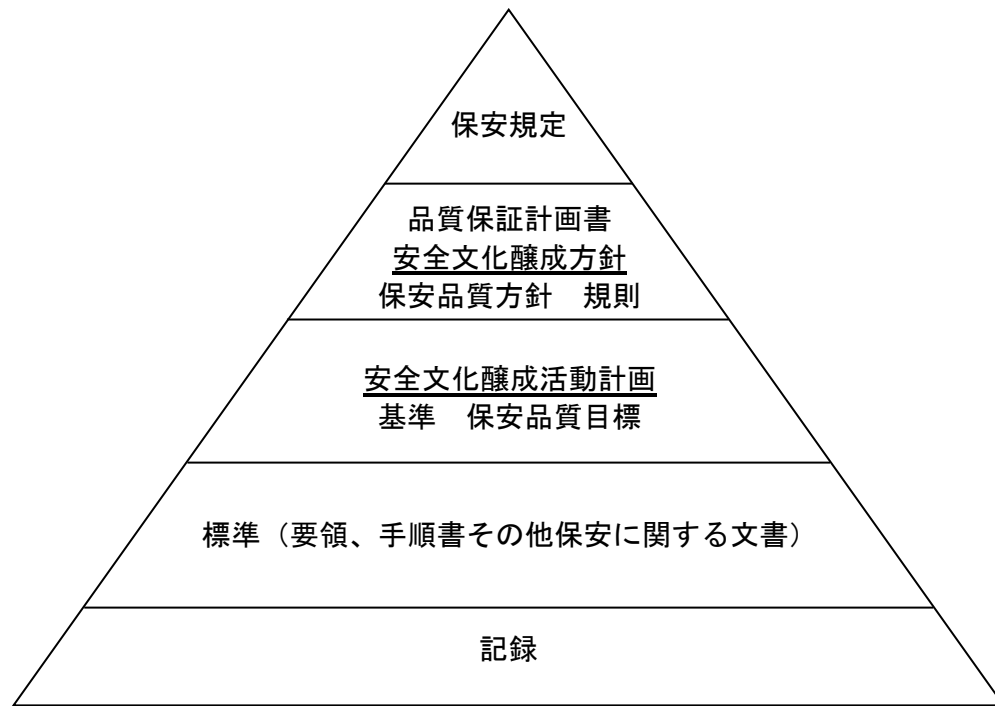
別図3 保全区域及び周辺監視区域図

(1)④(ツ)  
保全区域に関する事項の追加に伴う記載の適正化。

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

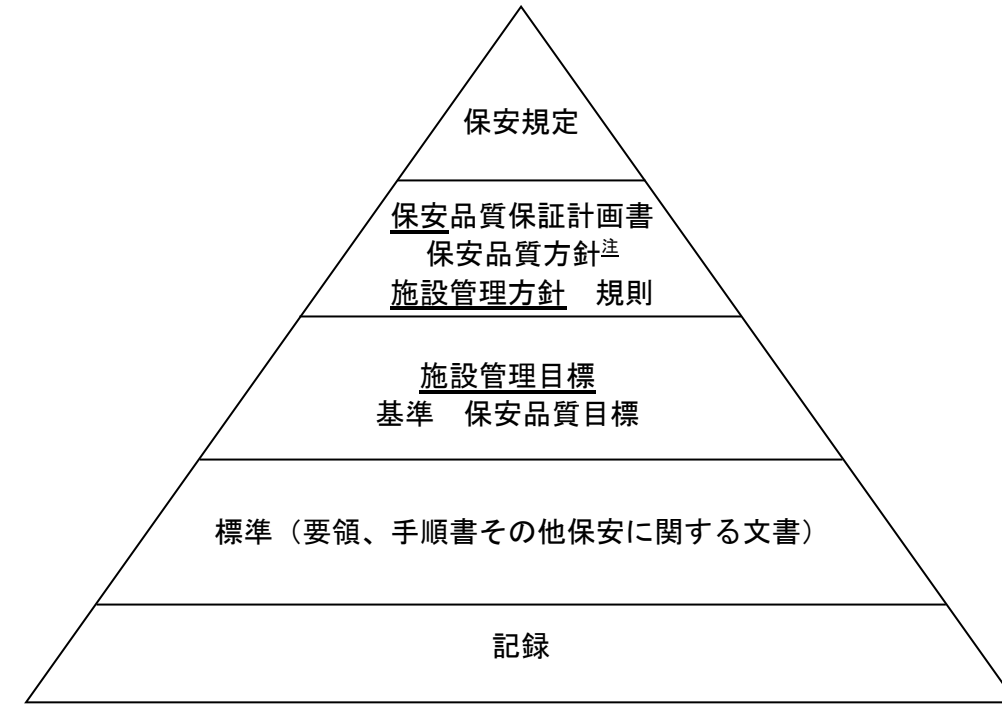
変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別図4は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）



別図 保安活動関連文書階層図

変更後



注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。

別図5 保安活動関連文書階層図

理由

(1)④(テ)  
安全文化を醸成するための体制の整備に関する事項の削除及び施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表1 保安教育項目（第23条関係）

保安教育項目		教育時間		
		放射線業務従事者		その他の従業員等
		加工施設の操作員	その他の者	
関係法令及び保安規定に関すること (注)	原子炉等規制法、 <u>RI法</u> 及び関連法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上
	加工施設保安規定及び下部規定、許認可申請書			
臨界に関する こと	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	臨界防止			対象外
施設の構造、性能及び操作に関すること	加工施設及び設備の構造及び性能	2.5時間以上	0.5時間以上	対象外
	加工施設の操作及び管理			
放射線管理に関すること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	被ばく防止・低減			
核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法	1時間以上	0.5時間以上	対象外
非常の場合に採るべき措置に関すること	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	緊急時に係るその他の事項			
品質保証に関すること	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上

(注) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。

変更後

別表1 保安教育項目（第23条関係）

保安教育項目		教育時間		
		放射線業務従事者		その他の従業員等
		加工施設の操作員	その他の者	
関係法令及び保安規定に関すること (注)	原子炉等規制法及び関連法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上
	加工施設保安規定及び下部規定、許認可申請書			
臨界に関する こと	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	臨界防止			対象外
施設の構造、性能及び操作に関すること	加工施設及び設備の構造及び性能	2.5時間以上	0.5時間以上	対象外
	加工施設の操作及び管理			
放射線管理に関すること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	被ばく防止・低減			
核燃料物質等の取扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の方法	1時間以上	0.5時間以上	対象外
非常の場合に採るべき措置に関すること	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	緊急時に係るその他の事項			
品質保証に関すること	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上

(注) 関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。

理由

(2)㊸記載の適正化。



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別表1の2は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由				
<p data-bbox="379 184 1092 216">別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第27条関係）</p> <table border="1" data-bbox="436 254 1056 625"> <thead> <tr> <th data-bbox="436 254 1056 310">核燃料物質等を取り扱う加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="436 310 1056 625"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成型施設</li> <li>(2) 被覆施設</li> <li>(3) 組立施設</li> <li>(4) 核燃料物質の貯蔵設備</li> <li>(5) 放射性廃棄物の廃棄設備</li> <li>(6) 放射線管理施設</li> <li>(7) その他加工設備の附属施設</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質等を取り扱う加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成型施設</li> <li>(2) 被覆施設</li> <li>(3) 組立施設</li> <li>(4) 核燃料物質の貯蔵設備</li> <li>(5) 放射性廃棄物の廃棄設備</li> <li>(6) 放射線管理施設</li> <li>(7) その他加工設備の附属施設</li> </ul>	<p data-bbox="1567 184 2525 216">別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第27条、<u>第62条の6第7項</u>関係）</p> <table border="1" data-bbox="1742 254 2362 625"> <thead> <tr> <th data-bbox="1742 254 2362 310">核燃料物質等を取り扱う加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1742 310 2362 625"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成型施設</li> <li>(2) 被覆施設</li> <li>(3) 組立施設</li> <li>(4) 核燃料物質の貯蔵設備</li> <li>(5) 放射性廃棄物の廃棄設備</li> <li>(6) 放射線管理施設</li> <li>(7) その他加工設備の附属施設</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	核燃料物質等を取り扱う加工施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成型施設</li> <li>(2) 被覆施設</li> <li>(3) 組立施設</li> <li>(4) 核燃料物質の貯蔵設備</li> <li>(5) 放射性廃棄物の廃棄設備</li> <li>(6) 放射線管理施設</li> <li>(7) その他加工設備の附属施設</li> </ul>	<p data-bbox="2712 184 2905 464">(1)④(ト) 第29条（巡視・点検）の削除並びに設計想定事象等に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>
核燃料物質等を取り扱う加工施設						
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成型施設</li> <li>(2) 被覆施設</li> <li>(3) 組立施設</li> <li>(4) 核燃料物質の貯蔵設備</li> <li>(5) 放射性廃棄物の廃棄設備</li> <li>(6) 放射線管理施設</li> <li>(7) その他加工設備の附属施設</li> </ul>						
核燃料物質等を取り扱う加工施設						
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 成型施設</li> <li>(2) 被覆施設</li> <li>(3) 組立施設</li> <li>(4) 核燃料物質の貯蔵設備</li> <li>(5) 放射性廃棄物の廃棄設備</li> <li>(6) 放射線管理施設</li> <li>(7) その他加工設備の附属施設</li> </ul>						

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由																
<p style="text-align: center;">別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）</p> <p>1. 核的制限値を有する加工設備（質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備。）</p> <p>(1). 第1成型施設</p> <table border="1" data-bbox="172 352 1329 1600"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉末調整設備</td> <td>粉末缶エレベータNo.1、2（混合機No.1、2の付属設備） 粉末缶投入装置No.1、2、3（混合機No.1、2、4の付属設備） 粉末缶投入装置No.1、2のフード部（混合機No.1、2の付属設備） 粉末調整ボックスNo.1～3 リフターNo.3（混合機No.3の付属設備） 粉末投入ボックス（混合機No.3の付属設備） 昇降装置（混合機No.3の付属設備） 粉末缶昇降装置（混合機No.4の付属設備） 粉末作業ボックスNo.1、2、3 モノレールホイストNo.1、2（混合機No.4の付属設備） スクラップ昇降装置No.1（スクラップウラン粉末混合機No.1の付属設備）</td> </tr> <tr> <td>研磨設備</td> <td>研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置No.1～3の付属設備） 粉末取扱ボックスNo.8、9（研磨洗浄装置No.2、3の付属設備） 洗浄処理設備No.1（研磨洗浄装置No.3の付属設備） 乾燥機No.1（研磨洗浄装置No.1の付属設備）</td> </tr> <tr> <td>検査設備</td> <td>外観検査装置No.1～4 ペレット作業台No.2、3（外観検査装置No.3、4の付属設備）</td> </tr> <tr> <td>編成及び乾燥設備</td> <td>ペレットストッカー（スタック編成・挿入装置No.1、2の付属設備） ペレット段積枠（スタック編成・挿入装置No.3の付属設備） スタック乾燥装置No.1、2</td> </tr> <tr> <td>熱処理設備</td> <td>出口ボックス（焙焼炉No.1、2の付属設備） 入口ボックス（焙焼炉No.1の付属設備）</td> </tr> <tr> <td>運搬設備</td> <td>ウラン運搬台車（E型台車） ウラン運搬台車（F型台車） ウラン運搬台車（G型台車） ウラン運搬台車（マガジン運搬台車）</td> </tr> <tr> <td>解体設備</td> <td>燃料棒解体装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 別表3では、同種の機器が複数ある場合、それら機器の記載順に対応する付属設備を記載している。</p>	設備名称	機器名称	粉末調整設備	粉末缶エレベータNo.1、2（混合機No.1、2の付属設備） 粉末缶投入装置No.1、2、3（混合機No.1、2、4の付属設備） 粉末缶投入装置No.1、2のフード部（混合機No.1、2の付属設備） 粉末調整ボックスNo.1～3 リフターNo.3（混合機No.3の付属設備） 粉末投入ボックス（混合機No.3の付属設備） 昇降装置（混合機No.3の付属設備） 粉末缶昇降装置（混合機No.4の付属設備） 粉末作業ボックスNo.1、2、3 モノレールホイストNo.1、2（混合機No.4の付属設備） スクラップ昇降装置No.1（スクラップウラン粉末混合機No.1の付属設備）	研磨設備	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置No.1～3の付属設備） 粉末取扱ボックスNo.8、9（研磨洗浄装置No.2、3の付属設備） 洗浄処理設備No.1（研磨洗浄装置No.3の付属設備） 乾燥機No.1（研磨洗浄装置No.1の付属設備）	検査設備	外観検査装置No.1～4 ペレット作業台No.2、3（外観検査装置No.3、4の付属設備）	編成及び乾燥設備	ペレットストッカー（スタック編成・挿入装置No.1、2の付属設備） ペレット段積枠（スタック編成・挿入装置No.3の付属設備） スタック乾燥装置No.1、2	熱処理設備	出口ボックス（焙焼炉No.1、2の付属設備） 入口ボックス（焙焼炉No.1の付属設備）	運搬設備	ウラン運搬台車（E型台車） ウラン運搬台車（F型台車） ウラン運搬台車（G型台車） ウラン運搬台車（マガジン運搬台車）	解体設備	燃料棒解体装置	変更なし	
設備名称	機器名称																	
粉末調整設備	粉末缶エレベータNo.1、2（混合機No.1、2の付属設備） 粉末缶投入装置No.1、2、3（混合機No.1、2、4の付属設備） 粉末缶投入装置No.1、2のフード部（混合機No.1、2の付属設備） 粉末調整ボックスNo.1～3 リフターNo.3（混合機No.3の付属設備） 粉末投入ボックス（混合機No.3の付属設備） 昇降装置（混合機No.3の付属設備） 粉末缶昇降装置（混合機No.4の付属設備） 粉末作業ボックスNo.1、2、3 モノレールホイストNo.1、2（混合機No.4の付属設備） スクラップ昇降装置No.1（スクラップウラン粉末混合機No.1の付属設備）																	
研磨設備	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置No.1～3の付属設備） 粉末取扱ボックスNo.8、9（研磨洗浄装置No.2、3の付属設備） 洗浄処理設備No.1（研磨洗浄装置No.3の付属設備） 乾燥機No.1（研磨洗浄装置No.1の付属設備）																	
検査設備	外観検査装置No.1～4 ペレット作業台No.2、3（外観検査装置No.3、4の付属設備）																	
編成及び乾燥設備	ペレットストッカー（スタック編成・挿入装置No.1、2の付属設備） ペレット段積枠（スタック編成・挿入装置No.3の付属設備） スタック乾燥装置No.1、2																	
熱処理設備	出口ボックス（焙焼炉No.1、2の付属設備） 入口ボックス（焙焼炉No.1の付属設備）																	
運搬設備	ウラン運搬台車（E型台車） ウラン運搬台車（F型台車） ウラン運搬台車（G型台車） ウラン運搬台車（マガジン運搬台車）																	
解体設備	燃料棒解体装置																	

変更前（令和2年3月17日付け認可）		変更後	理由
(2). 第2成型施設			
設備名称	機器名称		
粉末調整設備	投入ボックスRI（混合機RINo.1の付属設備） 粉末移送容器 粉末投入装置（混合機RINo.1の付属設備） 粉末作業ボックスRINo.1 スクラップ昇降装置RⅡ（スクラップウラン粉末混合機RⅡの付属設備） 粉末調整ボックスRⅡ 粉末缶昇降装置RⅡ（混合機RⅡNo.1の付属設備） ダブルルールホイストRⅡNo.1（混合機RⅡNo.1の付属設備） 粉末缶搬送装置RⅡ（混合機RⅡNo.1の付属設備） 粉末取扱ボックスRⅡNo.1（混合機RⅡNo.2の付属設備） 粉末作業ボックスRⅡNo.1		
研磨設備	研磨液ろ過装置（研磨洗浄装置RIの付属設備） 粉末取扱ボックスRINo.2（研磨洗浄装置RIの付属設備） 研磨液ろ過装置RⅡ（研磨洗浄装置RⅡの付属設備） 洗浄処理設備RⅠ（研磨洗浄装置RIの付属設備） 洗浄処理設備RⅡ（研磨洗浄装置RⅡの付属設備）		
検査設備	外観検査装置RINo.1、2 ペレット梱包台（外観検査装置RINo.1の付属設備） 外観検査装置RⅡ 外観検査作業台RⅡ（外観検査装置RⅡの付属設備） ペレット貯蔵容器昇降装置RⅡ（外観検査装置RⅡの付属設備）	変更なし	
熱処理設備	出口ボックス（焙焼炉No.3の付属設備） 入口ボックス（焙焼炉No.4の付属設備） 出口ボックス（焙焼炉No.4の付属設備） 粉末取扱ボックスRⅡNo.2（焙焼炉No.5の付属設備）		
運搬設備	ウラン運搬台車（E型台車） ウラン運搬台車（F型台車） ウラン運搬台車（G型台車）		

変更前 (令和2年3月17日付け認可)	変更後	理由																												
<p>(3). 被覆施設 該当無し</p> <p>(4). 組立施設 該当無し</p> <p>(5). 核燃料物質の貯蔵施設</p> <table border="1" data-bbox="231 430 1335 903"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵棚No.1、No.2</td> </tr> <tr> <td>原料貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵容器ステーション (原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置 S I No. 2(1)、(2)、(3)、(4) (原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 (原料貯蔵棚の付属設備) ホイスト S I No. 1 (原料貯蔵棚の付属設備)</td> </tr> <tr> <td>運搬設備</td> <td>クレーン</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2	原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション (原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置 S I No. 2(1)、(2)、(3)、(4) (原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 (原料貯蔵棚の付属設備) ホイスト S I No. 1 (原料貯蔵棚の付属設備)	運搬設備	クレーン	<p>3). 被覆施設 該当無し</p> <p>(4). 組立施設 該当無し</p> <p>(5). 核燃料物質の貯蔵施設</p> <table border="1" data-bbox="1478 430 2582 892"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペレット貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵棚No.1、No.2</td> </tr> <tr> <td>原料貯蔵設備</td> <td>ペレット貯蔵容器ステーション (原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置 S I No. 2(1)、(2)、(3)、(4) (原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 (原料貯蔵棚の付属設備) ホイスト S I No. 1 (原料貯蔵棚の付属設備)</td> </tr> <tr> <td>運搬設備</td> <td>クレーン</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2	原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション (原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置 S I No. 2(1)、(2)、(3)、(4) (原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 (原料貯蔵棚の付属設備) ホイスト S I No. 1 (原料貯蔵棚の付属設備)	運搬設備	クレーン													
設備名称	機器名称																													
ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2																													
原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション (原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置 S I No. 2(1)、(2)、(3)、(4) (原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 (原料貯蔵棚の付属設備) ホイスト S I No. 1 (原料貯蔵棚の付属設備)																													
運搬設備	クレーン																													
設備名称	機器名称																													
ペレット貯蔵設備	ペレット貯蔵棚No.1、No.2																													
原料貯蔵設備	ペレット貯蔵容器ステーション (原料貯蔵棚の付属設備) 搬送装置 S I No. 2(1)、(2)、(3)、(4) (原料貯蔵棚の付属設備) ペレット梱包作業台 (原料貯蔵棚の付属設備) ホイスト S I No. 1 (原料貯蔵棚の付属設備)																													
運搬設備	クレーン																													
<p>2. 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(1). 第1成型施設</p> <table border="1" data-bbox="231 1008 1335 1197"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱処理設備</td> <td>焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2</td> </tr> <tr> <td>編成及び乾燥設備</td> <td>スタック乾燥装置No.1、2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 第2成型施設</p> <table border="1" data-bbox="231 1270 1335 1501"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱処理設備</td> <td>焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3). 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <table border="1" data-bbox="231 1564 1335 1690"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備</td> <td>焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	熱処理設備	焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2	編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2	設備名称	機器名称	熱処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5	設備名称	機器名称	焼却設備	焼却炉	<p>2. 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(1). 第1成型施設</p> <table border="1" data-bbox="1478 1008 2582 1197"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱処理設備</td> <td>焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2</td> </tr> <tr> <td>編成及び乾燥設備</td> <td>スタック乾燥装置No.1、2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 第2成型施設</p> <table border="1" data-bbox="1478 1270 2582 1501"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱処理設備</td> <td>焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3). 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <table border="1" data-bbox="1478 1564 2582 1690"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却設備</td> <td>焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	熱処理設備	焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2	編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2	設備名称	機器名称	熱処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5	設備名称	機器名称	焼却設備	焼却炉	<p>(2)④ 記載の適正化</p>
設備名称	機器名称																													
熱処理設備	焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2																													
編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2																													
設備名称	機器名称																													
熱処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5																													
設備名称	機器名称																													
焼却設備	焼却炉																													
設備名称	機器名称																													
熱処理設備	焼結炉No.1～3 焙焼炉No.1、2																													
編成及び乾燥設備	スタック乾燥装置No.1、2																													
設備名称	機器名称																													
熱処理設備	焼結炉RINo.1 焼結炉RⅡ 焙焼炉No.3 焙焼炉No.4 焙焼炉No.5																													
設備名称	機器名称																													
焼却設備	焼却炉																													

内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

3. 閉じ込め機能を有する設備

(1). 放射性廃棄物の廃棄施設

設備名称	施設附属設備	機器名称
放射性気体廃棄物の廃棄設備	施設附属設備	排風機
放射性液体廃棄物の廃棄設備	廃液処理設備	凝集沈殿槽
		ろ過装置
	沈殿処理設備	蒸発乾固装置 蒸発乾固装置No.2
	排液貯留設備	排液貯槽

4. 非常用電源設備

(1). その他の加工設備の付属施設

設備名称	機器名称
非常用設備	ディーゼル式発電機

5. 監視用放射線測定器

(1). 放射線管理施設

設備名称	機器名称
施設管理用設備	ダストモニタ（排気用／リサイクル系統用）
	エリアモニタ（ $\gamma$ 線エリアモニタ）

変更なし

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由																				
<p>6. その他の保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(1). 第1成型施設</p> <table border="1" data-bbox="172 289 1329 457"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬設備</td> <td>ウラン運搬台車（マガジン移載台車） ウラン運搬台車（ペレット運搬台車（A-4型））</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 被覆施設</p> <table border="1" data-bbox="172 531 1329 663"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬設備</td> <td>燃料棒運搬台車（ラックマスター）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3). 組立施設</p> <table border="1" data-bbox="172 737 1329 869"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬設備</td> <td>天井走行クレーン 容量0.45トン附属クレーン（天井走行クレーンの附属設備）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4). 核燃料物質の貯蔵施設</p> <table border="1" data-bbox="172 947 1329 1297"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原料貯蔵設備</td> <td>ハンドクレーン（原料貯蔵棚の附属設備） ホイストS I No. 1（原料貯蔵棚の附属設備）</td> </tr> <tr> <td>運搬設備</td> <td>ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン） ペレット運搬台車 クレーン 容器保管室天井走行クレーン</td> </tr> <tr> <td>ペレット貯蔵設備</td> <td>昇降台No. 1、2（ペレット貯蔵棚No. 1、2の附属設備）</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	機器名称	運搬設備	ウラン運搬台車（マガジン移載台車） ウラン運搬台車（ペレット運搬台車（A-4型））	設備名称	機器名称	運搬設備	燃料棒運搬台車（ラックマスター）	設備名称	機器名称	運搬設備	天井走行クレーン 容量0.45トン附属クレーン（天井走行クレーンの附属設備）	設備名称	機器名称	原料貯蔵設備	ハンドクレーン（原料貯蔵棚の附属設備） ホイストS I No. 1（原料貯蔵棚の附属設備）	運搬設備	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン） ペレット運搬台車 クレーン 容器保管室天井走行クレーン	ペレット貯蔵設備	昇降台No. 1、2（ペレット貯蔵棚No. 1、2の附属設備）	<p>変更なし</p>	
設備名称	機器名称																					
運搬設備	ウラン運搬台車（マガジン移載台車） ウラン運搬台車（ペレット運搬台車（A-4型））																					
設備名称	機器名称																					
運搬設備	燃料棒運搬台車（ラックマスター）																					
設備名称	機器名称																					
運搬設備	天井走行クレーン 容量0.45トン附属クレーン（天井走行クレーンの附属設備）																					
設備名称	機器名称																					
原料貯蔵設備	ハンドクレーン（原料貯蔵棚の附属設備） ホイストS I No. 1（原料貯蔵棚の附属設備）																					
運搬設備	ウラン粉末運搬台車（スタッカークレーン） ペレット運搬台車 クレーン 容器保管室天井走行クレーン																					
ペレット貯蔵設備	昇降台No. 1、2（ペレット貯蔵棚No. 1、2の附属設備）																					

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別表4から別表8は省略	変更なし	



変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表9 線量当量等の測定（第52条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度	1回/3月

変更後

別表9 線量当量等の測定（第52条、第74条、第75条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量	
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月

(注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。

理由

(2)④  
保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）

測定項目		測定方法
個人被ばく	放射線業務従事者の外部被ばく	蛍光ガラス線量計、TLD等による測定
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばく	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定
表面の放射性物質の密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び放射能測定器等による測定
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定器等による測定 換気用モニタによる測定
	排気口	排気用モニタによる測定
水中の放射性物質の濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び放射能測定器等による測定
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	蛍光ガラス線量計、TLD等による測定

別表11 放射線測定器類（第53条関係）

測定器名	数量	点検責任者
・線量率サーベイメータ	8台	環境安全部長
・汚染サーベイメータ	11台	
・ダストサンブラ	6台	
・ハンドフットクロスモニタ	4台	
・放射能測定装置	3台	
・熱蛍光線量計測定装置	2台	
・エアスニファ	1式	
・排気用モニタ	3台	
・エリアモニタ	13台	

変更後

別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）

測定項目		測定方法
個人被ばく	放射線業務従事者の外部被ばく	蛍光ガラス線量計、 <u>電子線量計又はTLD</u> による測定
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばく	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法による測定
表面の放射性物質の密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び放射能測定器等による測定
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び放射能測定器等による測定 <u>ダストモニタ（換気用モニタ）</u> による測定
	排気口	<u>ダストモニタ（排気用モニタ）</u> による測定
水中の放射性物質の濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び放射能測定器等による測定
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	蛍光ガラス線量計、TLD又は <u>モニタリングポスト</u> 等による測定

別表11 放射線測定器類（第53条関係）

測定器名	数量	点検・校正責任者
・線量率サーベイメータ	8台	環境安全部長
・汚染サーベイメータ	11台	
・ダストサンブラ	6台	
・ハンドフットクロスモニタ	4台	
・放射能測定装置	3台	
・熱蛍光線量計測定装置	2台	
・エアスニファ	1式	
・ <u>ダストモニタ（排気用モニタ）</u>	3台	
・ <u>ダストモニタ（換気用モニタ）</u>	3台	
・エリアモニタ	13台	
・ <u>個人線量計（電子線量計）</u>	1式	

理由

(1)④(ナ)  
保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化。

(1)④(ニ)  
保安規定審査基準の改正に伴う記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別表12は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

別表13 施設定期自主検査（第61条関係）

1. 保安上特に管理を必要とする設備の検査

設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(1) 核的制限値を有する加工設備	質量制限値を有する設備であって、別表3に示す設備	核的制限値維持インターロック	核的制限値維持インターロックが定められた核的制限値以下で作動することを確認する。	1回/年	燃料製造部長 品質保証部長
	質量制限値及び寸法制限値を有する設備であって、作業者がその制限値を担保している設備	厚さ制限枠 厚さ制限監視	制限枠が作業員に対し、明示されていることを確認する。 容器装荷時に、厚さ制限以内に監視されていることを確認する。		
(2) 熱的制限値を有する設備又は可燃性ガスを扱う設備	熱的制限値を有する設備であって、別表3に示す設備（焼却炉除く）	過加熱防止インターロック	過加熱防止機構が作動し、加熱電源が遮断されることを確認する。	1回/年	燃料製造部長
	熱的制限値を有する設備であって、別表3に示す設備（焼却炉）	過加熱防止インターロック	過加熱防止機構が作動し、主バーナーが燃焼停止することを確認する。		
	可燃性ガスを扱う設備であって、別表3に示す設備（焼却炉除く）	窒素ガス切替機構インターロック	可燃性ガス供給圧力を低下させたとき、窒素ガス供給に切り替わることを確認する。		
(3) 閉じ込め機能を維持する設備	放射性気体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	送排風機起動停止インターロック	排風機が優先して起動し、送風機が優先して停止することを確認する。	1回/年	設備管理部長
(4) 放射性廃棄物の廃棄施設	放射性気体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	処理能力検査	排気系統の風量を測定し、排気能力以上であることを確認する。	1回/年	設備管理部長
	放射性液体廃棄物の廃棄設備であって、別表3に示す設備	処理能力検査	処理能力を制約する最小能力設備の処理量を測定し、処理能力以上であることを確認する。	1回/年	環境安全部長

(削除)

(1)④(ヌ)  
第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(5) 施設の保安のために直接関連を有する放射線測定器	ダストモニタ (排気用/リサイクル系統用)	放射性物質濃度高検知警報	排気用ダストモニタ監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
			設定レベル以上の測定値に対し警報が吹鳴し、警報表示が正常に作動することを確認する。	1回/年	
	エリアモニタ ( $\gamma$ 線エリアモニタ)	$\gamma$ 線レベル高検知警報	設定レベル以上の測定値に対し警報が吹鳴し、警報表示が正常に作動することを確認する。	1回/年	
(6) その他の保安上特に管理を必要とする設備	運搬設備であつて、別表3に示す設備	停電時保持能力検査	運搬物搬送中に動力供給を遮断しても、運搬物が保持されていることを確認する。	1回/年	燃料製造部長

変更後

(削除)

理由

(1)④(ヌ)  
第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。

変更前 (令和2年3月17日付け認可)						変更後	理由	
2. 警報装置、非常用動力装置の検査						(削除)	(1)④(ヌ) 第61条(施設定期自主検査)の 削除に伴う記載 の適正化。	
(1) 警報装置	自動火災 報知設備	性能検査	警報設備が正常に作動すること を確認する。	1回/月	設備管理部長			
		総合検査	感知器を作動させ、警報ランプが 点灯するとともに、警報が吹鳴す ることを確認する。	1回/年				
	可燃性ガス 漏えい検知器	性能検査	警報設備が正常に作動すること を確認する。	1回/月				
		総合検査	検知器に検査用ガスを吹き付け 警報ランプが点灯するとともに、 警報が吹鳴することを確認する。	1回/年				
	負圧警報設備	性能検査	警報設備が正常に作動すること を確認する。	1回/月				
		総合検査	第1種管理区域の負圧が下がっ た場合、自動的に警報が作動す ることを確認する。	1回/年				
	放射性液体廃 棄物施設の液 面高検知警報 設備	性能検査	警報設備が正常に作動すること を確認する。	1回/月				
		総合検査	液面高検知能力が維持されてお り、警報動作することを確認す る。	1回/年				
	焼結炉の冷却 水圧力警報設 備	性能検査	警報設備が正常に作動すること を確認する。	1回/月				
		総合検査	冷却水圧力検知能力が維持され ており、警報動作することを確認 する。	1回/年				
	(2) 非常用動 力装置	非常用発電機	性能検査	非常用発電機が正常に起動する ことを確認する。				1回/月
			総合検査	外部電源遮断時に、非常用発電機 が自動起動し、非常用設備に電源 が供給されることを確認する。				1回/年
		無停電電源	性能検査	無停電電源が正常に起動するこ とを確認する。				1回/月
			総合検査	外部電源遮断時に、無停電電源よ り非常用設備に電源が供給され ることを確認する。		1回/年		

変更前 (令和2年3月17日付け認可)						変更後	理由
3. その他施設定期自主検査を行う設備の検査						(削除)	(1)④(ヌ) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。
<u>設備</u>	<u>検査対象</u>	<u>検査項目</u>	<u>検査内容</u>	<u>頻度</u>	<u>検査責任者</u>		
(1)加工工場、 廃棄物処理棟	第1種 管理区域	空気中の放射 性物質濃 度測定	作業環境中のウラン濃度をエア スニファ法で測定し、作業環境空 気中の放射性物質濃度が法令に 定める濃度限度以下であることを 確認する。	1回/年	環境安全部長		
	放射線業務従事 者が常時立ち入 る場所	空間線量当 量率測定	作業環境中の空間線量当量率を 測定し、作業環境中の空間線量当 量率が法令に定める線量限度以 下であることを確認する。	1回/年			
	第1種 管理区域	負圧測定	第1種管理区域内の気圧が、建物 外に対して負圧に維持されている ことを確認する。	1回/年	設備管理部長		
	ウランが空气中 に飛散するおそ れのある設備	設備内 風速測定	囲い式フード等の開口部で風速 を測定し、風速が0.5m/秒以 上あることを確認する。	1回/年			
	熱処理設備 粉末調整設備 成型設備 研磨設備 粉末保管設備 沈殿処理設備 焼却設備 分析設備 施設管理用設備 減容設備						
	濾過装置	性能確認	フィルタ交換記録等よりフィルタの有無 を確認するとともに、フィルタの性能 が維持されていることを確認する 。	1回/年			
(2)加工工場	インターロック を取り付けた設 備	作動検査	事前に登録された核的制限値に 適合しない場合、インターロック が作動することを確認する。	1回/年	燃料製造部長		
	粉末調整設備 成型設備 研磨設備 挿入・密封設備 熱処理設備 ペレット貯蔵設備						

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別表14から別表15は省略	変更なし	



変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表16 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第74条、第75条、第99条関係）

項目	限度	管理目標値
空気中の3月間についての平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$
水中の3月間についての平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$

変更後

別表16 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第74条、第75条、第98条関係）

項目	限度	管理目標値
空気中の3月間についての平均濃度	$1 \times 10^{-8} \text{ Bq/cm}^3$	$1.5 \times 10^{-9} \text{ Bq/cm}^3$
水中の3月間についての平均濃度	$2 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3$	$8 \times 10^{-3} \text{ Bq/cm}^3$

理由

(2)⑤  
第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げの反映。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
別表17は省略	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表18 保安に関する記録（第4条、第73条、第98条関係）

1. 加工規則第7条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
1. 加工施設の <u>検査</u> 記録			
イ 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長
ロ <u>施設定期検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による <u>検査の結果</u>	<u>検査</u> の都度	<u>検査終了後5年が経過するまでの期間</u>	設備を管理する担当部長

2. 放射線管理記録

イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度			
1日間の平均濃度	毎日1回	10年間	環境安全部長
3月間の平均濃度	3月ごと1回	10年間	環境安全部長
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	10年間	環境安全部長
管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	10年間	環境安全部長
<u>並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週1回	10年間	環境安全部長
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに <u>女子放射線業務従事者</u> （妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長等に書面で申し出た者を除く。）の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	5年間 注①	環境安全部長
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	5年間 注①	環境安全部長
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	5年間 注①	環境安全部長
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	5年間 注①	環境安全部長

注①「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。

変更後

別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）

1. 加工規則第7条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
1. 加工施設の <u>施設管理に係る</u> 記録			
イ 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	環境安全部長
ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名（注②）</u>	<u>施設管理の実施</u> の都度	<u>施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</u>	注②に示す担当部長
ハ <u>加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	<u>評価</u> の都度	<u>評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間</u>	設備を管理する担当部長

2. 放射線管理記録

イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度			
1日間の平均濃度	毎日1回	10年間	環境安全部長
3月間の平均濃度	3月ごと1回	10年間	環境安全部長
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	10年間	環境安全部長
<u>並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週1回	10年間	環境安全部長
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、 <u>女子</u> （妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を事業所長等に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	5年間 注①	環境安全部長
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	5年間 注①	環境安全部長

注①「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引渡すまでの期間」とする。

注② 施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（括弧内は保管責任者を示す。）

- (1) 設工認申請書（環境安全部長）
- (2) 補修等の工事を実施した記録（設備管理部長）
- (3) 巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長）
- (4) 定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）
- (5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）

理由

(1)③(ア)  
保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。  
(2)④⑥  
その他の記載の適正化。

変更前 (令和2年3月17日付け認可)				変更後				理由
記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	燃料製造部長	ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	5年間 注①	環境安全部長	(1)③(ア)保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)④⑥その他の記載の適正化。
チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長	ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	5年間 注①	環境安全部長	
リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合にはその方法	封入または固型化の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長	ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	燃料製造部長	
3. 操作記録				チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長	
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別挿入量	挿入の都度 (連続式にあっては連続して)	1年間	設備を管理する担当部長	リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固型化した場合にはその方法	封入または固型化の都度	加工規則第7条第7項に定める期間	燃料製造部長	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 注②	連続して	1年間	設備を管理する担当部長	3. 操作記録				
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	1年間	設備を管理する担当部長	イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別挿入量	挿入の都度 (連続式にあっては連続して)	1年間	設備を管理する担当部長	
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	設備を管理する担当部長	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 注③	連続して	1年間	設備を管理する担当部長	
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 注③	1年間	設備を管理する担当部長	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	1年間	設備を管理する担当部長	
4. 保守記録				ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	設備を管理する担当部長	
イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	設備管理部長	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 注④	1年間	設備を管理する担当部長	
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	設備管理部長	4. 加工施設の事故記録				
5. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	
イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	ハ 事故の原因	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	
ハ 事故の原因	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	ニ 事故後の処置	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長	
ニ 事故後の処置	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長					

注② 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。  
注③ 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。

注③ 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。  
注④ 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。

変更前 (令和2年3月17日付け認可)				変更後				理由
記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)④⑥ その他の記載の適正化。  (1)④(ネ) 保安品質マネジメントシステムの追加及び変更に伴う記載の適正化。  (1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。
6. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して	10年間	環境安全部長	5. 気象記録 イ 風向及び風速 ロ 降雨量 ハ 大気温度	連続して	10年間	環境安全部長	
7. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	3年間 3年間 3年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	策定の都度 実施の都度 実施の都度	3年間 3年間 3年間	環境安全部長 環境安全部長 環境安全部長	
8. <u>加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u> (他の号に掲げるものを除く。)注④	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長 (第8条及び第13条に係る記録)	7. <u>品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u> (他の号に掲げるものを除く。)注⑤	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長 (第10条第2項及び第13条に係る記録)	
9. <u>加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</u> イ (1) <u>加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u> (2) <u>加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u> ロ <u>経年変化に関する技術的な評価の結果</u> ハ <u>前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</u>	評価の都度 評価の都度 評価の都度 計画策定の都度	<u>加工規則第7条第7項に定める期間</u> <u>加工規則第7条第7項に定める期間</u> <u>加工規則第7条第7項に定める期間</u> <u>加工規則第7条第7項に定める期間</u>	各部長 各部長 各部長 各部長	8. <u>定期評価の結果</u> イ (1) <u>加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u> (2) <u>加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>	評価の都度 評価の都度	<u>加工規則第7条第7項に準じた期間</u> <u>加工規則第7条第7項に準じた期間</u>	環境安全部長 燃料製造部長	
注④ 加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録(第8条) (2) 教育・訓練の記録(第23条第3項(2)、第23条第4項(2)及び第24条) (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録。(第12条) (4) <u>改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認(第12条)、又は補修・改造後の機能確認試験の記録(第63条、第64条)</u> (5) <u>設計変更及びそのレビューの記録(第12条)</u> (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録(第12条) (7) 組織外の所有物に関する記録(第11条) (8) 計量標準の記録(第61条) (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録(第61条) (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条) (11) 不適合の処置の結果の記録(第14条) (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録(第15条)				注⑤ 加工規則第7条の2の2の品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。 (1) 保安委員会の記録(第10条第2項) (2) 教育・訓練の記録(第10条の3、第23条第3項(3)、第23条第4項(2)及び第24条) (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、 <u>妥当性確認及び変更の管理</u> の記録(第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6及び第12条の7) (4) <u>保全活動管理指標に関する結果の記録(第62条の5)</u> (5) <u>法令に基づく手続きの要否の結果の記録(第62条の6第6項)</u> (6) <u>保全の結果、確認・評価、有効性評価(第62条の7第3項、第62条の8、第62条の10)</u> (7) <u>補修・改造後の機能確認試験の記録(第63条及び第64条)</u> (8) <u>調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録(第12条の8)</u> (9) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録(第11条、第11条の3及び第12条の12)</u> (10) <u>トレーサビリティの記録(第12条の14)</u> (11) 組織外の所有物に関する記録(第12条の15) (12) 計量標準の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録(第12条の17、第13条の3及び第59条の5) (14) <u>保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録(第13条)</u> (15) 不適合の処置の結果の記録(第14条) (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録(第15条及び第15条の2)				

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
<p>1. 使用前事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	設備を所管する担当部長
<p>2. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	設備を所管する担当部長

(1)③(ア)  
保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

2. 操作管理に用いる記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	環境安全部長
(2) 第99条第1項4号、第1項5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに基づいて採った処置	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	5年間	安全管理グループ長

変更後

3. 操作管理に用いる記録

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
(1) 管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	環境安全部長
(2) 第98条第1項4号、第1項5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに基づいて採った処置	その都度	加工規則第7条第7項に定める期間	環境安全部長
(3) 核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	5年間	安全管理グループ長

理由

(2)④  
その他の記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

4. 整備規則（注⑥）（経過措置）第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて従前の別表18を準用し保存する記録

(1)③(ア)  
保安に関する記録の変更の経過措置の反映。

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間	環境安全部長
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間	環境安全部長
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後5年が経過するまでの期間	設備を所管する担当部長
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	設備を所管する担当部長
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	設備管理部長
8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注⑦）（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	各部長、品質・安全管理室長

注⑥ 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年4月1日施行）

注⑦ 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。

- (1) 保安委員会の記録
- (2) 教育・訓練の記録
- (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録
- (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録
- (5) 設計変更及びそのレビューの記録
- (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録
- (7) 組織外の所有物に関する記録
- (8) 計量標準の記録
- (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録
- (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録
- (11) 不適合の処置の結果の記録
- (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録



変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

記録事項	記録すべき場合	保存期間	保管責任者
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果			
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	加工規則第7条第7項に準じた期間	設備管理部長
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	加工規則第7条第7項に準じた期間	設備管理部長

(1)③(ア)  
保安に関する記録の変更の経過措置の反映。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表19 規則、基準リスト

保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号
第1章 総則	規則	第3条の2	—	安全文化醸成実施規則	保社-2006
第2章 保安管理体制	規則	第4条	第3条、第5条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
		第4条	第8条、第9条、第10条	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
		第4条	—	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
		第4条	第6条、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004
		第4条	—	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
		第4条	—	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
第2章 保安管理体制	基準	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
		第11条	—	安全作業基準	S-000001
		第11条	—	放射線管理基準	S-000002
		第11条	—	臨界管理基準	S-000003
		第11条	—	核燃料運搬基準	S-000004
		第11条	—	事故対策基準	S-000005
		第11条	—	文書及び記録の管理基準	S-000010
		第11条 第12条	—	調達管理基準	S-000011
		第11条 第14条 第15条 第15条の2	—	評価・改善基準	S-000013
		第11条	—	保安教育基準	S-000014
		第11条	—	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
		第11条	—	施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
		第11条	—	施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
		第11条	—	施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
		第11条	—	施設定期自主検査基準（燃料製造部）	S-000022
		第11条	—	施設定期自主検査基準（環境安全部）	S-000024
		第11条	—	施設定期自主検査基準（設備管理部）	S-000025
		第11条	—	施設定期自主検査基準（品質保証部）	S-000026
		第11条 第12条	—	補修及び改造基準	S-000027
		第11条	—	定期評価基準	S-000028
		第21条	第22条	—	核燃料安全委員会基準

変更後

別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係）

保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号
第1章 総則	規則	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001
第2章 保安管理体制	規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
		第4条	第7条の6、第8条、第9条、第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
		第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
		第4条の2 第6条	第5条、第5条の2、第6条、第7条、第62条の2	保安品質方針及び保安品質目標の運用規則並びに施設管理方針及び施設管理目標	保社-2004
		第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
		—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006
		第4条の4	第4条の2、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
		第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
第2章 保安管理体制	基準	第11条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	放射線管理基準	S-000002
		第11条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	核燃料運搬基準	S-000004
		第11条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12	事故対策基準	S-000005
		第4条の4 第4条の5	第4条の2	文書及び記録の管理基準	S-000010
		第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	S-000011
		第14条 第15条 第15条の2 第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	S-000013
		第11条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の15	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
				施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
				施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
				施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
		第11条 第12条	第11条の2、第11条の3、第12条の2～第12条の7、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3	補修及び改造基準	S-000027
		第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	S-000032

理由

(1)④(フ)  
保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化、その他記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）

別表19 規則、基準リスト（つづき）

保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号
第3章 教育訓練	基準	第23条	—	保安教育基準	S-000014
		第24条	—	事故対策基準	S-000005
第4章 加工施設の操作	基準	第25条 第36条	第29条	安全作業基準	S-000001
		第25条	第26条、第33条	臨界管理基準	S-000003
		第25条	第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
		第25条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
		第25条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
		第25条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
		第25条	第26条	施設定期自主検査基準（燃料製造部）	S-000022
		第25条		施設定期自主検査基準（環境安全部）	S-000024
		第25条		施設定期自主検査基準（設備管理部）	S-000025
		第25条		施設定期自主検査基準（品質保証部）	S-000026
		第25条	第36条の2、第36条の3、第36条の4、第36条の5、第36条の6	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033
第5章 放射線管理	基準	第38条	第39条～第46条、第47条～第55条	放射線管理基準	S-000002
		第38条	第56条、第57条	核燃料運搬基準	S-000004
		第38条 第46条の2	—	周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準	S-000021
		第46条の2	—	サイバーテロ対策基準	S-000035
第6章 保守管理	基準	第58条	第59条、第60条、第61条、第62条	施設定期自主検査基準（燃料製造部）	S-000022
		第58条		施設定期自主検査基準（環境安全部）	S-000024
		第58条		施設定期自主検査基準（設備管理部）	S-000025
		第58条		施設定期自主検査基準（品質保証部）	S-000026
第58条	第62条の2、第63条、第64条、第65条、第65条の2	補修及び改造基準	S-000027		
第7章 核燃料物質の管理	基準	第66条	第67条、第68条、第69条	核燃料運搬基準	S-000004
		第66条	第67条、第70条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
		第66条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
		第66条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
		第66条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
第8章 放射性廃棄物管理	基準	第71条	第72条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	S-000002
		第71条	第72条、第72条の2、第73条、第74条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
第9章 初期消火活動	基準	第76条	第77条、第78条、第79条、第80条	事故対策基準	S-000005
		第76条	—	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033
第10章 非常時の措置	基準	第81条	第82条～第91条、第91条の2、第93条、第94条、第99条	事故対策基準	S-000005
		第92条	—	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	S-000034
第11章 定期評価	基準	第95条	第96条、第97条	定期評価基準	S-000028
第12章 記録及び報告	基準	第98条	—	文書及び記録の管理基準	S-000010

変更後

別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係）（つづき）

保安規定記載章	区分	条項	関連条項	文書名	文書番号
第3章 教育訓練	基準	第23条	第10条の3、第24条	保安教育基準	S-000014
		第24条 第25条	—	事故対策基準	S-000005
第4章 加工施設の操作	基準	第25条	第26条、第33条	臨界管理基準	S-000003
		第25条	第26条、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
		第25条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
		第25条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
		第25条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
		第25条	第26条、第30条の2、第30条の3、第36条	火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施基準	S-000033
		第25条	第39条～第45条、第47条～第55条	放射線管理基準	S-000002
第5章 放射線管理	基準	第38条	第56条、第57条	核燃料運搬基準	S-000004
		第38条 第46条の2	第39条、第45条の2、第46条	周辺監視区域及び管理区域への出入り管理に関する基準	S-000021
		第46条の2	第38条	サイバーテロ対策基準	S-000035
		第38条	第23条、第32条、第53条、第59条～第59条の5、第62条の2～第62条の11、第63条、第64条、第65条、第65条の2、第85条	補修及び改造基準	S-000027
第7章 核燃料物質の管理	基準	第66条	第67条、第68条、第69条	核燃料運搬基準	S-000004
		第66条	第67条、第70条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
		第66条		施設の操作基準（環境安全部）	S-000017
		第66条		施設の操作基準（設備管理部）	S-000018
		第66条		施設の操作基準（品質保証部）	S-000019
第8章 放射性廃棄物管理	基準	第71条	第72条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	S-000002
		第71条	第72条、第72条の2、第73条、第74条	施設の操作基準（燃料製造部）	S-000015
第9章 欠番	—	—	—	—	—
第10章 非常時の措置	基準	第81条	第82条～第91条、第91条の2、第93条、第98条	事故対策基準	S-000005
		第25条 第91条	—	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	S-000034
第11章 定期評価	基準	第11条 第94条	第95条、第96条	定期評価基準	S-000028
第12章 記録及び報告	基準	第97条	—	文書及び記録の管理基準	S-000010

理由

(1)④(ノ)  
保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化、その他記載の適正化。

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
添付1 <u>火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る</u> 実施方針	添付1 <u>設計想定事象対応に係る実施方針</u>	(1)④(ハ) 加工規則の条文 の変更に伴う記 載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p data-bbox="368 184 1127 216"><u>火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象対応に係る実施方針</u></p> <p data-bbox="103 258 1389 321">本「実施方針」は、火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象が発生した場合に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。所長は、以下の実施内容を基準に定める。</p> <p data-bbox="103 363 302 394">1 火災及び爆発</p> <p data-bbox="103 401 958 432">火災及び爆発発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。</p> <p data-bbox="103 474 299 506">1.1 要員の配置</p> <p data-bbox="103 512 1389 617">所長は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を以下のとおり配置する。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時に対する体制と同じである。</p> <p data-bbox="121 623 329 655">(1) 初動対応要員</p> <p data-bbox="121 661 1389 766">所長は、夜間及び休日においても、初期消火等の初動対応にあたるために事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保する。</p> <p data-bbox="121 772 305 804">(2) 自衛消防隊</p> <p data-bbox="121 810 1389 1020">所長は、第83条及び添付2に定める東海事業所防災組織の救護・消火係の下に自衛消防隊を設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。自衛消防隊として、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消火隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p data-bbox="103 1062 353 1094">1.2 教育訓練の実施</p> <p data-bbox="121 1100 1196 1131">環境安全部長は、該当する要員に対して、初期消火に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p data-bbox="103 1173 326 1205">1.3 資機材の配備</p> <p data-bbox="121 1211 1389 1379">(1) 設備管理部長は、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速確実に行うために、「消防法」で定める数以上の粉末消火器を配備する。屋外消火設備として、屋外消火栓、可搬消防ポンプを配備する。自動火災報知設備、屋外消火栓及び可搬消防ポンプに対して、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p data-bbox="121 1386 1389 1449">(2) 環境安全部長は、消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスクを設置する。設備管理部長は、投光器を設置する。</p>	<p data-bbox="1852 184 2255 216"><u>設計想定事象</u>対応に係る実施方針</p> <p data-bbox="1415 258 2694 321">本「実施方針」は、火災及び爆発、内部溢水、その他の自然現象が発生した場合に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。所長は、以下の実施内容を基準に定める。</p> <p data-bbox="1415 363 1819 394">1 <u>設計想定事象（火災及び爆発）</u></p> <p data-bbox="1415 401 2448 432">火災及び爆発発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持</u>するための活動を以下に示す。</p> <p data-bbox="1415 474 1611 506">1.1 要員の配置</p> <p data-bbox="1415 512 2694 617">所長は、火災及び爆発が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を以下のとおり配置する。この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時に対する体制と同じである。</p> <p data-bbox="1433 623 1641 655">(1) 初動対応要員</p> <p data-bbox="1433 661 2694 766">所長は、夜間及び休日においても、初期消火等の初動対応にあたるために事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保する。</p> <p data-bbox="1433 772 1617 804">(2) 自衛消防隊</p> <p data-bbox="1433 810 2694 1020">所長は、第83条及び添付2に定める東海事業所防災組織の救護・消火係の下に自衛消防隊を設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。自衛消防隊として、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消火隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p data-bbox="1415 1062 1665 1094">1.2 教育訓練の実施</p> <p data-bbox="1433 1100 2507 1131">環境安全部長は、該当する要員に対して、初期消火に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p data-bbox="1415 1173 1638 1205">1.3 資機材の配備</p> <p data-bbox="1433 1211 2694 1379">(1) 設備管理部長は、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速確実に行うために、「消防法」で定める数以上の粉末消火器を配備する。屋外消火設備として、屋外消火栓、可搬消防ポンプを配備する。自動火災報知設備、屋外消火栓及び可搬消防ポンプに対して、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1433 1386 2694 1449">(2) 環境安全部長は、消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスクを設置する。設備管理部長は、投光器を設置する。</p>	<p data-bbox="2718 184 2902 321">(1)④(ハ)加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>1.4 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 火災及び爆発の影響防止</p> <p>ア 燃料製造部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる焼結炉の出入口、排気口においては、付近に可燃物を配置しない管理を行う。</p> <p>イ 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部などからの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内にオイルが確認された場合は拭き取りなどを行う。</p> <p>ウ 設備管理部長は、加工施設各室に、屋外消火栓による消火活動が円滑に行われるよう、2 つ以上のアクセサルトを設ける。</p> <p>エ 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p> <p>(2) ジルカロイの加工くずの管理</p> <p>ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するため（約 100g/1 日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な金属消火器、乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p>イ 燃料製造部長及び品質保証部長は、発生したジルカロイの加工くずを、作業場所において金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所において水没させて保管する管理を行う。</p> <p>(3) その他の可燃物の管理</p> <p>ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末を不燃材であるステンレス鋼製の保管容器（粉末缶）に収容した状態で保管、運搬などの取扱いを行う。</p> <p>イ 設備管理部長は、事業所内の危険物を「消防法」の許可を受けている危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設（建物）に持ち込み、転倒防止対策された金属製の保管庫に施錠保管する管理を行う。</p> <p>ウ 各部長は、可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守及び注意喚起の掲示等に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。また、管理区域内では火気の使用を、可能な限り制限して管理する。</p>	<p>1.4 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>(1) 火災及び爆発の影響防止</p> <p>ア 燃料製造部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる焼結炉の出入口、排気口においては、付近に可燃物を配置しない管理を行う。</p> <p>イ 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部などからの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内にオイルが確認された場合は拭き取りなどを行う。</p> <p>ウ 設備管理部長は、加工施設各室に、屋外消火栓による消火活動が円滑に行われるよう、2 つ以上のアクセサルトを設ける。</p> <p>エ 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p> <p>(2) ジルカロイの加工くずの管理</p> <p>ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するため（約 100g/1 日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な金属消火器、乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p>イ 燃料製造部長及び品質保証部長は、発生したジルカロイの加工くずを、作業場所において金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所において水没させて保管する管理を行う。</p> <p>(3) その他の可燃物の管理</p> <p>ア 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末を不燃材であるステンレス鋼製の保管容器（粉末缶）に収容した状態で保管、運搬などの取扱いを行う。</p> <p>イ 設備管理部長は、事業所内の危険物を「消防法」の許可を受けている危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設（建物）に持ち込み、転倒防止対策された金属製の保管庫に施錠保管する管理を行う。</p> <p>ウ 各部長は、可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守及び注意喚起の掲示等に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。また、管理区域内では火気の使用を、可能な限り制限して管理する。</p>	<p>(1)④(ハ)</p> <p>加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>2 内部溢水 内部溢水発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。</p> <p>2.1 要員の配置 燃料製造部長は、溢水発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 燃料製造部長は、該当する要員に対して、溢水発生時に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 燃料製造部長は、溢水発生時に必要な資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 設備管理部長は、溢水発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 燃料製造部長は、含水率を管理することによって減速条件を制限する設備・機器（混合機、混合機 RII No.1、混合機 RII No.2、スクラップウラン粉末混合機 No.1、スクラップウラン粉末混合機 RII、ホッパー、ホッパーRII、篩別機 RII 及び移動ホッパーRII）については、以下の対策を行う。 ・当該設備・機器における臨界防止対策として、粉末消火器による初期消火の成立可能性を高めるため、持ち込む可燃物を管理することにより、減速条件の制限を担保する。 イ 燃料製造部長は、地下式集合体貯蔵庫については、溢水源及び溢水経路はないが、万が一の浸水に対する拡大防止対策として漏水検知器により溢水を検知し、水中ポンプにより排水する管理を行う。</p>	<p>2 <u>設計想定事象（内部溢水）</u> 内部溢水発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を以下に示す。</p> <p>2.1 要員の配置 燃料製造部長は、溢水発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 燃料製造部長は、該当する要員に対して、溢水発生時に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 燃料製造部長は、溢水発生時に必要な資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 設備管理部長は、溢水発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 燃料製造部長は、含水率を管理することによって減速条件を制限する設備・機器（混合機、混合機 RII No.1、混合機 RII No.2、スクラップウラン粉末混合機 No.1、スクラップウラン粉末混合機 RII、ホッパー、ホッパーRII、篩別機 RII 及び移動ホッパーRII）については、以下の対策を行う。 ・当該設備・機器における臨界防止対策として、粉末消火器による初期消火の成立可能性を高めるため、持ち込む可燃物を管理することにより、減速条件の制限を担保する。 イ 燃料製造部長は、地下式集合体貯蔵庫については、溢水源及び溢水経路はないが、万が一の浸水に対する拡大防止対策として漏水検知器により溢水を検知し、水中ポンプにより排水する管理を行う。</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>3 火山活動（降灰）及び積雪 火山活動（降灰）及び積雪発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。なお、以下に示す火山活動（降灰）に対する措置は、加工施設の建物が過去の月最深積雪を想定しても十分に耐える設計であるため、積雪の重畳が発生した場合においても同様とする。</p> <p>3.1 要員の配置 各部長は、火山活動（降灰）発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 各部長は、該当する要員に対して、火山活動（降灰）発生時に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 環境安全部長は、火山活動（降灰）発生時に必要な防護具や資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 所長は、想定される地理的領域外の火山活動（降灰）に対して加工施設の<u>保全</u>のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 核燃料物質を内包する施設は、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。 イ 必要に応じて加工設備本体及び気体排気設備を停止する措置を講じる。</p>	<p>3 <u>設計想定事象（火山活動（降灰）及び積雪）</u> 火山活動（降灰）及び積雪発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持</u>するための活動を以下に示す。なお、以下に示す火山活動（降灰）に対する措置は、加工施設の建物が過去の月最深積雪を想定しても十分に耐える設計であるため、積雪の重畳が発生した場合においても同様とする。</p> <p>3.1 要員の配置 各部長は、火山活動（降灰）発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>3.2 教育訓練の実施 各部長は、該当する要員に対して、火山活動（降灰）発生時に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>3.3 資機材の配備 環境安全部長は、火山活動（降灰）発生時に必要な防護具や資機材を配備する。</p> <p>3.4 手順書の整備 所長は、想定される地理的領域外の火山活動（降灰）に対して加工施設の<u>必要な機能を維持</u>するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 核燃料物質を内包する施設は、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。 イ 必要に応じて加工設備本体及び気体排気設備を停止する措置を講じる。</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>



変 更 前 (令和 2 年 3 月 17 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>4 竜巻 竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 竜巻情報の監視要員 環境安全部長は、竜巻情報の監視、通報連絡要員として、1 名以上を加工施設に常駐させる。 (2) 竜巻対策要員 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階の竜巻対策要員として、2 名以上を加工施設に常駐させる。 また、複数工程での対策が想定される場合は、各工程に 1 名以上の対策要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、該当する要員に対して、竜巻防護に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。環境安全部長は、資機材倉庫について、損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等とし、地面に固縛する。また固縛の方法は、F3 竜巻で浮き上がらない設置物(コンクリート)に固縛するものとする。</p> <p>4.4 手順書の整備 所長は、竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>4.4.1 竜巻襲来が想定される場合の対応 竜巻発生時の防護対策は、迅速に実施する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。竜巻襲来が想定される警戒態勢の段階においては、以下に定める竜巻発生時の防護対策を実施する。</p> <p>(1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知した場合に発令し、以下の対応を実施する。 ア 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）へ連絡する。 イ 環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）は、直ちに事業所内放送によって対応の開始を指示する。 ウ 各部長は、採るべき措置の事前準備作業を対策要員に指示する。 エ 対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が 30 分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 オ 対策要員は、固縛が必要な設備について、固縛箇所を事前に確認する。 カ 対策要員は、構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示し連絡先を確認する。 キ 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報の監視結果を環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）に連絡する。環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）は、必要に応じて、注意喚起の解除を発令する。</p>	<p>4 <u>設計想定事象（竜巻）</u> 竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を以下に示す。</p> <p>4.1 要員の配置 (1) 竜巻情報の監視要員 環境安全部長は、竜巻情報の監視、通報連絡要員として、1 名以上を加工施設に常駐させる。 (2) 竜巻対策要員 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階の竜巻対策要員として、2 名以上を加工施設に常駐させる。 また、複数工程での対策が想定される場合は、各工程に 1 名以上の対策要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、該当する要員に対して、竜巻防護に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備 燃料製造部長、環境安全部長及び品質保証部長は、竜巻対策として固縛及び固定に使用する資機材を配備する。環境安全部長は、資機材倉庫について、損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等とし、地面に固縛する。また固縛の方法は、F3 竜巻で浮き上がらない設置物(コンクリート)に固縛するものとする。</p> <p>4.4 手順書の整備 所長は、竜巻襲来が想定される段階及び竜巻襲来時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>4.4.1 竜巻襲来が想定される場合の対応 竜巻発生時の防護対策は、迅速に実施する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。竜巻襲来が想定される警戒態勢の段階においては、以下に定める竜巻発生時の防護対策を実施する。</p> <p>(1) 注意喚起 茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知した場合に発令し、以下の対応を実施する。 ア 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知し、環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）へ連絡する。 イ 環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）は、直ちに事業所内放送によって対応の開始を指示する。 ウ 各部長は、採るべき措置の事前準備作業を対策要員に指示する。 エ 対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が 30 分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 オ 対策要員は、固縛が必要な設備について、固縛箇所を事前に確認する。 カ 対策要員は、構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示し連絡先を確認する。 キ 警備員は、竜巻に関する気象情報及び雷注意報の監視結果を環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）に連絡する。環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）は、必要に応じて、注意喚起の解除を発令する。</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>(2) 警戒態勢</p> <p>本加工施設から 30km の範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度 1、かつ雷ナウキャスト活動度 3 が発表され、降水ナウキャストにより降水強度 50mm/h 以上が確認された場合、以下の対応を実施する。</p> <p>ア 環境安全部長（夜間及び休日は宿日直者）は、直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>イ 対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を 30 分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>ウ 固縛が必要な燃料棒溶接工程、燃料棒検査工程、集合体組立工程は作業を中止し、固縛用ベルトによって燃料棒及び設備を固縛する。</p> <p>エ 対策要員は、集合体搬送工程において、運搬中の燃料集合体を集合体貯蔵施設まで運搬し、燃料集合体を設備内に収納し、治具で固定する。</p> <p>オ 対策要員は、燃料集合体を治具に固定して実施する集合体検査工程において、設備を停止する。</p> <p>カ 対策要員は、廃棄物処理工程において、放射性廃棄物の取扱い作業を停止し、放射性廃棄物をドラム缶に収納し、固縛用ベルトにより固縛を行い、飛散防止処置を講じる。</p> <p>キ 対策要員は、取扱い中のドラム缶は作業を中止して床置きしているドラム缶をネステナーに収納し、これを固縛用ベルトにより固縛済みのネステナーに水平に連結し固定する。また、取扱い中のドラム缶を除くドラム缶は、第 73 条第 3 項の処置をあらかじめ講じる。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>5 地震 地震発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。</p> <p>5.1 要員の配置 設備管理部長は、地震発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>5.2 教育訓練の実施 設備管理部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5.3 資機材の配備 環境安全部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。</p> <p>5.4 手順書の整備 地震発生時の加工施設の<u>保全</u>のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 設備管理部長は、発生した地震が事業所に設置した震度計で震度4以上又は茨城県震度計の東海村震度が震度4以上の場合、工務係長が実施する加工施設の点検を行う手順を定める。 イ 設備管理部長は、発生した地震が震度5弱以上の場合、緊急遮断用の手動バルブを閉止する手順を定める。</p>	<p>5 <u>設計想定事象（地震）</u> 地震発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を以下に示す。</p> <p>5.1 要員の配置 設備管理部長は、地震発生時における必要な要員を配置する。</p> <p>5.2 教育訓練の実施 設備管理部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5.3 資機材の配備 環境安全部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。</p> <p>5.4 手順書の整備 地震発生時の加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。 ア 設備管理部長は、発生した地震が事業所に設置した震度計で震度4以上又は茨城県震度計の東海村震度が震度4以上の場合、工務係長が実施する加工施設の点検を行う手順を定める。 イ 設備管理部長は、発生した地震が震度5弱以上の場合、緊急遮断用の手動バルブを閉止する手順を定める。</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>6 外部火災 外部火災発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。なお、要員の配置は 1.1 項、教育訓練の実施は 1.2 項、資機材の配備は 1.3 項を適用する。</p> <p>6.1 手順書の整備 環境安全部長は、外部火災発生時の加工施設の<u>保全</u>のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア 環境安全部長は、想定する外部火災（森林火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が大きな損傷を受けないために、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。</p> <p>イ 環境安全部長は、森林火災発生時の影響を防止するため、森林境界と評価対象施設の間の敷地内の草木を伐採して管理することにより、想定火災源に対して、加工施設までの離隔距離を危険距離以上に維持する。</p> <p>ウ 環境安全部長は、森林火災発生時において自衛消防隊は評価対象施設に駆けつけて予備的放水を行うことにより、評価対象施設の外壁への延焼を防止する。</p> <p>エ 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給排気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p>	<p>6 <u>設計想定事象（外部火災）</u> 外部火災発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を以下に示す。なお、要員の配置は 1.1 項、教育訓練の実施は 1.2 項、資機材の配備は 1.3 項を適用する。</p> <p>6.1 手順書の整備 環境安全部長は、外部火災発生時の加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア 環境安全部長は、想定する外部火災（森林火災）に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が大きな損傷を受けないために、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。</p> <p>イ 環境安全部長は、森林火災発生時の影響を防止するため、森林境界と評価対象施設の間の敷地内の草木を伐採して管理することにより、想定火災源に対して、加工施設までの離隔距離を危険距離以上に維持する。</p> <p>ウ 環境安全部長は、森林火災発生時において自衛消防隊は評価対象施設に駆けつけて予備的放水を行うことにより、評価対象施設の外壁への延焼を防止する。</p> <p>エ 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給排気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和2年3月17日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>7 生物学的影響 生物学的事象発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を以下に示す。</p> <p>7.1 手順書の整備 設備管理部長は、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア 換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とするとともに、給気口のフィルタの定期的な点検、清掃、交換を実施する。</p> <p>イ 万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない状態を維持する。</p>	<p>7 <u>設計想定事象 (生物学的影響)</u> 生物学的事象発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を以下に示す。</p> <p>7.1 手順書の整備 設備管理部長は、以下の活動を実施することを手順書に定める。</p> <p>ア 換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とするとともに、給気口のフィルタの定期的な点検、清掃、交換を実施する。</p> <p>イ 万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない状態を維持する。</p>	<p>(1)④(ハ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る 実施方針	変更なし	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>本「実施方針」は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊が発生した場合（設計基準事故を含む）に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。</p> <p>1 重大事故に至るおそれがある事故発生時の対策</p> <p>(1) 所長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合及び大規模損壊が発生した場合、財産（設備等）保護よりも安全を優先して加工施設の<u>保全</u>のための活動を行わせる。</p> <p>(2) 所長は、以下に示す実施内容を基準に定める。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>所長は、以下のとおり、事業所対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的助言を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する東海事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。添2の図1に東海事業所防災組織図を示す。</p> <p>ア 所長は、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために事業所内に常駐する初動対応要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する初動対応要員を6名確保する。</p> <p>イ 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消火係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。また、所長は、自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。添2の表1に東海事業所防災組織の対策本部員、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>ウ 所長は、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する初動対応要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消火隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p>エ 所長は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>オ 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備するとともに、通報に関する体制を整備する。</p> <p>カ 環境安全部長は、事故対応において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p>	<p style="text-align: center;">重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針</p> <p>本「実施方針」は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊が発生した場合（設計基準事故を含む）に対処し得る体制を維持管理していくための実施内容を示す。</p> <p>1 重大事故に至るおそれがある事故発生時の対策</p> <p>(1) 所長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合及び大規模損壊が発生した場合、財産（設備等）保護よりも安全を優先して加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行わせる。</p> <p>(2) 所長は、以下に示す実施内容を基準に定める。</p> <p>1.1 体制の整備</p> <p>所長は、以下のとおり、事業所対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的助言を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する東海事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。添2の図1に東海事業所防災組織図を示す。</p> <p>ア 所長は、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために事業所内に常駐する初動対応要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する初動対応要員を6名確保する。</p> <p>イ 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消火係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。また、所長は、自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動（初期消火活動を含む）を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。添2の表1に東海事業所防災組織の対策本部員、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>ウ 所長は、事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する初動対応要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊の消火隊に属する緊急消火班として編成する。</p> <p>エ 所長は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>オ 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備するとともに、通報に関する体制を整備する。</p> <p>カ 環境安全部長は、事故対応において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p>	<p>(1)④(ヒ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>1.2 教育訓練の実施</p> <p>ア 環境安全部長は、教育・訓練において、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識及び資機材の使用に関する習熟度の向上を図る。</p> <p>イ 所長は、東海事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>ウ 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等に関する個別訓練を定期的（年1回以上）に実施する。個別訓練では、年に1回以上火災の複数同時発生を想定する。</p> <p>エ 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、夜間及び休日を含め、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>オ 環境安全部長は、訓練結果を踏まえて、必要に応じて上記の訓練内容を改善する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>ア 環境安全部長は、事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮した上で担当部長に必要な個数及び容量を整備させるとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、担当部長に保管場所、保管方法、数量を定め保管させ、点検を行わせる（添2の表2）。更に、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないため複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対策を講じさせる。また、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにするため複数箇所に分散配置する（添2の図2）。</p> <p>イ 設備管理部長は、消火活動及び救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定める。</p> <p>ウ 環境安全部長は、放射線障害防護用器具のうち、防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。呼吸用ボンベ一体型防護マスクは、加工工場のほか、事故発生場所へのアクセスが容易な事務棟に保管する。</p> <p>エ 環境安全部長は、非常用通信機器として、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする災害時優先電話、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、所轄消防本部との専用電話回線と、事故発生時の要員招集や事故対処のための事業所内の情報共有に使用する緊急呼出装置、携帯型無線、事業所内放送設備（一斉放送設備）を配備する。事業所内放送設備（一斉放送設備）を除く機器については、事故時の活動の拠点となる安全管理棟に保管する。</p> <p>オ 環境安全部長は、計測器等を事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。</p> <p>カ 設備管理部長及び環境安全部長は、消火用資機材を、敷地内の火事発生に備え、各所に保管する。耐熱防護服については、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場更衣室及び事務棟にそれぞれ保管する。</p> <p>キ 設備管理部長は、加工工場の各火災区画には、「消防法」において定められる消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。</p>	<p>変更なし</p>	



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>ク 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具については核燃料物質等を取り扱う加工工場と廃棄物処理棟に保管し、燃料製造部長及び設備管理部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する防護資機材（建屋扉等の目張り用資材、建屋、設備損傷時の養生用資材、飛散ウラン回収用資機材）は加工工場から離れた安全管理棟に保管する。</p> <p>ケ 環境安全部長は、非常用通信機器、計測器又は照明具類等のうち外部電源が必要な資機材を、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とするよう整備させる。</p> <p>コ 設備管理部長は、非常用電源設備を、事故発生場所へのアクセスが容易で、かつ、非常用電源設備が燃料油を内包する機械棟に保管し、代替を輸送容器保管倉庫北側に保管する。環境安全部長は、照明具類の投光器を非常用電源設備と同一の場所に保管し、携帯用照明を、添2の表2に示す事故時の活動拠点に保管する。</p> <p>サ 燃料製造部長は、核燃料物質を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、ウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。</p> <p>シ 環境安全部長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡視点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p> <p>1.4 手順書の整備</p> <p>所長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、以下アからテに示す手順書を定めさせる。手順書の作成に当たっては、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類と入手方法、判断基準を定めさせ、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、優先順位を定めさせ、手順書間の相互関係を明確にさせる。</p> <p>ア 所長は、各防災組織の任務及び各防災組織が事故時に参照する手順書を、事故の進展状況等に応じた相互の関係を明確にして定める。</p> <p>イ 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の入手方法、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。</p> <p>ウ 環境安全部長は、火災の複数同時発生時において消火を行う火災区画の優先順位をあらかじめ手順書において明確にする。</p> <p>エ 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順を定める。</p> <p>オ 所長は、竜巻に関する予測情報を確認した時点での事前の対応として、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等の手順を定める。</p> <p>カ 環境安全部長は、1.3 イ項で定めるアクセスルート、階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しないよう手順を定める。</p> <p>キ 設備管理部長は、可燃性ガスの供給弁手動閉止及び循環冷却水、上水、純水の供給弁手動閉止と電源断、給排気設備運転停止に当たらせる手順を定める。</p> <p>ク 環境安全部長は、資機材の員数、外観及び機能の定期的な点検の実施について定める。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p>	

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p>ケ 環境安全部長は、資機材のマニュアル及び手順書を整備する。</p> <p>コ 所長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書を整備する。</p> <p>サ 燃料製造部長は、加工工場の施設責任者が実施する、異常時における設備の操作の手順を手順書に規定する。</p> <p>シ 燃料製造部長は、廃棄物処理棟の施設責任者が実施する焼却炉の停止等の手順を手順書に規定する。</p> <p>ス 環境安全部長は、技術係が実施する、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討の手順を手順書に規定する。</p> <p>セ 燃料製造部長は、除染係が実施する、除染、ウラン回収の手順を手順書に規定する。</p> <p>ソ 設備管理部長は、工務係が実施する、重大事故に至るおそれがある事故の初動作業、地震後の施設・設備点検、給排気設備の停止等及び非常用発電設備の起動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>タ 設備管理部長は、工務係が実施する、放射性物質の漏えい防止のための目張り等の手順を手順書に規定する。</p> <p>チ 環境安全部長は、放管係が実施する、被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理の手順を手順書に規定する。</p> <p>ツ 環境安全部長は、救護・消火係が実施する消火活動等の手順を手順書に規定する。</p> <p>テ 環境安全部長は、支援組織の活動の手順を手順書に規定する。</p>	<p>変更なし</p>	

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

添2の表1

対策本部員	任務
本部長／防災管理者	事業所対策本部を統括管理する。官公庁等への通報を指示する。
副本部長／副防災管理者	事業所対策本部の統括について本部長を補佐する。本部長が不在のときにはその職務を代行する。
本部長付	事業所対策本部の統括について本部長及び副本部長を補佐する。
核燃料取扱主任者	事業所対策本部の運営全般について本部長に意見を具申する。また、技術系の要員として、事故状況の状況把握、事故影響範囲の推定、及び火災発生時の消火方法等の事故拡大防止策の検討等の任務を行う。
核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から助言を行う。
防火管理者	消火活動、防火設備について助言を行う。
各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長への結果の報告等を行う。

実施組織	任務
施設責任者	担当する設備の点検、異常事象の状況確認、工務係と協同して応急復旧を行う。また、事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討等の技術系の任務を兼任する。
技術係	事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び火災発生時の消火方法等の拡大防止策の検討等を行う。
放管係	被ばく管理・汚染管理を行うとともに、事業所内外の放射線・放射能及びその他の異常事象の状況把握を行う。
工務係	施設設備の整備・点検・応急復旧を行う。
除染係	放射性物質の汚染除去を行う。
救護・消火係	消火隊、救出救護隊及び支援隊からなる自衛消防隊を統括し、被災者の救助・医療措置、消火活動等を行う

支援組織	任務
情報第1係	非常事態が発生した場合における各種情報の整理、本社との情報連絡及び社外関係機関への通報・連絡を行う。また、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害合同対策協議会が開設された場合、事業所内にて原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力を行う。
情報第2係	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害合同対策協議会が開設された場合、オフサイトセンターにて原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力を行う。なお、原子力災害合同対策協議会が開設されない場合においては、事業所対策本部内の情報共有のための活動を行う。
総務広報係	非常事態が発生した場合における事業所内への周知及び要員の呼集、広報、及びマスコミ対応を行う。また、他の係に属さない総務事項を行う。
調達係	非常事態の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送の手配を行う。
警備誘導係	事業所内の警備、非要員の避難誘導を行う。また、消防車等への助言、誘導等を行う。

変更なし

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

添2の表2 資機材一覧

分類	資機材の種類	数量の考え方*	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
放射線 障害防 護用器 具	防護服	A	40組 以上	安全管理棟	員数・外観 1回/年	環境安全部 長
	呼吸用ボンベ 一体型防護マスク	A	7個 以上	事務棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	フィルタ付防護 マスク	A	40組 以上	安全管理棟	員数・外観 1回/年	環境安全部 長
非常用 通信機 器 <sup>(*1)</sup>	災害時優先電話	A	2回線 以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	ファクシミリ	B	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	携帯電話等	B	8台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	緊急呼出装置	C	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	携帯型無線	A	10台以 上	安全管理棟	員数・外観・機能 4回/年	環境安全部 長
	衛星電話	B	1台	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	事業所内放送設 備（一斉放送設 備）	B	1式	事務棟	外観・機能 1回/年	環境安全部 長
	所轄消防本部と の専用電話回線	C	1台	安全管理棟	外観・機能 1回/月	環境安全部 長

変更なし

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

添2の表2 資機材一覧（つづき）

分類	資機材の種類		数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
計測器等 (*1)	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニター（α線排気モニター）	C	計3台	加工工場（2台） 廃棄物処理棟（1台）	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部長
		ガンマ線測定用サーベイメータ	B	4台			
	中性子線測定用サーベイメータ	B	1台	環境安全部長			
	空間放射線積算線量計	B	10個	環境安全部長			
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	B	2台	環境安全部長			
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	B	4台	環境安全部長		
		測定器	B	1台	環境安全部長		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	B	2台	環境安全部長		
		測定器	B	1台	環境安全部長		
	個人用外部被ばく線量測定器		A	40台以上	環境安全部長		
消火用 資機材	耐熱防護服等	簡易防火衣	B	各3式	加工工場、ボイラ棟（加工工場東側）、第2駐車場	員数・外観 1回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	B	各7式	加工工場、事務棟	員数・外観 1回/年	環境安全部長
	屋外消火栓設備		C	計9式	事業所内各所	員数・外観・機能 2回/年	設備管理部長
	可搬消防ポンプ		B	各1台	加工工場東（屋外）、第2駐車場		設備管理部長

変更なし

変更前（令和2年3月17日付け認可）

変更後

理由

添2の表2 資機材一覧（つづき）

分類	資機材の種類	数量の考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
その他 資機材	ヨウ化カリウム製剤	A	2, 500 錠以上	安全管理棟	員数・外観 1回/年	環境安全部長
	担架	B	計4基	加工工場(1基)、廃棄物処理棟(1基)、事務棟(2基)	員数・外観 1回/年	環境安全部長
	除染用具	B	各1式	加工工場、廃棄物処理棟	員数・外観 1回/年	環境安全部長
	被ばく者輸送のために使用可能な車両	C	1台	第2駐車場	外観・動作 1回/年	環境安全部長
	建屋扉等の目張り用資材（ブルーシート、布ガムテープ他）	B	各1式	安全管理棟、資機材倉庫（コンテナ） <sup>(*)2</sup>	員数・外観・機能 1回/年	設備管理部長
	建屋、設備損傷時の養生用資材（ブルーシート、養生テープ、布ガムテープ、ロープ他）	B	各1式	安全管理棟、資機材倉庫（コンテナ） <sup>(*)2</sup>		設備管理部長
	飛散ウラン回収用資機材（飛散防止・汚染拡大防止用シート、集塵機、回収容器、粘着テープ他）	B	各1式	安全管理棟、資機材倉庫（コンテナ） <sup>(*)2</sup>		燃料製造部長
非常用電源設備	可搬式発電機（3.5 k v A）	B	2台	機械棟	員数・外観・機能 1回/月	設備管理部長
	可搬式発電機（0.9 k v A）	B	1台			設備管理部長

変更なし

変更前（令和2年3月17日付け認可）

添2の表2 資機材一覧（つづき）

分類	資機材の種類	数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
照明具類 (*1)	投光器	B	2基	機械棟	員数・外観・機能 2回/年	設備管理部 長
	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長

※資機材数量の考え方

A：使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの

例：防護服

B：使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの

例：可搬消防ポンプ、衛星電話

C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの

例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）

(\*1)：外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備あるいは可搬式発電機に接続又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

(\*2)：資機材倉庫(コンテナ)は加工工場西側に設置する。また環境安全部長は第85条に基づき、性能維持のための点検（1回/年の外観・機能確認）を行うとともに、第29条に定める巡視・点検を行う。

変更後

添2の表2 資機材一覧（つづき）

分類	資機材の種類	数量の 考え方※	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	担当
照明具類 (*1)	投光器	B	2基	機械棟	員数・外観・機能 2回/年	設備管理部 長
	携帯用照明	A	30台以上	安全管理棟	員数・外観・機能 1回/年	環境安全部 長

※資機材数量の考え方

A：使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの

例：防護服

B：使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの

例：可搬消防ポンプ、衛星電話

C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの

例：排気筒モニター（可搬式測定機器で代替可能）

(\*1)：外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備あるいは可搬式発電機に接続又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

(\*2)：資機材倉庫(コンテナ)は加工工場西側に設置する。また環境安全部長は第85条に基づき、性能維持のための点検（1回/年の外観・機能確認）を行うとともに、第62条の6に定める巡視・点検を行う。

理由

(2)④  
記載の適正化。

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
添2の図1から添2の図2は省略	変更なし	



変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>(なし)</u></p>	<p><u>添付3 長期施設管理方針（第62条の12関係）</u></p>	<p>(1)④(フ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。 (長期施設管理方針の追加。)</p>

変更前（令和2年3月17日付け認可）	変更後	理由
<p><u>（なし）</u></p>	<p>1. <u>加工施設の長期施設管理方針（始期：2019年6月28日、適用期間：10年間）</u></p> <p><u>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。</u></p>	<p>(1)④(フ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。 (長期施設管理方針の追加。)</p>

(参考資料) 加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更と申請時期

加工事業変更許可申請書東許第17013号(許可証原規規発第1712201号、平成29年12月20日認可)のソフト対策に係る記載と保安規定への反映について、令和2年12月時点の申請状況と未対応事項の申請予定を表に整理する。

表 保安規定の変更と申請時期

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。(3、48)	○	第33条(別表4)で規定済み。
減速条件を制限する設備・機器については、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。更なる安全性余裕を確保するため、これらの設備・機器の内部に水が浸入した場合にも臨界に達しないための対策を講じる。(4) 更なる安全性余裕を確保するため、含水率を管理する設備・機器の内部に水が浸入した場合にも臨界に達しないための対策を講じる。(13、25、添5-134、添5-201) 幾何学的形状制限であるホッパーについて、更なる安全性余裕を確保するための内部への水の浸入を想定した措置として、ホッパー内にあるウラン量を制限するため、ホッパー内のウランがプレスへ移動しなければ、混合機からホッパーへウランが移動しないように、混合機の動作を制限する。(41) 粉末調整ボックス内への浸水が生じた場合にも、当該設備・機器への浸水を防止するため、粉末調整ボックス内のウラン投入口は、ウラン投入時以外は固定式の蓋で閉じる措置を講じる。(添5-343) 粉末調整ボックス内への浸水が生じた場合にも、当該設備・機器への浸水を防止するため、粉末調整ボックス内のウラン投入口は、ウラン投入時以外は固定式の蓋で閉じる措置を講じる。(添5-344) 別添チー5 図1 混合器及びホッパーの浸水防止対策(添5-355) 別添チー5 図2 混合工程のバッチ供給インターロック(添5-356)	×	第10次設工認の工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備との間に、核的に安全な配置を保持するように定めた通路を移動する。(6)	○	第33条(別表4)で従来から規定済み。
外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。線量告示に基づき1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。(8) 管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。(11、186、添5-10、添6-2) 第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。(187) 表 管理区域区分(30~31) 添5ロ(イ)の図1 本加工施設の管理区域(添5-11)	○	第40条、第44条、第48条、第51条、第52条で従来から規定済み。線量告示に定める線量は、「放射線管理基準」に定めている。
放射線業務従事者の線量限度が、100 mSv/5 年間及び 50 mSv/年以下となるよう被ばく管理を行い、必要な個人被ばく線量計を備えるものとする。また、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域への立入りの制限等の放射線防護上の措置を講じる。(8) 外部被ばくについては、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を算出する。(187) 放射線業務従事者の個人被ばく管理のため、個人線量計として、蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計(TLD)、電子式線量計又はポケット線量計を備える。ウランの体内摂取の有無を確認するため蛍光光度計等の尿中ウラン量の測定装置を設ける。(添5-18、添5-222) 外部被ばくについては、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を算出する。(添6-4) 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備(添5-223)	○	第42条、第44条、第45条、第48条、第50条で従来から規定済み。詳細は「放射線管理基準」に定めている。
加工施設内にエリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場所は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。(8) 加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質濃度を監視及び測定、空間線量率を監視及び測定するための設備を設置し、サンプリング試料を測定するための設備を備える。(27) 本加工施設の適切な場所に、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示する。(187) 管理区域の出入口近くに安全管理室を設け、この部屋には、エリアモニタ、ダストモニタ等の放射線監視設備を設置するとともに、必要な箇所に通報できるように電話設備を設ける。管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。(添5-16、添5-221) 表 安全機能を有する施設(放射線管理施設)(69) 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備(添5-223)	○	第48条、第52条で従来から規定済み。詳細は「放射線管理基準」に定めている。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。(187、添6-4)	○	第47条で従来から規定済み。
外部被ばくについては、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、定期的に線量を算出する。(187) 第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を、熱蛍光線量計(TLD)等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。(添6-3)	○	第44条、第48条、第49条、第52条で従来から規定済み。
設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を囲い式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。(11) 第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマイヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。(187、添6-3) 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファ等により採取し、その濃度を放射線測定装置により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。また、一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させて、放射性物質の体内摂取を防止するとともに、ダストサンブラを用いて局所的な放射性物質濃度測定を行う。(187、添6-3) 管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。(186、添6-2) 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備(添5-223)	○	第50条、第51条、第52条第1項(別表9、10)で従来から規定済み。
出入管理用として、ハンドフットクロスモニタ等の機器を備える。(添5-18) 第1種管理区域出入口において、汚染管理を行うためのハンドフットクロスモニタ等、除染のための手洗い流しを設ける。(添5-222) 第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ、サーバイメータ等により身体表面又は搬出物品の表面汚染を測定し、表面密度限度の1/10以下になるように管理する。(添6-3) 添5リ(ト)の表1 放射線管理施設に設置する設備(添5-223)	○	第45条(別表6)、第54条(別表12)で従来から規定済み。
外部被ばく線量は、放射線業務従事者に蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用させ、3月ごと(妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと)に測定する。(187、添6-4)	○	第48条(別表7)、第49条(別表8)で従来から規定済み。
内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごとに算出する。必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中のウラン検査を行う。(187、添6-4)	○	第49条(別表8)で従来から規定済み。
定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。(187) 放射線業務従事者に対し、年に1回定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。(添6-4)	○	第23条で従来から規定済み。
健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、記録して保管する。(187) 「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。(188) 放射線業務従事者に対し、「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、電離放射線健康診断個人票に記録する。(添6-4)	○	第48条(別表7)、第49条(別表8)に従来から規定済み。詳細は「放射線管理基準」に定めている。
必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。(188) 放射線業務従事者が核燃料物質等を取り扱う作業に従事するときは、必要な部位に専用の保護具を着用させる。また、万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。(添6-4)	○	第50条及び第91条の2で従来から規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵又は保管廃棄する位置を管理する。(8) 周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域外における線量が線量限度等を定める告示に定める線量限度を超えないように測定・監視を行うとともに、必要な気象を観測する。本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。(188) 本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、周辺監視区域境界及び敷地境界外の人の居住する可能性のある地点において、合理的に達成可能な限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。また、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするために、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざかる位置に配置する。(添6-8) 第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、排気口を通じて屋外に放出する。(添6-37) 本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、貯留し、あらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。(添6-45) 本加工施設の敷地内及び敷地境界点における線量を熱蛍光線量計(TLD)等により、また、空气中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を放射能測定装置により、それぞれ定期的に測定し、長期間にわたる環境の監視を行う。(添6-51) 添5ハ(ハ)の図1 周辺監視区域境界及び排気口、排水口、外部放射線測定点、空气中の放射性物質濃度測定点、風向、風速観測点、雨量及び気温観測点の位置(添5-24) 添6ロ(二)の図1～図8 再生濃縮ウランの貯蔵保管等(添6-10～添6-17)	○	第50条、第52条、第74条及び第75条で従来から規定済み。
管理区域は、ウランを密封して取扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分し、管理する。(186)	○	第41条で従来から規定済み。
管理区域においては線量、表面密度及び空气中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。(186、添6-2)	○	第40条で従来から規定済み。
ウラン粉末の漏えいの拡大を防止するため、当該区域の外から当該区域に向かって空気が流れるように、第1種管理区域は外部に対して19.6 Pa以上の負圧を保つように給排気のバランスをとる構造とし、必要な場合に閉じることのできる逆流防止機構又はダンパーを設ける構造とする。室内の負圧は差圧計によって監視する。排風機の故障等により、万一、負圧が維持できなくなった場合には、自動的に警報を発する。(11、添5-16) 第1種管理区域の部屋は排気設備で排気することにより、平均6回/時以上の換気を行うとともに、室内の圧力を外気に対して19.6 Pa(2 mm水柱)以上の負圧を維持できる設計とする。この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし管理する。(添6-2) 加工工場及び廃棄物処理棟の各系統は、第1種管理区域各室を給気ファン及び排風機により換気する。給気ファンと排風機は、互いの風量を調整することで、第1種管理区域各室を負圧に維持することにより、室内の空気が外部に漏えいすることを防止する。(174、175、176、177) 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトから構成される排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。また、排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。 第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空气中の放射性物質の濃度が線量限度等を定める告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。(186)	○	第34条で従来から規定済み。
ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。(187)	○	第62条の6及び第34条で規定済み。
第1種管理区域でウラン粉末を収納する系統及び機器は、ウラン粉末を設備、機器等によって閉じ込めるか、囲い式フードを設けて局所排気系統に接続し、囲い式フードの内部を局所排気系統により工程室に対して9.8 Pa以上の負圧又は囲い式フードの開口部の面速を0.5 m/秒以上に維持することにより、ウランの漏えいを防止する。(10、11、添6-2) 第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。(187) 取り扱うウランの飛散による室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設けて局所排気を行い、その内部を負圧とし、その開口部での風速が0.5 m/秒以上となるようにする。(添5-12)	○	第59条の3で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
<p>(火災)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工施設の建物には、万一の火災を早期に感知し報知するため、「消防法」に基づき自動火災報知設備、及び初期消火を迅速かつ確実にを行うために粉末消火器を設ける。粉末消火器の設置数は「消防法」で定める数以上を設置する。屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するために、「消防法」に従い消火設備として屋外消火栓、可搬消防ポンプを設け、火災発生時に迅速かつ確実に消火を行う。(13、添5-139)</li> <li>加工施設(建物)に設置する火災感知設備として、「消防法」に基づく自動火災報知設備を設置し、「消防法」の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。(添5-139)</li> <li>「消防法」に基づき、加工施設(建物)には屋外消火栓を設置し、「消防法」の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。(添5-139)</li> <li>事業所内には2台の可搬消防ポンプを備え、「消防法」の規定に基づき、有資格者による機器点検(6カ月に1回)及び総合点検(1年に1回)を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。(添5-139)</li> </ul> <p>添5チの表3 各建物に設置している火災感知設備、消火設備(添5-140)  別添チー2 加工施設(建物)の火災感知設備、消火設備配置図(添5-327～添5-338)  別添チー3 屋外消火栓設備配置図(添5-339、添5-340)  添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動を行うため実施組織として自衛消防隊を設け、定期的に訓練を実施する。(13)</li> <li>事業所長は初期消火活動に関する基準を定め、業務管理部長に火災発生時における初期消火活動に必要な通報設備の配備、初期消火活動要員の配置を行わせるとともに、初期消火活動に必要な消火設備・資機材の配備を行わせる。この体制は、重大事故に至るおそれのある事故で想定している火災の複数同時発生時に対する体制と同じである(添付書類七ハ(ハ)参照)。(添5-145)</li> </ul>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <p>消火活動に必要な防火服、フィルタ付き防護マスク、投光機等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。(13)</p> <p>図1 消火活動時のアクセスルートと消火設備の有効性(加工工場1階)(添5-369)  図1～図3 消火活動時のアクセスルート及び消火栓の有効性(添5-370～添5-372)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <p>空気混入を防止するために火炎を生じる焼結炉の出入口、排気口においては、付近に可燃物を配置しない。(添5-136)  火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行う。(添5-161)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <p>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の保管容器(粉末缶)に収容した状態で保管、運搬などの取扱いを行う。(添5-136)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。(添5-144)</li> </ul> <p>火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行う。(添5-161)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ユニットの作動油タンクのホース接続部などからの油の漏えいによる火災発生を防止するため、作動油タンクにはオイルパンを設けるとともに周囲を吸着材で囲う。オイルパン内にオイルが確認された場合は拭き取りなどを行う。(添5-144)</li> </ul>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止するよう手順書を整備する。(添5-144)</li> </ul>	×	事業所全設備に対して実施している高経年化に係る総点検の終了後に行う手順書の作成が完了した後に、令和2年5月以降に保安規定に反映する。
<p>(可燃物の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内の危険物は「消防法」の許可を受けている危険物貯蔵所に保管し、必要量のみを取り出して加工施設(建物)に持ち込み、転倒防止対策された金属製の保管庫に施錠保管する管理を行う。(添5-144)</li> <li>第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油(以下「廃油」という。)は、液体が漏れにくく又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、廃棄物倉庫内に設置した「消防法」に基づく耐火性を有する少量危険物倉庫に保管する。(添5-149)</li> </ul>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
<p>(可燃物の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守及び注意喚起の掲示等に必要なもののみを加工施設(建物)に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。(添5-144、添5-367)</li> <li>・管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。(添7-6)</li> <li>・別添チー5 図1 混合器及びホッパーの浸水防止対策(添5-355)</li> </ul> <p>(可燃物の管理:量的制限について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内における危険物の取扱いとして、各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給する。(添5-186)</li> </ul>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。書類の持ち込み制限、金属容器への収納は実施済み。
	×	火災影響評価における可燃物量を下回るよう可燃物の撤去作業を行っており、平成30年9月に加工工場の書類の撤去を完了した。量的制限の運用については、残る設備の可燃性部材の変更が完了する、令和5年5月頃以降に下部規定に定める。
<p>(可燃物の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが(約100g/1日/作業場所)、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な金属消火器、乾燥砂(消火用)を配置する。(添5-144)</li> <li>・発生したジルカロイの加工くずは、作業場所において金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所において水没させて保管する管理を行う。(添5-144)</li> </ul>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(火災)</p> <p>加工施設各室は、屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、2つ以上のアクセスルートを設置する。(添5-152)</p> <p>図1 消火活動時のアクセスルートと消火設備の有効性(加工工場1階)(添5-369)</p> <p>図1～図3 消火活動時のアクセスルート及び消火栓の有効性(添5-370～添5-372)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(爆発)</p> <p>可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に、各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。これらの設備・機器を設置する火災区画で火災が発生した際は、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能と相まって、爆発の発生を防止する。(添5-138)</p>	×	第9次設工認の工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<p>(地震)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した地震が震度5弱以上の場合は、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁の一次側にある手動バルブを閉止する手順を定める。(添5-322)</li> </ul>	×	緊急遮断弁の自動閉止機能は、第9次設工認の工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
	○	既設の手動バルブの停止手順のみを第30条の2(添付1)に規定済み。
<p>(爆発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。(添5-325)</li> </ul>	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
<p>(地震・竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室R Iのラインを構成する設備・機器(混合機、プレス、焼結炉、焙焼炉、研磨洗浄装置、外観検査装置等)を撤去する。ペレット梱包台についてはペレット加工室Iに移設する。これに伴い、成形施設の最大処理能力を削減し、核的制限値を削除する。撤去により発生する廃棄物は除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。(別紙2)</li> <li>(3) 処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力(82)</li> <li>表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84～92)</li> </ul>	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<p>(地震・竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室I、ペレット加工室II及び組立室のスタック乾燥装置、ウラン運搬台車(マガジン移載台車)及びウラン運搬台車(マガジン運搬台車)を撤去する。これに伴い、核的制限値を削除する。(別紙2)</li> <li>表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84～92)</li> </ul>	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<p>(地震・竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室I、ペレット加工室IIのスタック編成・挿入装置の耐震裕度向上等の改造を行う。これに伴い、核的制限値を変更する。(別紙2)</li> <li>表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84～92)</li> </ul>	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<p>(地震・竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震及び竜巻対策のため、加工工場の組立室の被覆管乾燥機を撤去する。これに伴い、核的制限値を削除する。(別紙2)</li> <li>表 被覆施設の単一ユニットの核的制限値(95～96)</li> </ul>	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室Ⅰ及びペレット加工室Ⅱの挿入溶接装置3基のうち、1基を撤去し、2基に対して耐震裕度向上等の改造を行い、挿入溶接装置2基とする。これに伴い、核的制限値を変更する。(別紙2) 表 被覆施設の単一ユニットの核的制限値(95~96)	×	第9次設工認で行う設備の撤去及び耐震工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震・竜巻) ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室RⅠの原料保管棚を撤去する。これに伴い、最大貯蔵能力を削減する。(別紙2) (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(地震) ・地震対策のため、加工工場の排気室内に壁を追加設置する。これに伴い、壁との干渉を避けるため、排風機を移設する。 ・地震及び竜巻対策のため、加工工場のペレット加工室Ⅰ等とペレット加工室Ⅱ等の間に壁を追加設置する。これに伴い、壁との干渉を避けるため、粉末作業ボックス及び粉末取扱ボックスを移設するとともに、容器搬送コンベアを設置する。(別紙2) 表 貯蔵施設の単一ユニットの核的制限値(109~119)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) 藤田スケール1の竜巻の最大風速49 m/s に対し、安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とする。すなわち、設計竜巻による風荷重あるいは気圧低下により安全機能を有する施設を内包する建物が損傷せず、また飛来物が建物を貫通しない設計とする。敷地内の物体が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。(21)	×	鋼製扉、防護壁、防護ネットの完成に先立ち、飛来物となる可能性のある物品の固縛又は撤去を進めており、令和2年5月以降に完了する。鋼製扉、防護壁、防護ネットの設置は第8次設工認の工事が完了する時期である令和3年11月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) 藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/s を想定し、風荷重及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。(21)	×	
(竜巻) F1 竜巻に対する安全設計として、竜巻により浮き上がり飛来物となる可能性のある敷地内の資機材を固定固縛する。(添5-118)	×	
(竜巻) 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物のうち、第1種管理区域を内包する加工工場建物及び原料貯蔵庫については、F3 竜巻の竜巻荷重あるいは飛来物に対して建物の壁や屋根が損傷しないためのハード対策として鉄製扉、防護壁、防護ネットを設置し、また、第1種管理区域を内包しない加工工場建物、廃棄物倉庫、廃棄物倉庫Ⅱ、廃棄物処理棟については、核燃料物質等の施設外への飛散を防止するためのソフト対策として固縛等の措置を講じる。(添5-118)	×	
(竜巻) 飛来物低減のために敷地内の自動車を防護ネット裏へ退避する等のソフト対策、加工工場内のウランインベントリ低減のため設備撤去等のハード対策を必要に応じて実施する。(添5-118)	×	第9次設工認で行う設備の撤去が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) ・第1種管理区域を内包しない加工工場建物において、組立室及び出入荷ヤード、集合体貯蔵室、集合体貯蔵エリアⅠ(地上)、集合体貯蔵エリアⅠ(地下式集合体貯蔵庫)、廃棄物倉庫、廃棄物倉庫Ⅱ、廃棄物処理棟においては、ウランの飛散を防止するためのソフト対策を行う。(添5-119)	×	第8次設工認で鋼製扉、防護ネットが完成する令和3年11月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) 体制の整備では、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制及び竜巻対策実施体制を整備し、連絡・対策実施についての手順書を整備する。また、連絡・対策要員に対し教育・訓練を定期的に行って力量を確保し、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策が想定される場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。(添5-119)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻・注意喚起) 竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。注意喚起は、茨城県に対する竜巻に関する気象情報及び雷注意報を検知した場合に発令し、以下の対応を実施する。 ・連絡要員は直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。 ・対策要員は核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 ・固縛が必要な設備については、固縛箇所を事前に確認する。 ・構内車両の有無を確認し、運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示する連絡先を確認する。(添5-119、添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻・警戒態勢) 本加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上を検知した場合、以下のソフト的な対応を実施する。 ・連絡要員は直ちに事業所内放送等によって対応の開始を指示する。(添5-120)	○	



加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(竜巻) ・ 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を 30 分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻) ・ 敷地内で運搬を行う構内運搬工程は輸送容器を F3 竜巻の風荷重による損傷を受けない建物内まで運搬し、構内運搬を中止する。(添5-120)	×	第6次設工認(容器保管室)で行う鋼製扉の設置が完了する令和2年10月以降に保安規定に反映する。
(竜巻) ・ 固縛が必要な燃料棒溶接工程、燃料棒検査工程、集集体組立工程は作業を中止し、固縛用ベルトによって燃料棒及び設備を固縛する。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻) ・ 全自動工程である燃料棒運搬工程は、燃料棒を燃料棒貯蔵施設に退避し、貯蔵施設の扉を閉め、運搬設備を停止する。(添5-120)	×	燃料棒保管棚の撤去並びに第7次設工認で行う燃料棒保管室と組立室をつなぐ開口部への鋼製扉の設置が完了する令和3年9月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) ・ 集集体搬送工程は運搬中の燃料集集体を集集体貯蔵施設まで運搬し、燃料集集体を設備内に収納し、治具で固定する。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻) ・ 集集体梱包工程は梱包中の燃料集集体を輸送容器に収納し、輸送容器を固縛用ベルトにより設備に固縛する。(添5-120)	×	第7次設工認で行う集集体梱包装置、容器搬送設備の設置が完了する令和3年9月頃以降に保安規定に反映する。
(竜巻) ・ 燃料集集体を治具に固定して実施する集集体検査工程では設備を停止する。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻) ・ 廃棄物処理工程は放射性廃棄物の取扱い作業を停止し、放射性廃棄物をドラム缶に収納し、固縛用ベルトにより固縛を行い、飛散防止処置を講じる。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻) ・ 廃棄物保管工程について、保管廃棄中のドラム缶は、固縛する治具(ネステナー)に収納し、ネステナー同士を固縛することによって飛散防止の処置を講ずる。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)及び第73条で規定する。
(竜巻) 取扱い中のドラム缶は、作業を中止して床置きしているドラム缶をネステナーに収納し、これを固縛用ベルトにより固縛済みのネステナーに水平に連結し固定する。(添5-120)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(竜巻) ・ 敷地内の自動車の有無を確認し、敷地内の防護ネットを設置した駐車場へ退避させる。(添5-120)	×	第11次設工認で行う防護ネットの設置が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) ・ 竜巻対策のため、加工工場のウランインベントリを低減するために、集集体貯蔵エリア I の地下式集集体貯蔵庫のウラン貯蔵量を削減する。これに伴い、最大貯蔵能力を削減する。(別紙2) (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)	○	第70条(別表15)で規定済み。
(竜巻) ・ 竜巻対策のため、加工工場のウランインベントリを低減するために粉末調整室の混合機及び篩別機を撤去する。これに伴い、核的制限値を削除する。(別紙2) 表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84~92)	×	令和元年3月に申請した第4次設工認で粉末調整室の混合機及び篩別機の撤去工事が完了する令和2年7月頃に保安規定に反映する。
(竜巻) ・ 竜巻対策のため、加工工場のウランインベントリを低減するために、半製品の貯蔵施設である組立室の燃料棒保管棚を撤去する。これに伴い、最大貯蔵能力を削減し、核的制限値を削除する。(別紙2) ・ 加工工場内のウランインベントリを減らすため、粉末調整室内のウラン粉末を取り扱う設備、及び組立室内の燃料棒保管棚を撤去する。(添5-119) 表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84~92) 表 貯蔵施設の単一ユニットの核的制限値(109~119) (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)	○	粉末調整室内のウラン粉末を取り扱う設備以外は第33条(別表4)及び第70条(別表15)で規定する。
(竜巻) ・ 加工工場内のウランインベントリを減らすため、粉末調整室内のウラン粉末を取り扱う設備、及び組立室内の燃料棒保管棚を撤去する。(添5-119) 表 成形施設の単一ユニットの核的制限値(84~92) 表 貯蔵施設の単一ユニットの核的制限値(109~119) (ハ) 貯蔵する核燃料物質の種類及び最大貯蔵能力(105~107)	×	粉末調整室内のウラン粉末を取り扱う設備は撤去工事が完了する令和2年7月頃に保安規定に反映する。
(火山活動(降下火砕物)) 核燃料物質を内包する施設は、降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態である湿潤密度1.5 g/cm <sup>3</sup> にある降下火砕物の堆積厚さ6 cmに耐える耐荷重があるが、積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。(22) 核燃料物質を内包する施設は、降下火砕物堆積厚さ6 cm(湿潤密度1.5 g/cm <sup>3</sup> )に耐える実力がある。降下火砕物と積雪の重畳の有無にかかわらず、降下火砕物の堆積が認められた時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。(添5-103、添5-127、添5-253)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
(火山活動(降下火砕物)) 作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。(22) 防護対象施設の許容堆積厚さ(6 cm以上)及び火山事象の進展を考慮して作業を開始することとし、作業に必要な防護具や資機材を常備する。この作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。(添5-127)	×	除灰作業に必要な資機材の整備を行う。梯子の設置、屋根の強化工事が必要な機械棟・廃棄物倉庫があるため、設置工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
(火山活動(降下火砕物)) 必要に応じて加工設備本体及び気体排気設備を停止する措置を講じる。(22、添5-127)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(積雪) 加工施設の建物は「建築基準法」及び「茨城県建築基準条例」に定める30 cmや過去の月最深積雪32 cm(水戸地方気象台1945年2月26日)よりも深い積雪に対して十分に耐える設計とする。積雪と降下火砕物の重畳の有無にかかわらず、降下火砕物の堆積が認められた時点で、速やかに除去する措置を講じるにより、その損傷を防止する。(22、添5-103、添5-127)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(生物学的事象) 換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。(22、添5-103、添5-133)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(外部火災) 敷地内に消火栓等を設置するとともに、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。(23) 想定する外部火災(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発及び航空機落下火災)に対して、核燃料物質又は核燃料物質により汚染された物を取り扱う設備・機器、及びそれらを収納する建物が大きな損傷を受けないために以下の設計とする。 敷地内に消火栓等を設置するとともに、火災防護に関する計画を策定し、外部火災発生時に消火活動を実施するための手順、機器、体制等を定める。(添5-177)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(森林火災) ① 森林境界と評価対象施設の間の敷地内の草木を伐採して管理することにより、想定火災源に対して、加工施設までの離隔距離を危険距離以上に維持する。 ② 自衛消防隊は評価対象施設に駆けつけて予備的放水を行うことにより、評価対象施設の外壁への延焼を防止する。(添5-180)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(敷地内の爆発影響) ①危険限界距離以上の離隔距離を確保できない高圧ガス貯蔵庫Ⅱを撤去し、評価対象施設から危険限界距離以上の離隔距離を確保できる位置に、代替施設として新たに水素ガス貯蔵庫を設置する。 ②危険限界距離以上の離隔距離を確保できない高圧ガス貯蔵庫Ⅰ、高圧ガス貯蔵庫Ⅲ及び廃棄物処理棟プロパンガス貯蔵庫を撤去し、危険限界距離以上の離隔距離を確保できる位置に、代替施設として新たにプロパンガス貯蔵庫を設置する。 ③設置に当たっては、爆発源を敷地内に点在させるのではなく一箇所に集約し、全ての評価対象施設から十分な離隔距離を確保できるようにする。 ④一箇所に爆発源を集約することに伴い、プロパンガスの貯蔵数量を削減し、評価対象施設に対する爆発影響を軽減する。 ⑤危険限界距離以上の離隔距離を確保できない水素ガスボンベ庫(2)を撤去し、敷地内の爆発源を削減する。(添5-190) ①敷地内に入講する車両に対して、運搬する燃料量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して、評価対象施設からの離隔距離を危険距離以上に維持する。(添5-188) ①敷地内に入講する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定爆発源に対して、評価対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。(添5-192) 敷地内における高圧ガスの取扱いとして、各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給する。(添5-418)	×	新たに設置するプロパンガス貯蔵庫が完成する令和3年10月頃以降に保安規定に反映する。
侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。また、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。(24) また、不法侵入防止等防止設備の機能を維持するため点検、保守管理を実施する。(添5-199)	○	第46条の2で規定済み。
加工施設への人の立ち入りは、常時立入る従事者に対してはIDカードにより、一時立入者に対しては、身分及び立ち入りの必要性を確認した後に立ち入りさせ、また、立ち入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。常時立ち入ることがない施設では、出入口を施錠管理する。(添5-199)	○	第46条の2で規定済み。



加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・地下式集合体貯蔵庫については、溢水源及び溢水経路はないが、万が一の浸水を防止するために堰を設けるとともに、拡大防止対策として漏水検知器により溢水を検知し、水中ポンプにより排水する管理を行う。(添5-217)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。(25)	○	第30条で規定済み。
操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。(25)	○	第30条で規定済み。
非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。(26)	○	第85条で規定済み。
(焼却炉：その他の安全対策) ・焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。(添5-325)	○	第30条の2(添付1)で規定済み。
(注2)輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固縛策を講じる。(38、52、62)	×	第6次設工認(容器保管室)で行う容器保管室の集合体輸送物保管設備の工事が完了した後の令和2年12月頃に保安規定に反映する。
設計基準事故時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。(188)	○	第85条で規定済み。
設計基準事故が発生した場合に、事業所対策本部等から事業所内の人に対して、退避及び事故対処の連絡・指示ができるように、エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた事業所内通信連絡設備として、放送設備、固定電話機、携帯電話機(PHS)及び無線機を備える。また、放送設備は、事業所対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。(28、添5-229)	○	第85条及び第91条で規定済み。
最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器を設置する分析室Ⅰ～Ⅲ及び製造支援室(分析区画)については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員がウランの質量が核的制限値未満であることを確認し、二人目の操作員がウランの移動を中止させることにより、質量制限の逸脱を防止する。(48、添7-4、添7-5)	○	第33条(別表4)で規定済み。
粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器又は燃料集合体を設備・機器に保管する貯蔵施設では、貯蔵施設内の容器等の間の離隔距離が逸脱することがないように、設備・機器の構造によって容器等の配列の間隔を担保する。粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器又は燃料集合体を、貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること、又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。(添7-5)	○	第33条(別表4)で従来から規定済み。
(空气中ウランの建物からの漏えい) 第1種管理区域の空气中ウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、また、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。(添7-8)	○	第34条で従来から規定済み。
(設備損傷による閉じ込め機能の不全) a) 設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空气中のウラン濃度を監視し警報を発するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。(添7-11、添7-14)	○	第36条第2項で規定済み。
(火災による閉じ込め機能の不全) a) 火災が発生した場合、火災区域内に設置された自動火災報知設備により火災を感知し警報を発する。火災を発見した者は、粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備(屋外消火栓)を使用して消火する。(添7-11)	○	第30条の2で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
<p>第1種管理区域からの液体廃棄物は、集水槽又はドラムドライヤー用貯槽に貯留し、廃液処理設備及び沈殿処理設備で、凝集沈殿、ろ過、蒸発乾固等の廃液処理を行った後、排液貯槽に貯留する。廃液処理後の廃液は、バッチ方式により排水中の放射性物質濃度を測定し、放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認した後、第1種管理区域外の下水ポンドに排出する。下水ポンドにて、再度濃度測定し、排水中の放射性物質濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認した後、専用排水管によって海に放出する。また、廃油等の液体廃棄物は廃油貯蔵エリアに保管廃棄する。焼却可能な廃油は焼却炉で焼却した後、放射性固体廃棄物として廃棄物保管設備に保管廃棄する。第2種管理区域からの排水は放射性物質によって汚染されるおそれはない。(124)</p> <p>放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。(189)</p>	○	下部規定の「放射線管理基準」(第74条関係)で従来から規定済み。
<p>放射性物質等で汚染された固体廃棄物は、可燃性、不燃性、フィルタ、及び大型設備に分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策として金属製容器に入れ、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫Ⅱに保管廃棄する。(126)</p> <p>第1種管理区域で発生した固体廃棄物は、ドラム缶等の金属製容器に収納し、廃棄物倉庫又は廃棄物倉庫Ⅱに保管廃棄する。保管廃棄中の固体廃棄物は、必要に応じて、廃棄物処理棟に移動し、減容、焼却又は点検等を行う。なお、廃棄施設へ廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて前処理(解体、裁断、除染及び分別)を行い、ドラム缶等の金属製容器に収納し、所定の場所で一時的に保管する。(181)</p> <p>放射性固体廃棄物は可燃物、不燃物、フィルタ、及び大型設備に分類し、除染、解体又は減容の後、ドラム缶等の金属製容器に入れて保管廃棄する。解体前のフィルタについては、プラスチック袋に封入した後、使用済みフィルタ専用の金属製容器に入れて保管廃棄する。また、金属製容器に入れることが困難な大型設備については、汚染の広がりを防止する措置を講じて保管廃棄する。可燃物については、焼却設備で減容処理を行い、その焼却灰をドラム缶に入れて保管廃棄する。また、すでに保管管理されている廃棄物についても、必要に応じ、除染又は減容処理を行う。なお、保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものを、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。(189、添6-50)</p>	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第73条関係)で従来から規定済み。
<p>これら、固体廃棄物の保管状況は日常の巡視点検により監視する。(添6-50)</p>	○	第62条の6で規定済み。
<p>放射性固体廃棄物は鋼鉄製フレーム付きのパレットに、金属製容器(ドラム缶の場合は4本、使用済みフィルタ専用の金属製容器の場合は1個)をベルト等により固縛し、転倒・落下がないように取り扱う。</p> <p>廃棄物倉庫Ⅱにおいて、廃棄物中のガンマ線を測定し固体廃棄物中のウラン量を測定する。(181)</p>	○	第30条の2(添付1)で規定する。
<p>排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、監視設備により監視し、異常放出の有無を監視する。また、異常が確認された場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量限度等を定める告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。(189)</p>	○	第75条で従来から規定済み。
<p>(フィルタの切断・解体工程)</p> <p>廃棄物処理棟に搬入した使用済みフィルタを2階に移動する際には天井走行クレーンを用いる。</p> <p>使用済みフィルタの解体は、切断式解体装置(フィルタ振動装置)及び切断式解体装置(フィルタ解体装置)の2つの装置で実施する。切断式解体装置(フィルタ振動装置)では、使用済みフィルタを振動させて使用済みフィルタに付着している放射性物質等を分離・除去する。付着物は使用済みフィルタごとに回収し、プラスチック袋に回収する。このプラスチック袋はドラム缶内に封入し保管廃棄する。</p> <p>付着物を回収した使用済みフィルタは、プラスチック袋に収納し、切断式解体装置(フィルタ解体装置)に運搬する。切断式解体装置(フィルタ解体装置)では使用済みフィルタの木枠と使用済みフィルタの集塵部分を分離する。分離した木枠は、可燃性の放射性固体廃棄物としてドラム缶に収納する。(181)</p> <p>木枠を切断した使用済みフィルタは再び切断式解体装置(フィルタ振動装置)に運搬し、使用済みフィルタの集塵部分を金属板及びガラスウール等に分別する。使用済みフィルタの集塵部分は不燃性の放射性廃棄物としてドラム缶に封入する。(182)</p>	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第73条関係)で従来から規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
<p>(固体廃棄物の焼却工程)</p> <p>可燃性の固体廃棄物が封入されているドラム缶を廃棄物倉庫及び廃棄物倉庫Ⅱから廃棄物処理棟へ移動後に天井走行クレーンを用いて2階に移し、廃棄物処理室Ⅱにある廃棄物取扱ボックスに搬入し、可燃物の種類ごとに分類する。これら分類した可燃性廃棄物はプラスチック袋に封入し、焼却物とする。また、廃棄物倉庫の廃油貯蔵エリアの廃油ドラム缶を廃棄物処理棟に搬入し、廃棄物保管室Ⅰで廃油を焼却物とする。</p> <p>焼却炉では、可燃性廃棄物をプロパンガスで加熱・焼却する。局所排気 EF-2 系統によって、燃焼で用いる空気を燃焼給気プロアとダクト(燃焼空気プロア～焼却炉)を経由して供給する。焼却炉で生じた燃焼ガスは、二次燃焼炉でプロパンガスを用いて可燃性ガスを燃焼し、セラミックフィルタと高温フィルタで放射性物質を取り除いた後、排風機とダクト(焼却炉～排気筒)を経由して排気筒から排出される。</p> <p>焼却後の焼却灰は、焼却灰充填装置を用いて回収し、ドラム缶に封入する。また、セラミックフィルタの付着物及び廃棄するセラミックフィルタはセラミックフィルタ灰充填装置を用いて回収し、ドラム缶に封入する。(182)</p> <p>放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却炉で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。(189)</p>	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第73条関係)で従来から規定済み。
<p>(監視設備・気体廃棄物)</p> <p>a. 排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。</p> <p>b. プレフィルタ及び高性能エアフィルタの目詰まりは、フィルタ前後の差圧を差圧計により監視する。(添5-23)</p>	○	下部規定の「放射線管理基準」(第75条関係)で従来から規定済み。
<p>(液体廃棄物)</p> <p>廃液処理設備で処理後の廃液は貯留し、排水中の放射性物質濃度を放射線測定装置により、バッチごとに測定し監視する。(添5-23)</p>	○	下部規定の「放射線管理基準」(第74条関係)で従来から規定済み。
<p>(施設周辺における監視対策)</p> <p>(i) 規則に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。(添5-23)</p> <p>添5ハ(ハ)の図1 周辺監視区域境界及び排気口、排水口、外部放射線測定点、空気中の放射性物質濃度測定点、風向、風速観測点、雨量及び気温観測点の位置(添5-24)</p>	○	第46条で従来から規定済み。
<p>(ii) 本加工施設内外の定点における線量を測定するために熱蛍光線量計又は電子式線量計等又はモニタリングポスト、また空気中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を測定するためのダストサンブラ、放射線測定装置等を設け手順を定める。(添5-23)</p>	○	第52条で従来から規定済み。
<p>設計基準事故時においては、加工施設内外の適切な場所において、外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質濃度等を適切に測定及び監視し、必要な情報を適切な場所に表示できるようにする。(添5-23)</p>	○	第85条で規定済み。
<p>加工施設の第1種管理区域内から排気口を通して放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度の監視及び測定のために、排気用ダストモニタを設ける。ダストモニタは、放射性気体廃棄物の廃棄設備によりろ過処理した排気をサンプリングして連続測定し、異常放出の有無を監視する。(添5-224)</p>	○	第75条で従来から規定済み。
<p>加工施設の第1種管理区域内で発生した廃水は、液体廃棄物の廃棄設備により処理し貯槽に溜めた廃水の放射能測定を行い濃度限度値以下であることを確認して管理区域外に放射性液体廃棄物として放出している。放射性液体廃棄物中の放射性物質の濃度測定のため、ローバックカウンタを設ける。(添5-224)</p>	○	下部規定の「放射線管理基準」(第74条関係)で従来から規定済み。
<p>(非常用電源設備)</p> <p>安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。(28)</p> <p>非常用電源設備は、停電信号で自動起動し、40秒以内に電圧が確立する設計とし、定期的に試験を行うことで、信頼性を有するように設計する。(添5-227)</p>	○	定期的な試験の実施について第31条で規定済み。ただし、予備の設置については、第6設工認で申請する。
<p>長期に亘って給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を待機状態に切り替えること及び一部のディーゼル式発電機を停止することによって、外部からの燃料供給がなくとも、7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。(添5-227)</p>	○	第31条で規定済み。
<p>(通信連絡設備)</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、事業所対策本部等から事業所内の人に対して、退避及び事故対処の連絡・指示ができるように、エリアモニタ及びダストモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた事業所内通信連絡設備として、放送設備、固定電話機、携帯電話機(PHS)及び無線機を備える。また、放送設備は、事業所対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所を設置する。(添5-229)</p> <p>添5リ(ヌ)の表1 事業所内通信連絡設備(添5-230)</p>	○	第85条で規定済み。また、添付2で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた事業所外通信連絡設備を設置する。事業所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。(添5-229) 添5リ(ヌ)の表2 事業所外通信連絡設備(添5-230)	○	下部規定の重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準(第85条及び添付2関係)で規定済み。
設置する警報装置、事業所内通信連絡設備及び事業所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。(28)	○	第91条で規定済み。
通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。(28)	○	第91条で規定済み。
所轄消防本部との専用電話回線を設ける。(添5-229)	○	第30条の2で規定済み。
一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。(添5-229) 添5リ(ヌ)の表2 事業所外通信連絡設備(添5-230)	○	第85条で規定済み。
(重大事故等の拡大の防止等) 夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。また、投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。(202) 夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるように、非常用電源設備及び照明具類を用意する。非常用電源設備については、事故発生場所へのアクセスが容易で、かつ、非常用電源設備が燃料油を内包することから、機械棟に保管し、代替を輸送容器保管倉庫北側に保管する。照明具類の投光器は上記の非常用電源設備と同一の場所に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点及び予備の活動拠点にそれぞれ保管する。(添7-27) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-32～添7-35)	○  ×	機械棟に保管する非常用電源設備及び照明具類の投光器、並びに事故時の活動拠点に保管する携帯用照明は、第91条で規定済み。  非常用電源設備及び照明具類の代替を保管する予備の活動拠点については、第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に保安規定に反映する。
重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等の的確かつ柔軟に対処するための手順書の整備、人員の確保、訓練の実施等の必要な体制について整備する。(203)	○	第91条で規定済み。
体制としては、休日・夜間を想定した初期段階、緊急消火班到着後の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト的な対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。このため、事業所対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられるような体制も整備する。(203) ・夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために事業所内に常駐する要員を7名確保する。ただし、焼結炉運転を停止している場合は、初動対応として実施する事項の一部を事前に実施しているため、事業所内に常駐する要員を6名確保とする。(添7-26、添7-44) ・事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所に常駐する要員とともに消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から優先して任命し、自衛消防隊・消火隊に属する緊急消火班として編成する。(添7-26)	○	第91条で規定済み。
・実施組織として、施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係及び救護・消火係を設ける。施設責任者、技術係、放管係、工務係、除染係には、技術的助言を行う要員も含めることとする。(203) ・支援組織として、情報第1係、情報第2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。(203)	○	第91条で規定済み。
・自衛消防組織として、自衛消防隊を救護・消火係の下に設ける。自衛消防隊には消火隊、救出救護隊、支援隊を置き、消火隊は消火活動(初期消火活動を含む)を、救出救護隊は負傷者発生時の救出・救護活動を、支援隊は自衛消防隊並びに事業所対策本部の活動支援を実施する。(203、添7-44)	○	第91条で規定済み。
・実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。(203)	○	第91条で規定済み。
・重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。(203、204)	○	第91条で規定済み。
・あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、夜間及び休日を含め、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。(204、添7-43)	○	第91条で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。(204)	○	第91条で規定済み。
・事故対処において、事業所組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。(204)	○	第91条で規定済み。
事故対処のため、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な個数及び容量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないように、保管場所、保管方法、数量を定め保管する。更に、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、資機材倉庫は地震等で損傷しても内部の資機材が取り出し可能な対策を講じる。 また、消火活動及び救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。(204) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	事故対処に必要な資機材のうち、目張り用資材等のその他資機材については、資機材倉庫(コンテナ)が設置完了したため、第30条の2(添付1)及び第91条で規定する。
	×	事故対処に必要な資機材のうち、非常用通信機器、放射線測定器、防護用器具については、その代替を保管する予備の活動拠点である第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に保安規定に反映する。
重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、処理事項、優先順位、手順書間の相互関係を明確にする。(204)	○	第91条で規定済み。
・事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理設備、要員による巡視点検等により得られる、火災の有無、設備稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量がある。その入手方法、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。(204、205)	○	第91条で規定済み。
・火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先する等の優先順位をあらかじめ手順書において明確にする。(205)	○	第91条で規定済み。
・事故対処においては焼結炉等の機器・設備の停止の操作等を、安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。(205)	○	第91条で規定済み。
・事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。(205)	○	第91条で規定済み。
・竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にする。(205)	×	地震の予測情報に基づいた対策は、第10次設工認の工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
・大規模な自然災害が発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置を講じるための手順を定める。(205) ・竜巻については、予測情報を確認した時点での事前の対応として、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等について明確にする。(添7-42)	○	第91条で規定済み。
訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施するものとする。(205)	○	第91条で規定済み。
・教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。(205)	○	第91条で規定済み。
・要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする通報連絡活動等に関する個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて定期的(年1回以上)に実施する。また、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。(205)	○	第91条で規定済み。



加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
・実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とし、消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(205)	○	第91条で規定済み。
・夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。(205)	○	第91条で規定済み。
大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。また、所在地域の原子力事業者及び他のウラン加工事業者からの要員の派遣等についても、重大事故等の体制と同一とする。大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育、訓練を定期的(年1回以上)に実施する。手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位、手順書間の相互関係等を明確にする。(206)	○	第91条で規定済み。
重大事故に至るおそれがある事故の対策に加えて、核燃料物質を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、ウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の必要な手順並びに資機材を整備する。また、対策に必要な資機材の保管場所は、加工工場及び加工工場から離して分散して設置する。 大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡視点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。(206) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第91条で規定済み。
大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。具体的には、大規模損壊発生を想定し、防災組織全体で連携した総合訓練及び重大事故等対策組織の各班が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。また、大規模損壊における加工施設の挙動に関する教育を年1回以上の頻度で実施し、知識の維持・向上を図る。(206)	○	第91条で規定済み。
必要に応じて、所在地域の原子力事業者間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等による社外組織への支援を要請し、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用その他必要な支援を受けて活動に当たる。(添7-46)	○	第91条で規定済み。
大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や、要員の巡視点検により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。(206、添7-46) 添7ハ(ロ)の表4 監視設備(添7-37)	○	第91条で規定済み。
・放射線障害防護用器具のうち、防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。呼吸用ボンベ型防護マスクは、加工工場のほか、事故発生場所へのアクセスが容易な事務棟に保管する。(添7-26) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第91条で規定済み。
・非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする災害時優先電話、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、所轄消防本部との専用電話回線と、事故発生時の要員招集や事故対処のための事業所内の情報共有に使用する緊急呼出装置、携帯型無線、事業所内放送設備(一斉放送設備)から成る。緊急呼出装置と所轄消防本部との専用電話回線を除く機器については、事故時の活動の拠点となる安全管理棟に保管し、代替を予備の活動拠点に保管する。ただし、事業所内放送設備(一斉放送設備)については、通常時の使用場所である事務棟と予備の活動拠点にそれぞれ保管する。(添7-26) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	×	第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に、予備の対策本部への通信連絡設備の設置を行い、保安規定に反映する。
・計測器等は、事故発生場所へのアクセスが容易な加工工場に保管し、代替を加工工場から離れた安全管理棟に保管する。(添7-27) 添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33) 添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)	○	第91条で規定済み。
加工工場の各火災区画には、「消防法」において定められる消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。(添7-27)	○	第91条で規定済み。

加工事業変更許可申請書での記載内容(記載ページ)	保安規定への反映	
	対応状況	内容
<p>・その他資機材のうち、除染用具については核燃料物質等を取り扱う加工工場と廃棄物処理棟に保管し、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する防護資機材(建屋扉等の目張り用資材、建屋、設備損傷時の養生用資材、飛散ウラン回収用資機材)は加工工場から離れた安全管理棟に保管するほか、資機材倉庫に代替を保管する。(添7-27)</p> <p>添7ハ(ロ)の表2 資機材一覧(添7-33)</p> <p>添7ハ(ロ)の図2 資機材保管場所とアクセスルート(添7-38)</p>	○	第91条で規定する。
<p>資機材倉庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面上に固縛して倉庫とする方針とする。(添7-27)</p>	○	第91条で規定する。
<p>・非常用通信機器、計測器又は照明具類等のうち外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。(添7-27)</p>	○	第91条で規定済み。
<p>・階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。(添7-27)</p>	○	第91条で規定済み。
<p>当直者は、常駐する他の警備員と初動対応要員をそれぞれ、可燃性ガスの供給弁手動閉止及び循環冷却水、上水、純水の供給弁手動閉止と電源断、給排気設備運転停止、防火ダンパー閉止に当たらせる。(添7-28)</p>	○	可燃性ガスの供給弁手動閉止及び循環冷却水、上水、純水の供給弁手動閉止と電源断、給排気設備運転停止に関しては第91条で規定済み。
	×	防火ダンパー閉止に関しては、第9次設工認で行う防火ダンパーの設置工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
<p>事故時に活動の拠点として機能する場所は、加工工場での火災の複数同時発生の影響を考慮し、加工工場から離れた安全管理棟対策本部室に設置する。また、地震、竜巻等の影響により安全管理棟が損傷する場合は、自然現象及び人為事象等の影響が少ない加工工場の容器保管室を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も加工工場における火災の複数同時発生の影響等により使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建屋を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。(添7-26)</p>	×	第6次設工認(容器保管室)の工事が完了する令和2年10月以降に、予備の対策本部への通信連絡設備の設置を行い、保安規定に反映する。
<p>・成形施設の変更に伴い、加工工場のペレット加工室R I及び粉末調整室から粉末状のウランを取り扱う設備・機器がなくなるため、設備・機器に接続していた一部不要となる排気ダクト及び設備排気用フィルタを撤去する。また、加工工場のペレット加工室R Iのラインを構成する設備・機器を撤去することにより、ペレット加工室R Iからの排水処理系統を廃止する。撤去に当たっては、付着ウランの回収後、ダクト及び配管の閉止等の措置により、加工施設全体の閉じ込め機能を維持する。(別紙2)</p>	×	排気ダクト及び設備排気用フィルタに関しては、第9次設工認で行う撤去工事が完了する令和5年5月頃以降に保安規定に反映する。
	×	排水処理系統に関しては、第10次設工認で行う撤去工事が完了する令和5年9月頃に保安規定に反映する。
<p>旧AF輸送容器については、閉じ込め及び臨界安全の観点から、AF型輸送物の設計として認可を受けていた旧輸送容器の定期自主検査(表1)と同様の検査を保安規定に定め実施することによって、旧輸送容器の性能を維持していることを確認する。(添5-444)</p>	○	下部規定の「施設の操作基準(燃料製造部)」(第33条(別表4)関係)に規定済み。